

## 財形株投

財形株投(一般財形30)

財形株投(一般財形50)

財形株投(年金・住宅財形30)

追加型投信／国内／資産複合

◆この目論見書により行なう「財形株投」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年5月1日に関東財務局長に提出しており、2026年5月2日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	: 2026年5月1日
発行者名	: アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 ステファニー・ドゥルーズ
本店の所在の場所	: 東京都港区赤坂九丁目7番1号
有価証券届出書(訂正届出書を含みます。)の写しを縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。  
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

	頁
第一部【証券情報】 .....	1
第二部【ファンド情報】 .....	3
第1【ファンドの状況】 .....	3
第2【管理及び運営】 .....	44
第3【ファンドの経理状況】 .....	49
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】 .....	128
第三部【委託会社等の情報】 .....	129
約款 .....	186

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

財形株投（一般財形 30）

財形株投（一般財形 50）

財形株投（年金・住宅財形 30）

- ・以下、上記を総称して、また各々を称して「財形株投」、「ファンド」または「ポートフォリオ」ということがあります。

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンド毎に、1兆円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

### (5)【申込手数料】

ありません。

### (6)【申込単位】

勤務先の事務局、販売会社の照会先にお問い合わせください。

### (7)【申込期間】

2026年5月2日から2026年11月2日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

### (8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス [www.amova-am.com](http://www.amova-am.com)

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

### (9)【払込期日】

- ・取得申込者は、原則として勤務先の事務局を通じて給与天引きにより申込金額を支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、原則として勤務先の事務局を通じて販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① ファンドの目的  
信託財産の成長と安定した収益の確保を目的として安定運用を行ないます。
- ② ファンドの基本的性格
  - 1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

##### ◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

##### ◇国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

##### ◇資産複合

目論見書または投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般	年1回	グローバル	ファミリーファンド
大型株 中小型株	年2回	日本	
債券 一般	年4回	北米	
公債	年6回	欧州	
社債	(隔月)	アジア	
その他債券	年12回	オセアニア	
クレジット属性 ( )	(毎月)	中南米	
不動産投信	日々	アフリカ	
その他資産 ( )	その他	中近東 (中東)	
(投資信託証券(資産 複合 資産配分 固定型(株式、債 券)))	( )	エマージング	
資産複合 ( )			ファンド・オブ・ ファンズ
資産配分固定型 資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産（投資信託証券（資産複合 資産配分固定型（株式、債券）））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式および債券に投資を行いません。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「資産複合」に分類されます。

「資産配分固定型」とは、目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

◇年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

◇日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

上記は、一般社団法人資産運用業協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ (<https://www.imaj.or.jp/>) をご参照ください。

③ ファンドの特色

# 1. 「財形株投」は、財形貯蓄制度をご利用いただく勤労者の皆様専用のファンドです。

※財形貯蓄制度は、「勤労者財産形成促進法」に基づいて設けられた勤労者を対象とした制度で、勤労者財産形成貯蓄(財形貯蓄)、勤労者財産形成住宅貯蓄(財形住宅貯蓄)、勤労者財産形成年金貯蓄(財形年金貯蓄)があります。

# 2. 「財形株投」は、一般財形、年金財形、住宅財形の3つの財形貯蓄にご利用できるように、次の3本のファンドから構成されています。その中からご利用の皆様のニーズに応じて選択していただきます。

＜財形株投(一般財形 30)＞ 実質株式組入上限 30%  
信託財産の純資産総額の30%を限度として株式に、残りの70%程度を公社債などに投資して信託財産の着実な成長をめざします。原則として、常時相当程度の組入比率を維持します。一般財形にご利用いただけます。

＜財形株投(一般財形 50)＞ 実質株式組入上限 50%  
信託財産の純資産総額の50%を限度として株式に、残りの50%程度を公社債などに投資して信託財産の着実な成長をめざします。原則として、常時相当程度の組入比率を維持します。一般財形にご利用いただけます。

＜財形株投(年金・住宅財形 30)＞ 実質株式組入上限 30%  
信託財産の純資産総額の30%を限度として株式に、残りの70%程度を公社債などに投資して信託財産の着実な成長をめざします。原則として、常時相当程度の組入比率を維持します。年金財形と住宅財形にご利用いただけます。

※ご選択によりそれぞれ「勤労者財産形成貯蓄契約」、「勤労者財産形成年金貯蓄契約」または「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」を結んでいただきます。

一般財形 30 一般財形 50	勤労者財産形成貯蓄契約
年金・住宅財形 30	勤労者財産形成年金貯蓄契約 または 勤労者財産形成住宅貯蓄契約

○市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

# 3. 信託財産の安定した成長をめざして安定運用を行ないます。

内外の公社債への投資により安定収益の確保を図るとともに、株式の運用部分については「パーラ日本株式モデル\*1」によりポートフォリオを構築してTOPIX(東証株価指数)\*2配当込みの動きに連動した投資効果をめざし、信託財産全体の安定した成長をめざします。

○市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

\*1 パーラ日本株式モデル  
パーラ日本株式モデルは、日本株への投資から期待される収益(必然的にリスクを伴います。)の発生源を、①市場全体の動き、②財務・株式関連データから開発された個別銘柄の株価変動指数、③業種指標、④ポートフォリオ(または個別銘柄)固有の特性などからもたらされる部分に分解・分析し数値化します。これらのデータをもとに、常に市場全体の株価変動の性格分析を行なうと同時に、検証を重ねつつ最適のポートフォリオを求めます。

\*2 TOPIX(東証株価指数)  
TOPIX(東証株価指数)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、指数採用銘柄の浮動株調整後の時価総額を指数化したものです。

# 4.

お買付けは無手数料で、給与天引きで行ないます。

給与からの天引きですので、毎月定期的に積立いただけます。

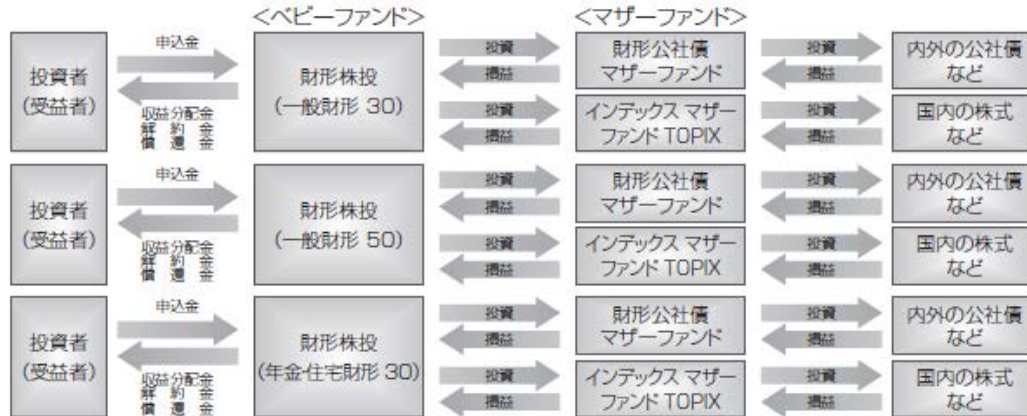
# 5.

財形貯蓄制度をご利用される方には、公的融資である財形持家融資を受けられる特典があります。

詳しくは、勤務先の事務局へお問い合わせください。

## ファンドの仕組み

※当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



### 主な投資制限

#### 「財形株投(一般財形 30)」

#### 「財形株投(年金・住宅財形 30)」

- ・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

#### 「財形株投(一般財形 50)」

- ・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

### 分配方針

#### 「財形株投(一般財形 30)」 「財形株投(一般財形 50)」 「財形株投(年金・住宅財形 30)」

- ・毎決算時に、利息・配当等収益を中心に安定的に分配を行ないますが、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### 「TOPIX」の著作権などについて

- ・TOPIXの指数値およびTOPIXに係る標章または商標は、株式会社J P X総研または株式会社J P X総研の関連会社(以下「J P X」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標章または商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。当ファンドは、J P Xにより提供、保証または販売されるものではなく、当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P Xは責任を負いません。

④ 信託金限度額

- ・各ファンド毎に、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

1994年2月4日

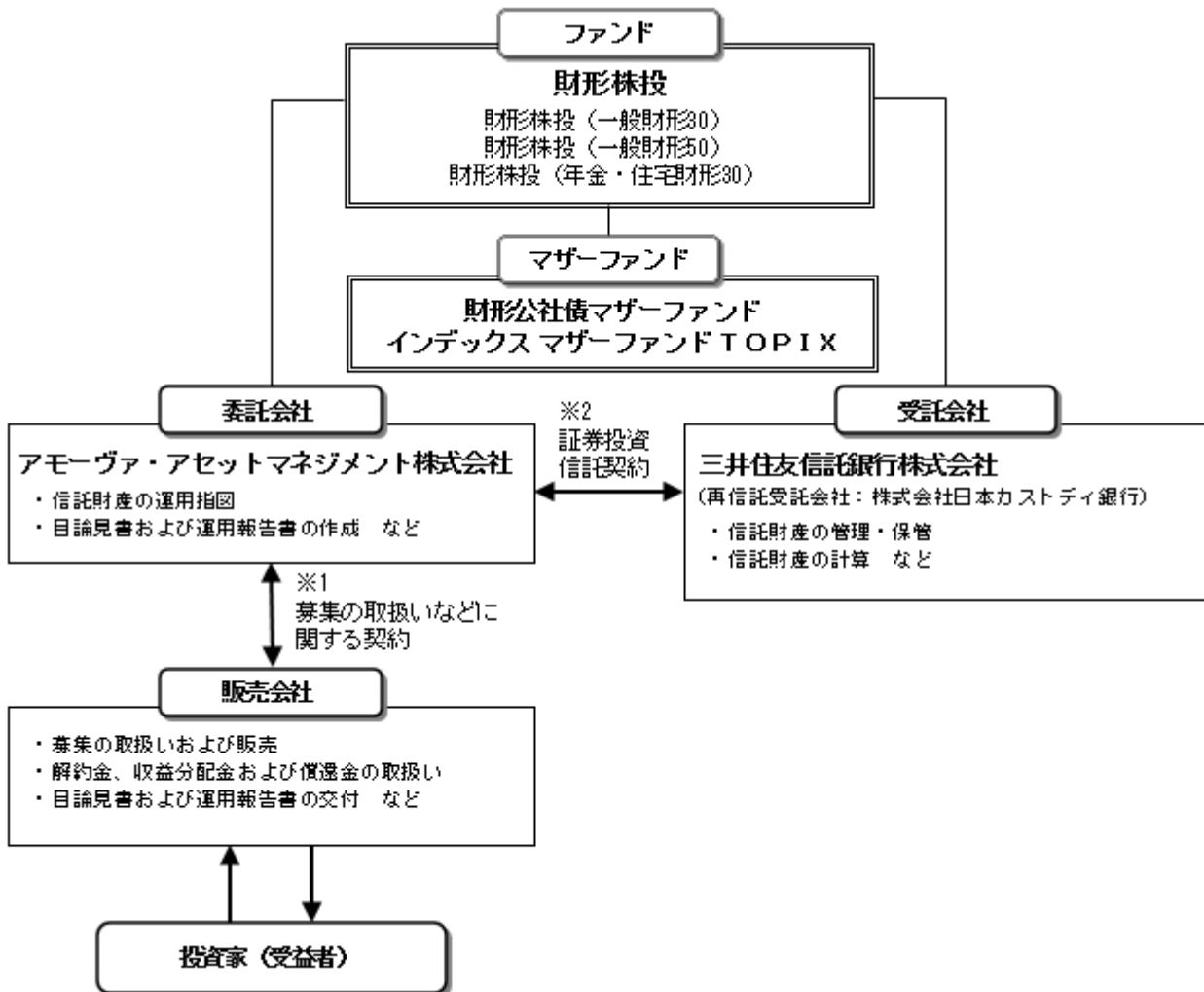
- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

2018年3月20日

- ・投資対象ファンドに関する変更

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況 (2026年2月末現在)

1) 資本金

17,363百万円

2) 沿革

1959年：日興証券投資信託委託株式会社として設立

1999年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

2025年：「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に社名変更

2025年9月1日付で、日興アセットマネジメント株式会社から  
「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」へ社名変更しました。

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
三井住友トラストグループ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	192,211,000株	97.562%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

＜財形株投（一般財形 30）＞

＜財形株投（年金・住宅財形 30）＞

- ・「財形公社債マザーファンド」受益証券および内外の公社債への投資により安定した収益の確保を図り、「インデックス マザーファンド TOP I X」受益証券およびわが国の株式への投資により信託財産の成長をめざします。
- ・「インデックス マザーファンド TOP I X」受益証券およびわが国の株式への投資にあたっては、株式の実質投資割合の限度を信託財産の純資産総額の 30%とし、原則として常時相当程度の組入比率を維持することを基本とします。

＜財形株投（一般財形 50）＞

- ・「財形公社債マザーファンド」受益証券および内外の公社債への投資により安定した収益の確保を図り、「インデックス マザーファンド TOP I X」受益証券およびわが国の株式への投資により信託財産の成長をめざします。
- ・「インデックス マザーファンド TOP I X」受益証券およびわが国の株式への投資にあたっては、株式の実質投資割合の限度を信託財産の純資産総額の 50%とし、原則として常時相当程度の組入比率を維持することを基本とします。

(2) 【投資対象】

＜財形株投（一般財形 30）＞

＜財形株投（一般財形 50）＞

＜財形株投（年金・住宅財形 30）＞

「財形公社債マザーファンド」受益証券および「インデックス マザーファンド TOP I X」受益証券ならびに内外の公社債およびわが国の株式を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条および第18条の2に定めるものに限りません。）
- 3) 金銭債権
- 4) 約束手形
- 5) 為替手形

② 主として「インデックス マザーファンド TOP I X」受益証券および「財形公社債マザーファンド」受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) コマーシャル・ペーパー
- 8) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約

#### 権証券

- 9) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)～8)の証券または証書の性質を有するもの
  - 10) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券
  - 11) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  - 12) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り。）
  - 13) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  - 14) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - 15) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。）
  - 16) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  - 17) 外国の者に対する権利で16)の有価証券の性質を有するもの
- ③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
- 1) 預金
  - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  - 3) コール・ローン
  - 4) 手形割引市場において売買される手形
  - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  - 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの
- ④ 次の取引ができます。
- 1) 信用取引
  - 2) 先物取引等
  - 3) スワップ取引
  - 4) 有価証券の貸付
  - 5) 外国為替予約取引
  - 6) 資金の借入

#### <インデックス マザーファンド TOPIX>

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

- ① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
- 1) 有価証券
  - 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条および第18条に定めるものに限り。）
  - 3) 金銭債権
  - 4) 約束手形
  - 5) 為替手形
- ② 主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
- 1) 株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券
  - 2) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
  - 3) 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、2)の証券の性質を有するもの
  - 4) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  - 5) 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）のうち投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）に類する証券以外のもの
  - 6) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。）
  - 7) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- ③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
- 1) 預金
  - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  - 3) コール・ローン

- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- ④ 次の取引ができます。
  - 1) 信用取引
  - 2) 先物取引等
  - 3) スワップ取引
  - 4) 有価証券の貸付

<財形公社債マザーファンド>

内外の公社債を主要投資対象とします。

- ① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
  - 1) 有価証券（株券、出資証券ならびにこれらと同等の性質を有する証券等を除きます。）
  - 2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第13条および第13条の2に定めるものに限り。）
  - 3) 金銭債権
  - 4) 約束手形
  - 5) 為替手形
- ② 主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
  - 1) 国債証券
  - 2) 地方債証券
  - 3) 特別の法律により法人の発行する債券
  - 4) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）に限り。）
  - 5) 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  - 6) コマーシャル・ペーパー
  - 7) 外国または外国の者の発行する証券で、1)～6)の証券の性質を有するもの
  - 8) 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券
  - 9) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  - 10) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - 11) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。）
  - 12) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  - 13) 外国の者に対する権利で12)の有価証券の性質を有するもの
- ③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
  - 1) 預金
  - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  - 3) コール・ローン
  - 4) 手形割引市場において売買される手形
  - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  - 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの
- ④ 次の取引ができます。
  - 1) 先物取引等
  - 2) スワップ取引
  - 3) 有価証券の貸付
  - 4) 外国為替予約取引

◆投資対象とするマザーファンドの概要  
 <財形公社債マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	内外の公社債への投資により、安定した収益の確保を目的として安定運用を行ないます。
主な投資対象	内外の公社債を主要投資対象とします。
投資方針	内外の公社債への投資により、安定した収益の確保をはかります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式への投資は行ないません。</li> <li>・同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条の 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。</li> <li>・外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の 50%以下とします。</li> <li>・デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</li> <li>・一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</li> </ul>
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
信託期間	無期限（1994 年 2 月 4 日設定）
決算日	毎年 2 月 1 日 （2 月 1 日および 2 日のいずれかが休業日のときは、2 月 1 日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち 2 月 1 日に最も近い日を決算日とします。）

<インデックス マザーファンド TOPIX>

運用の基本方針	
基本方針	わが国の長期成長と株式市場の動きをとらえることを目標に、TOPIX（東証株価指数）* 配当込みの動きに連動する投資成果をめざします。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投資成果をTOPIX（東証株価指数）配当込みの動きにできるだけ連動させるため、「バレー日本株式モデル」に従い次のポートフォリオ管理を行いません。</li> <li>① 投資対象銘柄の中から、原則として 200 銘柄以上に分散投資を行いません。</li> <li>② 資金の流入出に伴う売買にあたっては、最適ポートフォリオと信託財産のポートフォリオのカイ離を縮小するように売買を行いません。</li> <li>③ 株式の組入比率は、高位を保ちます。</li> <li>・ 株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の 50%以下とします。</li> <li>・ ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</li> </ul>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。</li> <li>・ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。</li> <li>・ 外貨建資産への投資は行いません。</li> <li>・ デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。</li> <li>・ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</li> </ul>
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
信託期間	無期限（2001 年 10 月 26 日設定）
決算日	毎年 2 月 12 日（休業日の場合は翌営業日）

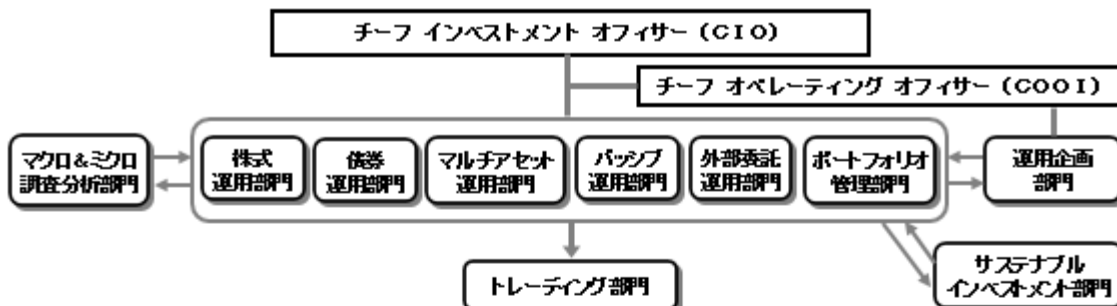
\* TOPIX（東証株価指数）は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、指数採用銘柄の浮動株調整後の時価総額を指数化したものです。

TOPIXの指数値およびTOPIXに係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。当ファンドは、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

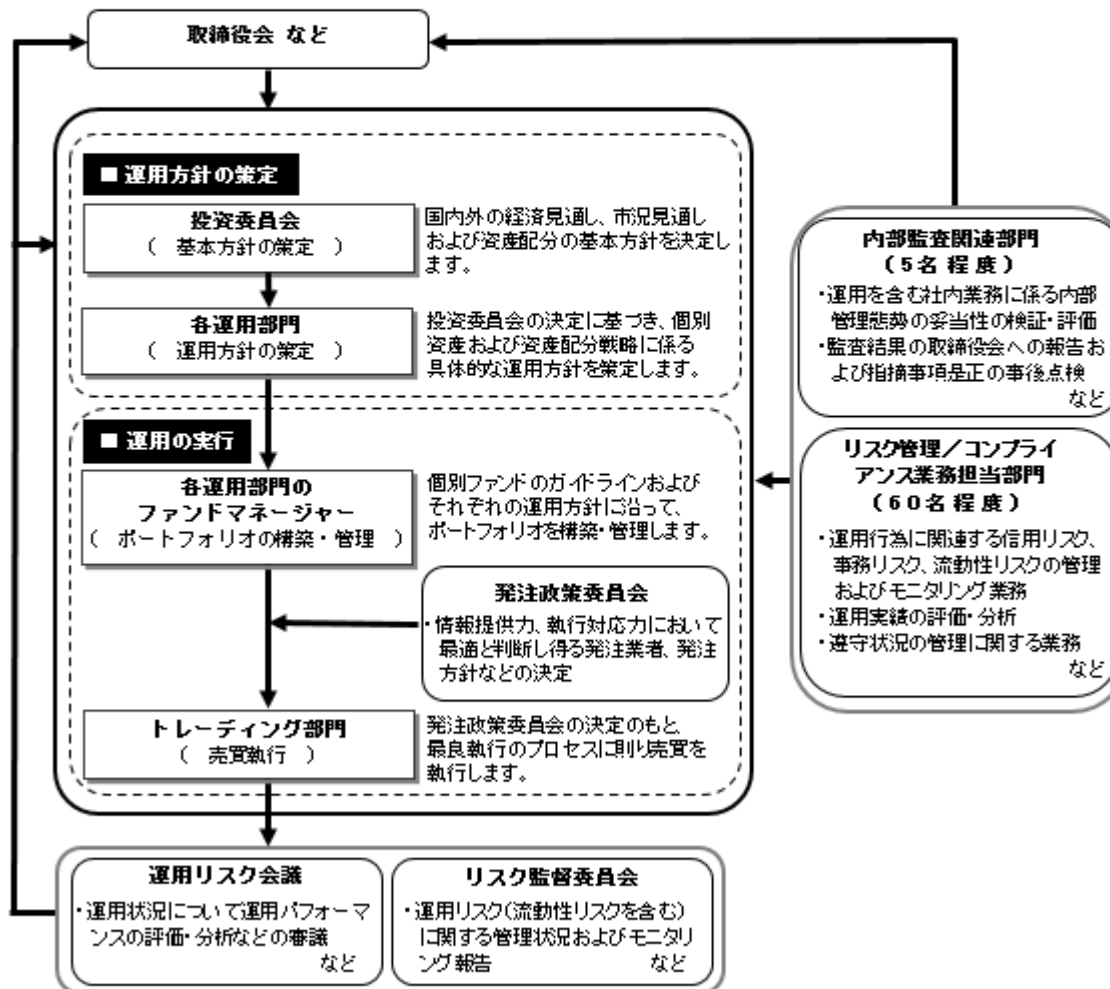
(3) 【運用体制】

<委託会社における運用体制>

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。

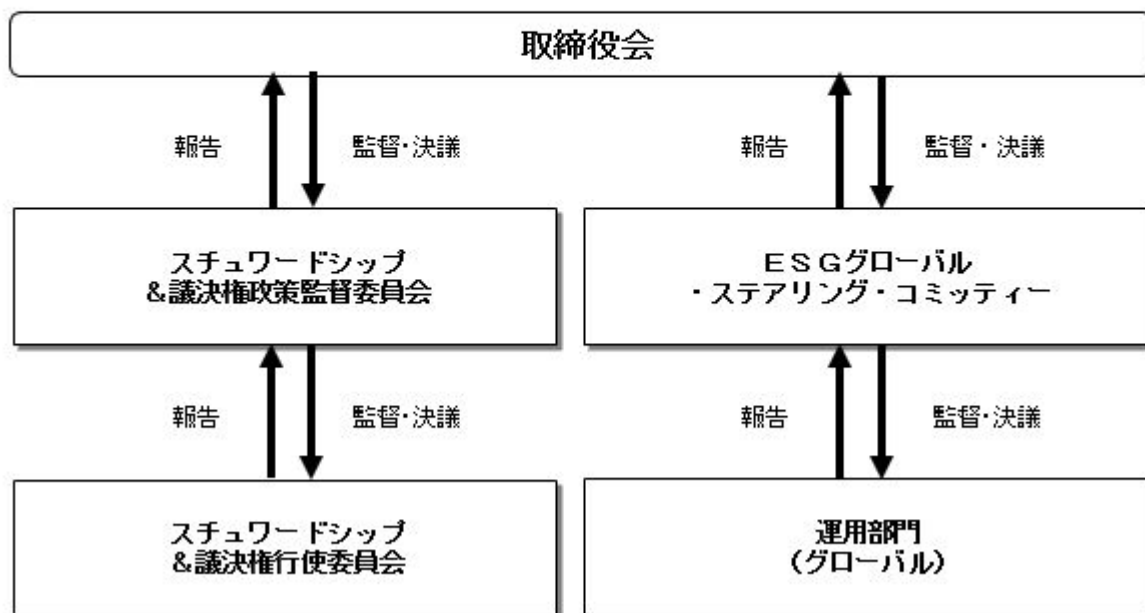


**委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制**  
 「受託会社」に対しては、日々の純資産照会、月次の勘定残高照会などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

◆投資家としてのESG/フィデューシャリー・デューティー

ESG（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行なうこととしています。

（スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています）



※上記体制は2026年2月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

##### ① 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

###### 1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

###### 2) 分配対象額についての分配方針

利子・配当等収益を中心に安定的に分配を行ないますが、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

###### 3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

##### ② 収益分配金の支払い

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

#### (5) 【投資制限】

##### ① 約款に定める投資制限

<財形株投（一般財形 30）>

<財形株投（一般財形 50）>

<財形株投（年金・住宅財形 30）>

###### 1) <財形株投（一般財形 30）>

<財形株投（年金・住宅財形 30）>

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

<財形株投（一般財形 50）>

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

2) 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。

3) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

4) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

6) 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

7) 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

8) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

イ) 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券

ロ) 株式分割により取得する株券

ハ) 有償増資により取得する株券

ニ) 売り出しにより取得する株券

ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

ヘ) 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権行使ならびに信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（ホ）に定めるものを除きます。）の行使によ

り取得可能な株券

- 9) 信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。
- イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
  - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第 14 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
  - ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、約款で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5 %を上回らない範囲内とします。
- 10) 信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
- イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
  - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
  - ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5 %を上回らない範囲内とし、且つ約款で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5 %を上回らない範囲内とします。
- 11) 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
- イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第 14 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用されるものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
  - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第 14 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
  - ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5 %を上回らない範囲内とし、且つ約款で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5 %を上回らない範囲内とします。
- 12) 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- 13) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 14) 信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 15) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
- イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
  - ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
  - ハ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内
  - ニ) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
  - ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- 16) デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 17) 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

#### <インデックス マザーファンド TOPIX>

- 1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- 2) 投資することを指図する株式は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。
- 3) 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4) 外貨建資産への投資は行ないません。
- 5) 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  - イ) 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  - ロ) 株式分割により取得する株券
  - ハ) 有償増資により取得する株券
  - ニ) 売り出しにより取得する株券
- 6) 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券指数等先物取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
- 7) 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
  - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第13条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されるものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
  - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受

け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第 13 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつ約款で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

- 8) 投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避する目的のため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 9) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
- 10) デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 11) 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

#### <財形公社債マザーファンド>

- 1) 株式への投資は行ないません。
- 2) 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条の 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- 3) 外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の 50%以下とします。
- 4) 信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。
  - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
  - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第 10 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、約款で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。
- 5) 信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
  - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
  - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ約款で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。
- 6) 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲

で行なうことの指図をすることができます。

- イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに約款第10条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されるものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに約款第10条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
- ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ約款で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 7) 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてマザーファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 8) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 9) 信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 10) デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 11) 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## ② 法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

## 3【投資リスク】

### (1) ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様には帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に株式および債券を実質的な投資対象としますので、株式および債券の価格の下落や、株式および債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

#### ① 価格変動リスク

- ・一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

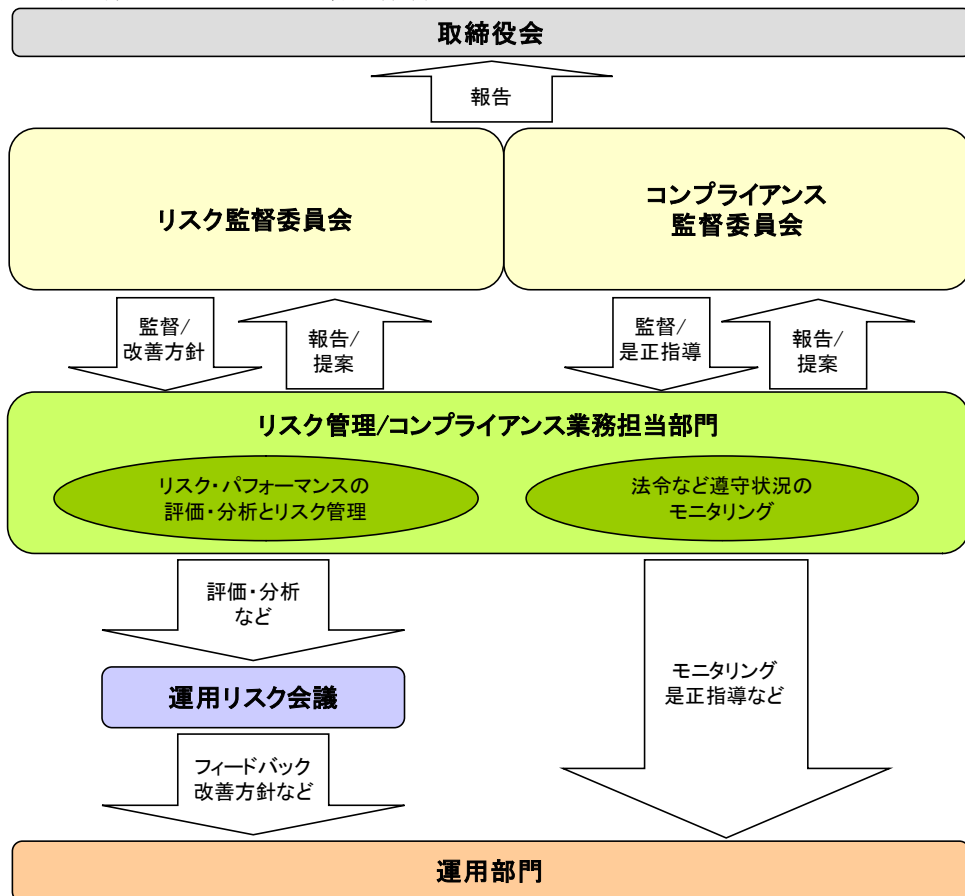
- ・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- ② 流動性リスク  
市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ③ 信用リスク
  - ・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れが生じた場合や廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
  - ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
  - ・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
  - ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
- ④ 為替変動リスク  
外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

#### <その他の留意事項>

- ・システムリスク・市場リスクなどに関する事項  
証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。
- ・投資対象とする投資信託証券に関する事項  
ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴う資金流入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項  
一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。
- ・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項  
ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取り扱いを停止する場合があります。
- ・運用制限や規制上の制限に関する事項  
関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。
- ・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項  
ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

## (2) リスク管理体制

<委託会社におけるリスク管理体制>



### ■全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理/コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク（流動性リスクを含む）、市場リスク、カウンターパーティーリスク、オペレーショナルリスク（事務リスクを含む）など）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

### ■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

### ■法令など遵守状況のモニタリング

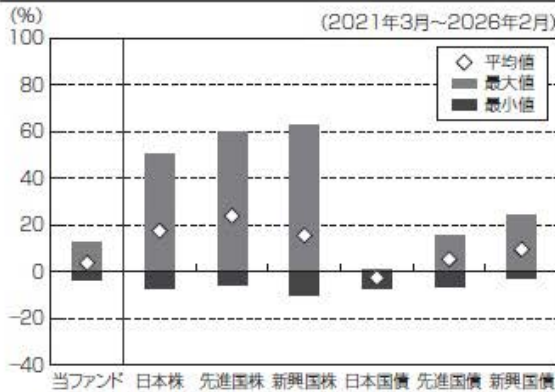
運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は2026年2月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

「財形株投(一般財形 30)」

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



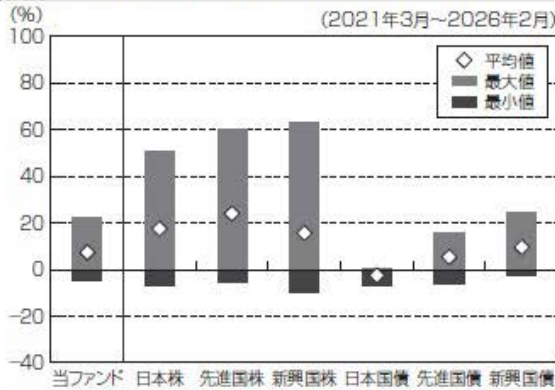
(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	3.7%	17.5%	23.9%	15.5%	-2.5%	5.3%	9.5%
最大値	12.7%	50.5%	59.8%	62.7%	0.6%	15.3%	24.5%
最小値	-3.7%	-7.1%	-5.8%	-9.7%	-6.9%	-6.1%	-2.7%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。  
 ※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
 ※上記は2021年3月から2026年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

「財形株投(一般財形 50)」

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

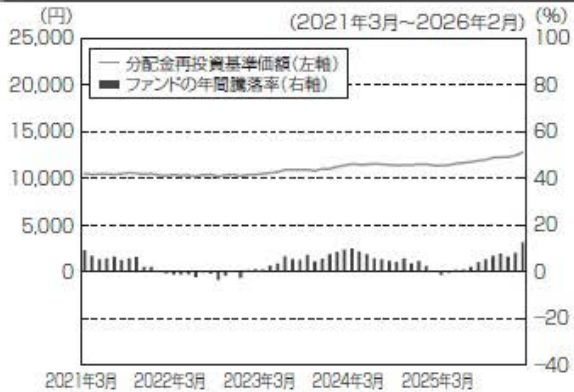


(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	7.3%	17.5%	23.9%	15.5%	-2.5%	5.3%	9.5%
最大値	22.5%	50.5%	59.8%	62.7%	0.6%	15.3%	24.5%
最小値	-4.7%	-7.1%	-5.8%	-9.7%	-6.9%	-6.1%	-2.7%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。  
 ※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。  
 ※上記は2021年3月から2026年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。  
 ※分配金再投資基準価額は、2021年3月末の基準価額を起点として指数化しています。  
 ※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

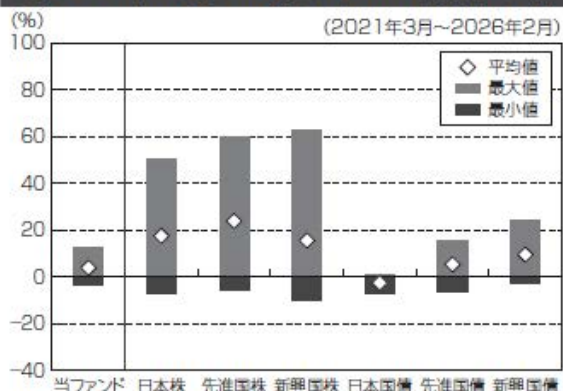
当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。  
 ※分配金再投資基準価額は、2021年3月末の基準価額を起点として指数化しています。  
 ※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## 「財形株投(年金・住宅財形 30)」

### 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



### (当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	3.8%	17.5%	23.9%	15.5%	-2.5%	5.3%	9.5%
最大値	12.7%	50.5%	59.8%	62.7%	0.6%	15.3%	24.5%
最小値	-3.4%	-7.1%	-5.8%	-9.7%	-6.9%	-6.1%	-2.7%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2021年3月から2026年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

### <各資産クラスの指数>

日本株……TOPIX(東証株価指数)配当込み

先進国株……MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債……NOMURA-BPI国債

先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

### 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2021年3月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## ○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

### **TOPIX（東証株価指数）配当込み**

当指数は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社に帰属します。

### **MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）**

当指数は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

### **MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）**

当指数は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

### **NOMURA-BPI 国債**

当指数は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFRC」）が公表している指数で、その知的財産権は NFRC に帰属します。なお、NFRC は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われるアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

### **FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）**

当指数は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。当指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

### **JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）**

当指数は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

ありません。

##### (2)【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料  
ありません。
- ② 信託財産留保額  
ありません。

##### (3)【信託報酬等】

- ① 信託報酬  
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年 0.572%（税抜 0.52%）の率を乗じて得た額とします。
- ② 信託報酬の配分  
信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.52%	0.22%	0.25%	0.05%

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

##### ③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

##### (4)【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。
- ② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（日々、計上されます。）。
- ③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

<投資対象とするマザーファンドに係る費用>

- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

※監査費用、売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

## (5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

### ① 個人受益者の場合

#### ＜一般財形の場合＞

収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

#### ＜年金・住宅財形の場合＞

- ・個人が受け取る収益分配金ならびに償還金および解約金には税金はかかりません。
- ・ただし、積み立てられた元金および収益分配金の累計額が、限度額（年金財形・住宅財形の合計で 550 万円）を超える場合には、非課税の特典を失い課税されます。この場合、収益分配金、解約金および償還金に対する課税は、一般財形の場合と同様の取扱いとなります。

#### （目的外解約）

年金・住宅財形の場合、年金受取り、自宅用住宅取得など以外の目的で解約請求するときには、家屋が災害などによる被害を受けた場合など法令で定められた事由がある場合を除き、非課税の特典を失い課税されます。この場合、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収となります。また、過去 5 年間にさかのぼり、その間に支払われた普通分配金に対しても課税が行なわれます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### ② 個別元本

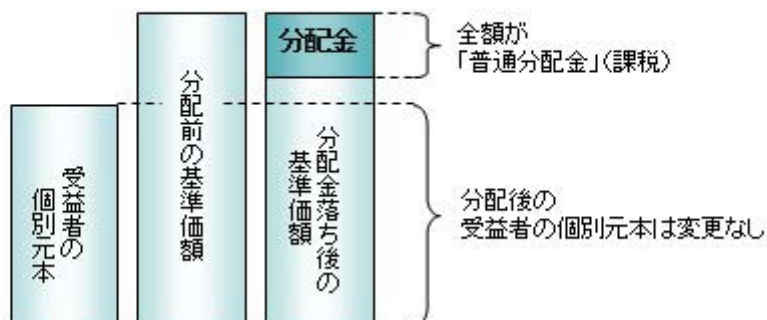
- 1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1 口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

### ③ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

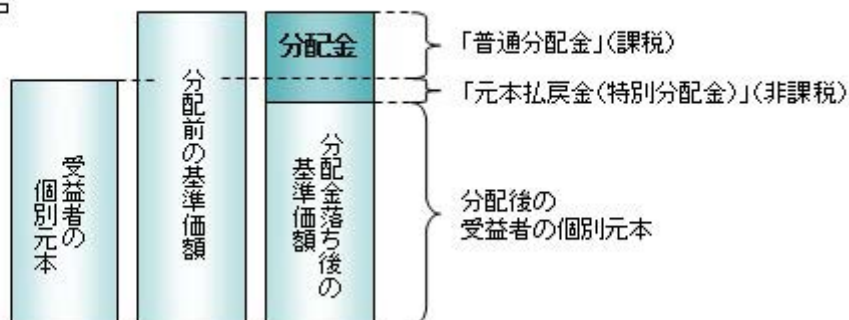
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
  - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の 1 口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
  - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の 1 口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
  - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2026 年 5 月 1 日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

対象期間:2025年2月4日~2026年2月2日

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
財形株投(一般財形30)	0.57%	0.57%	0.00%
財形株投(一般財形50)	0.57%	0.57%	0.00%
財形株投(年金・住宅財形30)	0.57%	0.57%	0.00%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※運用管理費用の内訳等の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

## 5 【運用状況】

### 【財形株投（一般財形30）】

以下の運用状況は2026年2月27日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### (1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	130,419,005	97.53
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	3,307,774	2.47
合計（純資産総額）		133,726,779	100.00

#### (2) 【投資資産】

##### ① 【投資有価証券の主要銘柄】

###### イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	財形公社債マザーファンド	71,921,677	1.2569	90,398,356	1.2580	90,477,469	67.66
日本	親投資信託受益証券	インデックス マザーファンド T O P I X	6,950,706	5.1577	35,849,657	5.7464	39,941,536	29.87

###### ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.53
合計	97.53

##### ② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

##### ③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第23 計算期間末 (2017年2月1日)	74	74	1.0043	1.0048
第24 計算期間末 (2018年2月1日)	96	96	1.0543	1.0548
第25 計算期間末 (2019年2月4日)	92	92	0.9991	0.9996
第26 計算期間末 (2020年2月3日)	102	102	1.0087	1.0092
第27 計算期間末 (2021年2月1日)	116	116	1.0311	1.0316
第28 計算期間末 (2022年2月1日)	110	110	1.0303	1.0308
第29 計算期間末 (2023年2月1日)	107	107	1.0358	1.0363
第30 計算期間末 (2024年2月1日)	114	114	1.1211	1.1211
第31 計算期間末 (2025年2月3日)	123	123	1.1413	1.1413
第32 計算期間末 (2026年2月2日)	131	131	1.2389	1.2389
2025年2月末日	117	—	1.1357	—
3月末日	118	—	1.1359	—
4月末日	118	—	1.1408	—
5月末日	120	—	1.1572	—
6月末日	122	—	1.1639	—
7月末日	124	—	1.1736	—
8月末日	126	—	1.1884	—
9月末日	126	—	1.1982	—
10月末日	128	—	1.2203	—
11月末日	129	—	1.2249	—
12月末日	129	—	1.2259	—
2026年1月末日	131	—	1.2420	—
2月末日	133	—	1.2795	—

② 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第23期	2016年2月2日～2017年2月1日	0.0005
第24期	2017年2月2日～2018年2月1日	0.0005
第25期	2018年2月2日～2019年2月4日	0.0005
第26期	2019年2月5日～2020年2月3日	0.0005
第27期	2020年2月4日～2021年2月1日	0.0005
第28期	2021年2月2日～2022年2月1日	0.0005

第29期	2022年2月2日～2023年2月1日	0.0005
第30期	2023年2月2日～2024年2月1日	0.0000
第31期	2024年2月2日～2025年2月3日	0.0000
第32期	2025年2月4日～2026年2月2日	0.0000

### ③【収益率の推移】

期	期間	収益率 (%)
第23期	2016年2月2日～2017年2月1日	1.18
第24期	2017年2月2日～2018年2月1日	5.03
第25期	2018年2月2日～2019年2月4日	△5.19
第26期	2019年2月5日～2020年2月3日	1.01
第27期	2020年2月4日～2021年2月1日	2.27
第28期	2021年2月2日～2022年2月1日	△0.03
第29期	2022年2月2日～2023年2月1日	0.58
第30期	2023年2月2日～2024年2月1日	8.24
第31期	2024年2月2日～2025年2月3日	1.80
第32期	2025年2月4日～2026年2月2日	8.55

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

### (4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第23期	2016年2月2日～2017年2月1日	9,441,348	10,877,640
第24期	2017年2月2日～2018年2月1日	19,263,657	1,878,188
第25期	2018年2月2日～2019年2月4日	12,037,575	10,950,460
第26期	2019年2月5日～2020年2月3日	14,822,167	5,888,725
第27期	2020年2月4日～2021年2月1日	16,599,772	5,126,195
第28期	2021年2月2日～2022年2月1日	10,442,932	15,936,539
第29期	2022年2月2日～2023年2月1日	9,483,632	13,007,727
第30期	2023年2月2日～2024年2月1日	7,711,426	9,057,050
第31期	2024年2月2日～2025年2月3日	7,294,614	1,326,426
第32期	2025年2月4日～2026年2月2日	6,591,440	8,982,385

【財形株投（一般財形50）】

以下の運用状況は2026年2月27日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	232,055,329	97.55
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	5,835,565	2.45
合計（純資産総額）		237,890,894	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（%）
日本	親投資信託受益証券	インデックス マザーファンド T O P I X	20,652,124	5.1577	106,517,460	5.7464	118,675,365	49.89
日本	親投資信託受益証券	財形公社債マザーファンド	90,127,158	1.2569	113,288,999	1.2580	113,379,964	47.66

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	97.55
合計	97.55

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第23 計算期間末 (2017年2月1日)	207	207	1.0525	1.0530
第24 計算期間末 (2018年2月1日)	241	241	1.1549	1.1554
第25 計算期間末 (2019年2月4日)	225	225	1.0635	1.0640
第26 計算期間末 (2020年2月3日)	209	209	1.0921	1.0926
第27 計算期間末 (2021年2月1日)	194	194	1.1429	1.1434
第28 計算期間末 (2022年2月1日)	195	195	1.1566	1.1571
第29 計算期間末 (2023年2月1日)	194	194	1.1819	1.1824
第30 計算期間末 (2024年2月1日)	206	206	1.3507	1.3507
第31 計算期間末 (2025年2月3日)	198	198	1.4047	1.4047
第32 計算期間末 (2026年2月2日)	224	224	1.6192	1.6192
2025年2月末日	196	—	1.3942	—
3月末日	196	—	1.3952	—
4月末日	194	—	1.4049	—
5月末日	199	—	1.4393	—
6月末日	203	—	1.4530	—
7月末日	208	—	1.4745	—
8月末日	214	—	1.5062	—
9月末日	220	—	1.5274	—
10月末日	226	—	1.5740	—
11月末日	229	—	1.5843	—
12月末日	222	—	1.5903	—
2026年1月末日	225	—	1.6261	—
2月末日	237	—	1.7085	—

② 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第23期	2016年2月2日～2017年2月1日	0.0005
第24期	2017年2月2日～2018年2月1日	0.0005
第25期	2018年2月2日～2019年2月4日	0.0005
第26期	2019年2月5日～2020年2月3日	0.0005
第27期	2020年2月4日～2021年2月1日	0.0005
第28期	2021年2月2日～2022年2月1日	0.0005

第29期	2022年2月2日～2023年2月1日	0.0005
第30期	2023年2月2日～2024年2月1日	0.0000
第31期	2024年2月2日～2025年2月3日	0.0000
第32期	2025年2月4日～2026年2月2日	0.0000

### ③【収益率の推移】

期	期間	収益率 (%)
第23期	2016年2月2日～2017年2月1日	2.60
第24期	2017年2月2日～2018年2月1日	9.78
第25期	2018年2月2日～2019年2月4日	△7.87
第26期	2019年2月5日～2020年2月3日	2.74
第27期	2020年2月4日～2021年2月1日	4.70
第28期	2021年2月2日～2022年2月1日	1.24
第29期	2022年2月2日～2023年2月1日	2.23
第30期	2023年2月2日～2024年2月1日	14.28
第31期	2024年2月2日～2025年2月3日	4.00
第32期	2025年2月4日～2026年2月2日	15.27

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

### (4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第23期	2016年2月2日～2017年2月1日	18,988,051	4,886,387
第24期	2017年2月2日～2018年2月1日	48,663,216	36,200,357
第25期	2018年2月2日～2019年2月4日	21,221,642	18,123,775
第26期	2019年2月5日～2020年2月3日	21,804,485	42,344,325
第27期	2020年2月4日～2021年2月1日	20,242,673	42,112,594
第28期	2021年2月2日～2022年2月1日	16,776,660	17,963,998
第29期	2022年2月2日～2023年2月1日	16,167,615	20,049,736
第30期	2023年2月2日～2024年2月1日	15,664,055	27,818,749
第31期	2024年2月2日～2025年2月3日	12,934,951	24,087,632
第32期	2025年2月4日～2026年2月2日	12,971,468	15,798,490

【財形株投（年金・住宅財形30）】

以下の運用状況は2026年2月27日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	281,537,733	97.66
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	6,756,455	2.34
合計（純資産総額）		288,294,188	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	財形公社債マザーファンド	154,898,846	1.2569	194,707,849	1.2580	194,862,748	67.59
日本	親投資信託受益証券	インデックス マザーファンド T O P I X	15,083,354	5.1577	77,795,415	5.7464	86,674,985	30.06

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.66
合計	97.66

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第23 計算期間末 (2017年2月1日)	182	182	1.0057	1.0062
第24 計算期間末 (2018年2月1日)	210	210	1.0558	1.0563
第25 計算期間末 (2019年2月4日)	203	203	1.0016	1.0021
第26 計算期間末 (2020年2月3日)	201	201	1.0109	1.0114
第27 計算期間末 (2021年2月1日)	221	221	1.0324	1.0329
第28 計算期間末 (2022年2月1日)	237	237	1.0325	1.0330
第29 計算期間末 (2023年2月1日)	251	252	1.0392	1.0397
第30 計算期間末 (2024年2月1日)	258	258	1.1256	1.1256
第31 計算期間末 (2025年2月3日)	270	270	1.1485	1.1485
第32 計算期間末 (2026年2月2日)	278	278	1.2464	1.2464
2025年2月末日	269	—	1.1428	—
3月末日	270	—	1.1430	—
4月末日	271	—	1.1477	—
5月末日	276	—	1.1643	—
6月末日	269	—	1.1710	—
7月末日	274	—	1.1808	—
8月末日	278	—	1.1959	—
9月末日	281	—	1.2057	—
10月末日	277	—	1.2280	—
11月末日	279	—	1.2326	—
12月末日	279	—	1.2337	—
2026年1月末日	282	—	1.2496	—
2月末日	288	—	1.2875	—

② 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第23期	2016年2月2日～2017年2月1日	0.0005
第24期	2017年2月2日～2018年2月1日	0.0005
第25期	2018年2月2日～2019年2月4日	0.0005
第26期	2019年2月5日～2020年2月3日	0.0005
第27期	2020年2月4日～2021年2月1日	0.0005
第28期	2021年2月2日～2022年2月1日	0.0005

第29期	2022年2月2日～2023年2月1日	0.0005
第30期	2023年2月2日～2024年2月1日	0.0000
第31期	2024年2月2日～2025年2月3日	0.0000
第32期	2025年2月4日～2026年2月2日	0.0000

### ③【収益率の推移】

期	期間	収益率 (%)
第23期	2016年2月2日～2017年2月1日	1.14
第24期	2017年2月2日～2018年2月1日	5.03
第25期	2018年2月2日～2019年2月4日	△5.09
第26期	2019年2月5日～2020年2月3日	0.98
第27期	2020年2月4日～2021年2月1日	2.18
第28期	2021年2月2日～2022年2月1日	0.06
第29期	2022年2月2日～2023年2月1日	0.70
第30期	2023年2月2日～2024年2月1日	8.31
第31期	2024年2月2日～2025年2月3日	2.03
第32期	2025年2月4日～2026年2月2日	8.52

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

### (4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
第23期	2016年2月2日～2017年2月1日	22,112,907	19,936,078
第24期	2017年2月2日～2018年2月1日	34,698,129	17,021,386
第25期	2018年2月2日～2019年2月4日	22,034,865	18,046,134
第26期	2019年2月5日～2020年2月3日	21,763,698	25,689,628
第27期	2020年2月4日～2021年2月1日	21,694,209	6,452,657
第28期	2021年2月2日～2022年2月1日	19,721,443	4,395,546
第29期	2022年2月2日～2023年2月1日	25,024,830	12,521,696
第30期	2023年2月2日～2024年2月1日	15,931,802	28,993,479
第31期	2024年2月2日～2025年2月3日	14,103,964	7,632,428
第32期	2025年2月4日～2026年2月2日	12,491,220	24,667,864

(参考)

## 財形公社債マザーファンド

以下の運用状況は 2026 年 2 月 27 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	379,399,220	95.12
コール・ローン等、その他資産 (負債控除後)	—	19,451,096	4.88
合計 (純資産総額)		398,850,316	100.00

## 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

#### イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第474回利付国債 (2年)	50,000,000	99.41	49,709,000	99.45	49,727,500	0.700	2027/7/1	12.47
日本	国債証券	第154回利付国債 (5年)	45,000,000	98.28	44,227,350	98.37	44,268,750	0.100	2027/9/20	11.10
日本	国債証券	第480回利付国債 (2年)	40,000,000	99.74	39,899,200	99.79	39,917,200	1.100	2028/1/1	10.01
日本	国債証券	第479回利付国債 (2年)	40,000,000	99.61	39,846,400	99.65	39,862,800	1.000	2027/12/1	9.99
日本	国債証券	第476回利付国債 (2年)	40,000,000	99.59	39,836,000	99.63	39,852,400	0.900	2027/9/1	9.99
日本	国債証券	第153回利付国債 (5年)	40,000,000	98.50	39,401,200	98.60	39,440,400	0.005	2027/6/20	9.89
日本	国債証券	第477回利付国債 (2年)	35,000,000	99.69	34,894,650	99.73	34,907,250	1.000	2027/10/1	8.75
日本	国債証券	第481回利付国債 (2年)	20,000,000	100.07	20,015,400	100.14	20,028,000	1.300	2028/2/1	5.02
日本	国債証券	第174回利付国債 (5年)	20,000,000	97.24	19,449,400	97.51	19,502,800	0.700	2029/9/20	4.89
日本	国債証券	第172回利付国債 (5年)	20,000,000	96.89	19,379,200	97.16	19,432,000	0.500	2029/6/20	4.87
日本	国債証券	第478回利付国債 (2年)	15,000,000	99.65	14,948,700	99.69	14,954,550	1.000	2027/11/1	3.75
日本	国債証券	第353回利付国債 (10年)	13,000,000	96.44	12,537,850	96.68	12,569,570	0.100	2028/12/20	3.15
日本	国債証券	第177回利付国債 (5年)	5,000,000	98.44	4,922,200	98.72	4,936,000	1.100	2029/12/20	1.24

#### ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	95.12
合計	95.12

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## インデックス マザーファンド TOPIX

以下の運用状況は2026年2月27日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### 投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	90,108,255,450	99.69
コール・ローン等、その他資産 (負債控除後)	—	280,207,269	0.31
合計 (純資産総額)		90,388,462,719	100.00

### その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	日本	276,815,000	0.31

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

### 投資資産

#### 投資有価証券の主要銘柄

##### イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	860,200	3,705.00	3,187,041,000	3,825.00	3,290,265,000	3.64
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	1,005,500	3,085.00	3,101,967,500	2,968.50	2,984,826,750	3.30
日本	株式	日立製作所	電気機器	415,900	5,575.00	2,318,642,500	5,226.00	2,173,493,400	2.40
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	350,100	6,204.00	2,172,020,400	5,997.00	2,099,549,700	2.32
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	558,300	3,605.00	2,012,671,500	3,643.00	2,033,886,900	2.25
日本	株式	三菱商事	卸売業	341,300	5,164.00	1,762,473,200	5,290.00	1,805,477,000	2.00
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	226,000	7,867.00	1,777,942,000	7,151.00	1,616,126,000	1.79
日本	株式	三菱重工業	機械	306,300	4,995.00	1,529,968,500	5,014.00	1,535,788,200	1.70
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	34,200	41,300.00	1,412,460,000	44,010.00	1,505,142,000	1.67
日本	株式	三井物産	卸売業	246,200	5,807.00	1,429,683,400	5,872.00	1,445,686,400	1.60
日本	株式	アドバンテスト	電気機器	51,000	26,810.00	1,367,310,000	26,850.00	1,369,350,000	1.51
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	575,500	2,233.00	1,285,091,500	2,270.00	1,306,385,000	1.45
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	311,100	4,817.00	1,498,568,700	4,089.00	1,272,087,900	1.41
日本	株式	三菱電機	電気機器	179,100	5,821.00	1,042,541,100	5,991.00	1,072,988,100	1.19
日本	株式	キーエンス	電気機器	16,200	56,960.00	922,752,000	66,060.00	1,070,172,000	1.18
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	163,900	6,249.00	1,024,211,100	6,527.00	1,069,775,300	1.18
日本	株式	任天堂	その他製品	102,200	8,640.00	883,008,000	8,995.00	919,289,000	1.02
日本	株式	信越化学工業	化学	144,100	5,741.00	827,278,100	6,168.00	888,808,800	0.98
日本	株式	HOYA	精密機器	30,700	28,460.00	873,722,000	28,265.00	867,735,500	0.96
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	123,000	6,805.00	837,015,000	6,866.00	844,518,000	0.93

日本	株式	武田薬品工業	医薬品	144,400	5,609.00	809,939,600	5,819.00	840,263,600	0.93
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	11,600	68,300.00	792,280,000	69,030.00	800,748,000	0.89
日本	株式	丸紅	卸売業	130,600	6,301.00	822,910,600	6,008.00	784,644,800	0.87
日本	株式	住友商事	卸売業	102,600	6,739.00	691,421,400	6,663.00	683,623,800	0.76
日本	株式	NTT	情報・通信業	4,456,300	153.40	683,596,420	153.30	683,150,790	0.76
日本	株式	村田製作所	電気機器	154,400	3,295.00	508,748,000	4,108.00	634,275,200	0.70
日本	株式	KDDI	情報・通信業	228,100	2,661.50	607,088,150	2,671.00	609,255,100	0.67
日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	57,600	8,770.00	505,152,000	10,375.00	597,600,000	0.66
日本	株式	ディスコ	機械	7,900	72,830.00	575,357,000	75,500.00	596,450,000	0.66
日本	株式	小松製作所	機械	78,800	7,799.00	614,561,200	7,533.00	593,600,400	0.66

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.08
		鉱業	0.39
		建設業	2.64
		食料品	2.70
		繊維製品	0.36
		パルプ・紙	0.14
		化学	4.65
		医薬品	3.73
		石油・石炭製品	0.55
		ゴム製品	0.60
		ガラス・土石製品	0.76
		鉄鋼	0.73
		非鉄金属	2.48
		金属製品	0.43
		機械	6.74
		電気機器	18.09
		輸送用機器	6.71
		精密機器	1.84
		その他製品	2.12
		電気・ガス業	1.40
		陸運業	2.02
		海運業	0.52
		空運業	0.30
		倉庫・運輸関連業	0.14
		情報・通信業	5.72
		卸売業	8.50
小売業	4.09		
銀行業	10.81		
証券、商品先物取引業	0.97		

		保険業	3.17
		その他金融業	1.21
		不動産業	2.14
		サービス業	2.94
合 計			99.69

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

資産の種類	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	大阪取引所	東証株価指数先物 2026年03月	買建	7	日本円	270,485,550	276,815,000	0.31

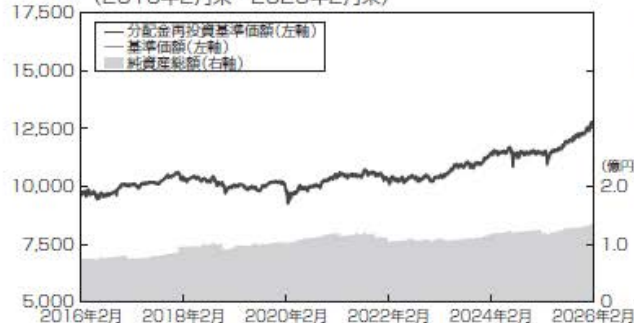
(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。



基準価額・純資産の推移

【財形株投（一般財形 30）】

(円) (2016年2月末～2026年2月末)



基準価額……………12,795円  
純資産総額……………1.33億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。  
※分配金再投資基準価額は、2016年2月末の基準価額を起点として指数化しています。  
※分配金再投資基準価額は、当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

【財形株投（一般財形 50）】

(円) (2016年2月末～2026年2月末)

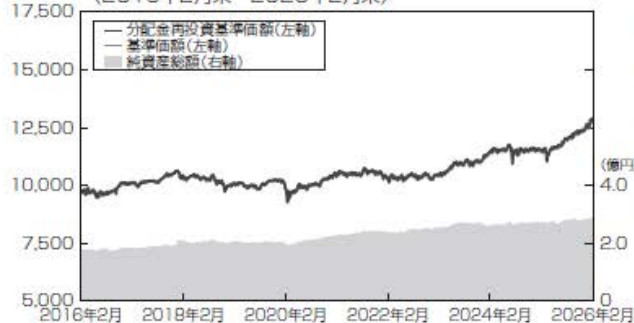


基準価額……………17,085円  
純資産総額……………2.37億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。  
※分配金再投資基準価額は、2016年2月末の基準価額を起点として指数化しています。  
※分配金再投資基準価額は、当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

【財形株投（年金・住宅財形 30）】

(円) (2016年2月末～2026年2月末)



基準価額……………12,875円  
純資産総額……………2.88億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。  
※分配金再投資基準価額は、2016年2月末の基準価額を起点として指数化しています。  
※分配金再投資基準価額は、当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

【財形株投（一般財形 30）】

2022年2月	2023年2月	2024年2月	2025年2月	2026年2月	設定来累計
5円	5円	0円	0円	0円	140円

【財形株投（一般財形 50）】

2022年2月	2023年2月	2024年2月	2025年2月	2026年2月	設定来累計
5円	5円	0円	0円	0円	140円

【財形株投（年金・住宅財形 30）】

2022年2月	2023年2月	2024年2月	2025年2月	2026年2月	設定来累計
5円	5円	0円	0円	0円	140円

## 主要な資産の状況

### <資産構成比率>

組入資産	財形株投 (一般財形 30)	財形株投 (一般財形 50)	財形株投 (年金・住宅財形 30)
財形公社債マザーファンド	67.66%	47.66%	67.59%
インデックス マザーファンド TOPIX	29.87%	49.89%	30.06%
現金その他	2.47%	2.45%	2.34%

※各ファンドの実質組入比率です。

### <組入上位銘柄>

#### 財形公社債マザーファンド

	銘柄	種類	クーポン	償還期限	比率
1	第474回利付国債(2年)	国債証券	0.7%	2027年7月1日	12.47%
2	第154回利付国債(5年)	国債証券	0.1%	2027年9月20日	11.10%
3	第480回利付国債(2年)	国債証券	1.1%	2028年1月1日	10.01%

※財形公社債マザーファンドの対純資産総額比です。

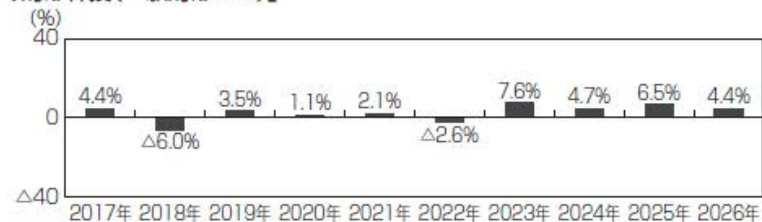
#### インデックス マザーファンド TOPIX

	銘柄	業種	比率
1	トヨタ自動車	輸送用機器	3.64%
2	三菱UFJフィナンシャルグループ	銀行業	3.30%
3	日立製作所	電気機器	2.40%
4	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	2.32%
5	ソニーグループ	電気機器	2.25%

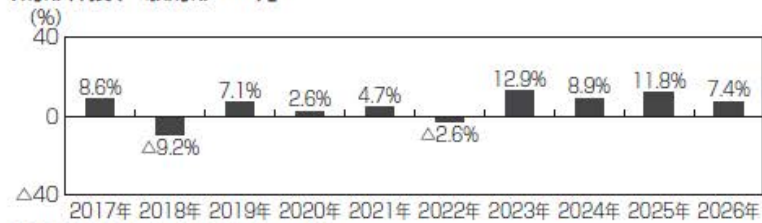
※インデックス マザーファンド TOPIXの対純資産総額比です。

## 年間収益率の推移

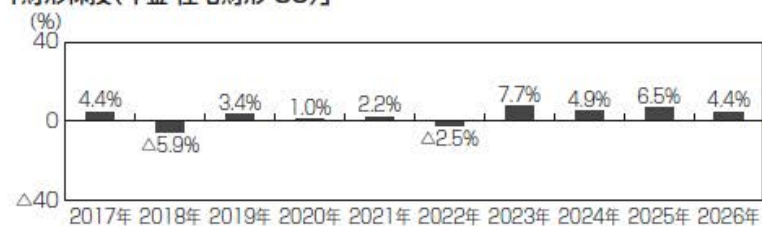
### 「財形株投(一般財形 30)」



### 「財形株投(一般財形 50)」



### 「財形株投(年金・住宅財形 30)」



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2026年は、2026年2月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### (1) 申込方法

- ・原則として、勤務先の事務局を通じて、販売会社所定の方法でお申し込みください。
- ・原則として、勤務先の事務局を通じて給与天引きで行なわれるため、販売会社に入金された日を取得申込受付日とします。
- ・ご選択によりそれぞれ「勤労者財産形成貯蓄契約」、「勤労者財産形成年金貯蓄契約」または「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」（以下「財形貯蓄に関する契約」といいます。）を結んでいただきます。

#### (2) 申込金額

取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額です。なお、「財形貯蓄に関する契約」で定める日（原則として、毎月10日、20日および月末を締切日とし、各締切日から起算して5営業日目）を取得申込受付日とします。

#### (3) 申込単位

勤務先の事務局、販売会社の照会先にお問い合わせください。

#### (4) 申込代金の支払い

原則として、勤務先の事務局を通じて販売会社にお支払いいただきます。

#### (5) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所\*における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

### 2【換金（解約）手続等】

#### <解約請求による換金>

#### (1) 解約の請求

勤務先の事務局を通じて解約の請求をしていただきます。

##### ① 一般財形の場合（<一般財形30><一般財形50>）

原則として、いつでも解約が可能です。

##### ② 年金財形の場合（<年金・住宅財形30>）

- ・年金受取り以外の目的での解約は原則として認められません。
- ・年金受取り以外の目的で解約された場合には、財形年金口座そのものが全額解約されることになり、したがって、家屋が災害などによる被害を受けた場合など法令で定められた事由がある場合を除き、非課税の特典を失うことになります。

##### ③ 住宅財形の場合（<年金・住宅財形30>）

- ・自宅用住宅の取得など以外の目的での解約は原則として認められません。
- ・自宅用住宅の取得など以外の目的で解約された場合には、住宅財形口座そのものが全額解約されることになり、したがって、家屋が災害などによる被害を受けた場合など法令で定められた事由がある場合を除き、非課税の特典を失うことになります。

#### (2) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (3) 解約価額

解約請求受付日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

#### <委託会社の照会先>

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス [www.amova-am.com](http://www.amova-am.com)

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

#### (4) 手取額

- ① 一般財形の場合（＜一般財形 30＞＜一般財形 50＞）  
1口当りの手取額は、解約価額から、解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。  
※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。
- ② 年金財形の場合（＜年金・住宅財形 30＞）  
1) 年金受取りを目的として解約される場合  
積み立てられた元金および収益分配金の累計額が限度額（住宅財形と年金財形の合計で 550 万円）以下である場合は、年金の受取りが終了するまで非課税扱いです。したがって、1口当たりの手取額は、解約価額となります。
- 2) 年金受取り以外の目的で解約される場合  
非課税の特典を失い（家屋が災害などによる被害を受けた場合など法令で定められた事由がある場合を除きます。）、財形年金口座そのものが全額解約されることとなります。1口につき、解約価額から、解約に係る所定の税金が差し引かれるほか、過去5年間にさかのぼり、その間に支払われた普通分配金に対しても課税が行なわれます。（加入者の死亡・重度障害などの場合には、上記と取扱いが異なります。詳しくは、勤務先の事務局にお問い合わせください。）  
※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。
- ③ 住宅財形の場合（＜年金・住宅財形 30＞）  
1) 自宅用住宅の取得などを目的として解約される場合  
積み立てられた元金および収益分配金の累計額が限度額（住宅財形と年金財形の合計で 550 万円）以下である場合は、非課税扱いです。したがって、1口当たりの手取額は、解約価額となります。
- 2) 自宅用住宅の取得など以外の目的で解約される場合  
非課税の特典を失い（家屋が災害などによる被害を受けた場合など法令で定められた事由がある場合を除きます。）、住宅財形口座そのものが全額解約されることとなります。1口につき、解約価額から、解約に係る所定の税金が差し引かれるほか、過去5年間にさかのぼり、その間に支払われた普通分配金に対しても課税が行なわれます。（加入者の死亡・重度障害などの場合には、上記と取扱いが異なります。詳しくは、勤務先の事務局にお問い合わせください。）  
※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。
- (5) 解約単位  
1口単位  
※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、勤務先の事務局または販売会社にお問い合わせください。
- (6) 解約代金の支払い  
原則として、解約請求受付日から起算して4営業日目からお支払いします。
- (7) 受付の中止および取消  
・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。  
・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

#### <買取請求による換金>

- (1) 買取りの請求  
勤務先の事務局を通じて買取りの請求をしていただきます。
- (2) 買取制限  
ファンドの規模および商品性格などに基つき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の買取りには受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (3) 買取価額  
買取請求受付日の基準価額から、当該買取りを行なう販売会社に係る源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額となります。なお、一定の要件の下では、買取請求受付日の基準価額となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。  
※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。
- (4) 手取額  
1口当たりの手取額は、当該買取価額となります。
- (5) 買取単位

1口単位

※販売会社によっては、買取単位が異なる場合があります。詳しくは、勤務先の事務局または販売会社にお問い合わせください。

#### (6) 受付の中止および取消

- ・販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて買取りを中止すること、および既に受け付けた買取りを取り消すことができます。
- ・買取請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして取り扱います。

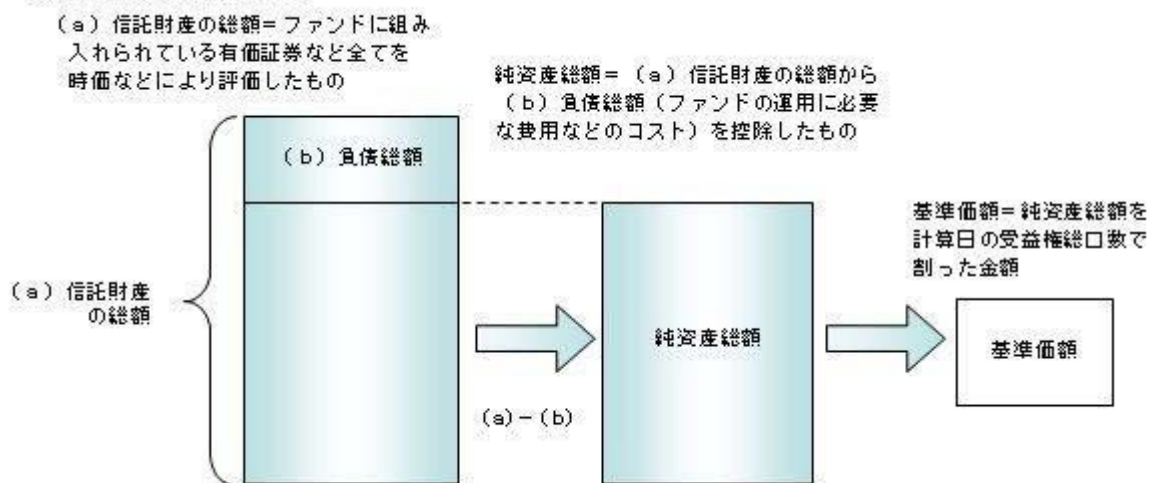
### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

##### ① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

##### <基準価額算出の流れ>



##### ② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価します。

##### <主な資産の評価方法>

##### ◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

##### ◇国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

##### ◇国内公社債

原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。

- ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- ・金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）
- ・価格情報会社の提供する価額

※残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

- ③ 基準価額の照会方法  
販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス [www.amova-am.com](http://www.amova-am.com)

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（1994年2月4日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年2月2日から翌年2月1日（2月1日および2日のいずれかが休業日のときは、2月1日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち、2月1日に最も近い日）までとし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
  - イ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
  - ロ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
  - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
  - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
  - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
  - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更

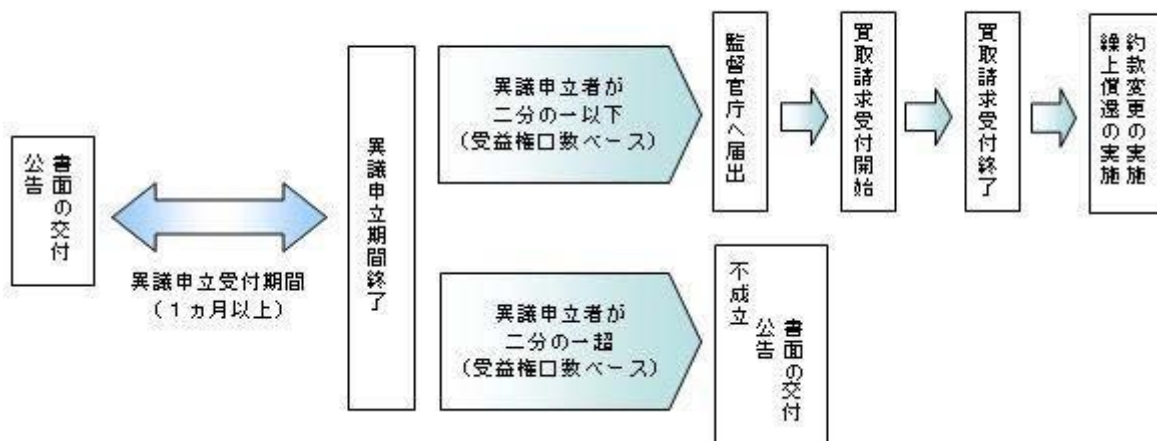
- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べるすることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）

4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

④ 異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるとときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ>



⑤ 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知っている受益者に対して提供されます。
- ・法令で定められた所要の要件<sup>\*1</sup>を満たすことにより、交付運用報告書は電磁的方法<sup>\*2</sup>により提供されます。ただし、受益者から交付請求があった場合には、書面にて交付します。

※1 あらかじめ、受益者からの承諾の取得または受益者への告知を行ないます。

※2 販売会社が受益者のために開設している取引専用ページ内で提供する方法やメールにて送信する方法などがあります。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から交付請求があった場合には、書面にて交付します。

ホームページ アドレス [www.amova-am.com](http://www.amova-am.com)

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

<財形株投（一般財形30）>

<財形株投（一般財形50）>

<財形株投（年金・住宅財形30）>

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第32期計算期間（2025年2月4日から2026年2月2日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2026年4月15日

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辻村 和之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 榎原 康太  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている財形株投（一般財形30）の2025年2月4日から2026年2月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、財形株投（一般財形30）の2026年2月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【財形株投（一般財形30）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第31期 2025年2月3日現在	第32期 2026年2月2日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	3,452,464	3,680,318
親投資信託受益証券	120,506,674	127,897,586
未収利息	46	74
流動資産合計	123,959,184	131,577,978
資産合計	123,959,184	131,577,978
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬	33,989	35,781
未払委託者報酬	320,073	336,849
その他未払費用	2,649	2,805
流動負債合計	356,711	375,435
負債合計	356,711	375,435
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	108,296,634	105,905,689
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	15,305,839	25,296,854
(分配準備積立金)	15,080,591	23,975,153
元本等合計	123,602,473	131,202,543
純資産合計	123,602,473	131,202,543
負債純資産合計	123,959,184	131,577,978

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第31期		第32期	
	自	至	自	至
	2024年2月2日	2025年2月3日	2025年2月4日	2026年2月2日
<b>営業収益</b>				
受取利息		5,047		17,081
有価証券売買等損益		2,749,013		11,035,869
営業収益合計		2,754,060		11,052,950
<b>営業費用</b>				
受託者報酬		66,460		68,237
委託者報酬		625,901		642,551
その他費用		5,199		5,347
営業費用合計		697,560		716,135
営業利益又は営業損失(△)		2,056,500		10,336,815
経常利益又は経常損失(△)		2,056,500		10,336,815
当期純利益又は当期純損失(△)		2,056,500		10,336,815
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		41,931		216,673
期首剰余金又は期首欠損金(△)		12,395,830		15,305,839
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,057,597		1,143,016
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		1,057,597		1,143,016
剰余金減少額又は欠損金増加額		162,157		1,272,143
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		162,157		1,272,143
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		15,305,839		25,296,854

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年2月2日から翌年2月1日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）もしくはその翌日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、翌日が営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当計算期間は2025年2月4日から2026年2月2日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第31期 2025年2月3日現在	第32期 2026年2月2日現在
1. 期首元本額	102,328,446円	108,296,634円
期中追加設定元本額	7,294,614円	6,591,440円
期中一部解約元本額	1,326,426円	8,982,385円
2. 受益権の総数	108,296,634口	105,905,689口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第31期 自2024年2月2日 至2025年2月3日		第32期 自2025年2月4日 至2026年2月2日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	3,722円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	15,932円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	2,010,201円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	10,104,210円
C 信託約款に定める収益調整金	17,898,240円	C 信託約款に定める収益調整金	18,395,798円
D 信託約款に定める分配準備積立 金	13,066,668円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	13,855,011円
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	32,978,831円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	42,370,951円
F 分配対象収益 (1万口当たり)	3,045円	F 分配対象収益 (1万口当たり)	4,000円
G 分配金額	0円	G 分配金額	0円
H 分配金額 (1万口当たり)	0円	H 分配金額 (1万口当たり)	0円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	第31期 自2024年2月2日 至2025年2月3日	第32期 自2025年2月4日 至2026年2月2日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であ	同左

	るリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	
--	---	--

## II 金融商品の時価等に関する事項

	第 31 期 2025 年 2 月 3 日現在	第 32 期 2026 年 2 月 2 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第 31 期 (2025 年 2 月 3 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	2,358,228
合計	2,358,228

第 32 期 (2026 年 2 月 2 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	9,843,754
合計	9,843,754

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第 31 期 2025 年 2 月 3 日現在	第 32 期 2026 年 2 月 2 日現在
1口当たり純資産額	1,1413 円	1,2389 円
(1万口当たり純資産額)	(11,413 円)	(12,389 円)

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益 証券	財形公社債マザーファンド	71,624,595	90,032,115	
	インデックス マザーファンド T O P I X	7,341,542	37,865,471	
合計		78,966,137	127,897,586	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2026年4月15日

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辻村 和之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 榎原 康太  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている財形株投（一般財形50）の2025年2月4日から2026年2月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、財形株投（一般財形50）の2026年2月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【財形株投（一般財形50）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第31期 2025年2月3日現在	第32期 2026年2月2日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	5,667,206	6,268,650
親投資信託受益証券	194,061,976	219,051,072
未収利息	75	126
流動資産合計	199,729,257	225,319,848
資産合計	199,729,257	225,319,848
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	286,410	-
未払受託者報酬	54,685	61,947
未払委託者報酬	514,635	582,859
その他未払費用	4,316	4,897
流動負債合計	860,046	649,703
負債合計	860,046	649,703
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	141,578,575	138,751,553
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	57,290,636	85,918,592
(分配準備積立金)	47,016,561	70,900,841
元本等合計	198,869,211	224,670,145
純資産合計	198,869,211	224,670,145
負債純資産合計	199,729,257	225,319,848

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第31期		第32期	
	自	至	自	至
	2024年2月2日	2025年2月3日	2025年2月4日	2026年2月2日
<b>営業収益</b>				
受取利息		8,386		29,133
有価証券売買等損益		9,225,904		31,517,725
営業収益合計		9,234,290		31,546,858
<b>営業費用</b>				
支払利息		2		-
受託者報酬		111,564		115,573
委託者報酬		1,049,831		1,087,489
その他費用		8,818		9,133
営業費用合計		1,170,215		1,212,195
営業利益又は営業損失(△)		8,064,075		30,334,663
経常利益又は経常損失(△)		8,064,075		30,334,663
当期純利益又は当期純損失(△)		8,064,075		30,334,663
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		1,042,802		1,478,444
期首剰余金又は期首欠損金(△)		53,561,106		57,290,636
剰余金増加額又は欠損金減少額		5,189,673		6,210,905
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		5,189,673		6,210,905
剰余金減少額又は欠損金増加額		8,481,416		6,439,168
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		8,481,416		6,439,168
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		57,290,636		85,918,592

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年2月2日から翌年2月1日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）もしくはその翌日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、翌日が営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当計算期間は2025年2月4日から2026年2月2日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

		第31期 2025年2月3日現在	第32期 2026年2月2日現在
1.	期首元本額	152,731,256円	141,578,575円
	期中追加設定元本額	12,934,951円	12,971,468円
	期中一部解約元本額	24,087,632円	15,798,490円
2.	受益権の総数	141,578,575口	138,751,553口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第31期 自2024年2月2日 至2025年2月3日		第32期 自2025年2月4日 至2026年2月2日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益 7,137円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益 27,619円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 7,013,071円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 28,828,600円
C	信託約款に定める収益調整金 45,639,865円	C	信託約款に定める収益調整金 48,761,884円
D	信託約款に定める分配準備積立 金 39,996,353円	D	信託約款に定める分配準備積立 金 42,044,622円
E	分配対象収益 (A+B+C+D) 92,656,426円	E	分配対象収益 (A+B+C+D) 119,662,725円
F	分配対象収益 (1万口当たり) 6,544円	F	分配対象収益 (1万口当たり) 8,624円
G	分配金額 0円	G	分配金額 0円
H	分配金額 (1万口当たり) 0円	H	分配金額 (1万口当たり) 0円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	第31期 自2024年2月2日 至2025年2月3日	第32期 自2025年2月4日 至2026年2月2日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であ	同左

	るリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。
--	---

## II 金融商品の時価等に関する事項

	第 31 期 2025 年 2 月 3 日現在	第 32 期 2026 年 2 月 2 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第 31 期 (2025 年 2 月 3 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	7,503,743
合計	7,503,743

第 32 期 (2026 年 2 月 2 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	27,997,529
合計	27,997,529

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第 31 期 2025 年 2 月 3 日現在	第 32 期 2026 年 2 月 2 日現在
1口当たり純資産額	1,4047 円	1,6192 円
(1万口当たり純資産額)	(14,047 円)	(16,192 円)

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益 証券	財形公社債マザーファンド	87,086,082	109,467,205	
	インデックス マザーファンド T O P I X	21,246,654	109,583,867	
合計		108,332,736	219,051,072	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2026年4月15日

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辻村 和之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 榎原 康太  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている財形株投（年金・住宅財形30）の2025年2月4日から2026年2月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、財形株投（年金・住宅財形30）の2026年2月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【財形株投（年金・住宅財形30）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第31期 2025年2月3日現在	第32期 2026年2月2日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	7,828,635	8,175,743
親投資信託受益証券	263,778,357	274,459,389
未収利息	104	165
流動資産合計	271,607,096	282,635,297
資産合計	271,607,096	282,635,297
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	-	3,090,596
未払受託者報酬	75,126	78,126
未払委託者報酬	706,715	734,963
その他未払費用	5,956	6,188
流動負債合計	787,797	3,909,873
負債合計	787,797	3,909,873
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	235,796,519	223,619,875
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	35,022,780	55,105,549
（分配準備積立金）	36,187,654	54,019,026
元本等合計	270,819,299	278,725,424
純資産合計	270,819,299	278,725,424
負債純資産合計	271,607,096	282,635,297

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第31期		第32期	
	自	至	自	至
	2024年2月2日	2025年2月3日	2025年2月4日	2026年2月2日
<b>営業収益</b>				
受取利息		11,340		38,763
有価証券売買等損益		6,700,987		24,317,695
営業収益合計		6,712,327		24,356,458
<b>営業費用</b>				
支払利息		5		-
受託者報酬		147,295		151,197
委託者報酬		1,385,685		1,422,378
その他費用		11,669		11,982
営業費用合計		1,544,654		1,585,557
営業利益又は営業損失(△)		5,167,673		22,770,901
経常利益又は経常損失(△)		5,167,673		22,770,901
当期純利益又は当期純損失(△)		5,167,673		22,770,901
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		137,162		1,273,503
期首剰余金又は期首欠損金(△)		28,810,796		35,022,780
剰余金増加額又は欠損金減少額		2,145,503		2,264,405
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		2,145,503		2,264,405
剰余金減少額又は欠損金増加額		964,030		3,679,034
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		964,030		3,679,034
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		35,022,780		55,105,549

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	当ファンドの計算期間は原則として、毎年2月2日から翌年2月1日までとなっております。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）もしくはその翌日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、翌日が営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当計算期間は2025年2月4日から2026年2月2日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

		第31期 2025年2月3日現在	第32期 2026年2月2日現在
1.	期首元本額	229,324,983円	235,796,519円
	期中追加設定元本額	14,103,964円	12,491,220円
	期中一部解約元本額	7,632,428円	24,667,864円
2.	受益権の総数	235,796,519口	223,619,875口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第31期 自2024年2月2日 至2025年2月3日		第32期 自2025年2月4日 至2026年2月2日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益 8,709円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益 35,740円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 5,020,186円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益 21,461,658円
C	信託約款に定める収益調整金 45,748,334円	C	信託約款に定める収益調整金 45,183,237円
D	信託約款に定める分配準備積立 金 31,158,759円	D	信託約款に定める分配準備積立 金 32,521,628円
E	分配対象収益 (A+B+C+D) 81,935,988円	E	分配対象収益 (A+B+C+D) 99,202,263円
F	分配対象収益 (1万口当たり) 3,474円	F	分配対象収益 (1万口当たり) 4,436円
G	分配金額 0円	G	分配金額 0円
H	分配金額 (1万口当たり) 0円	H	分配金額 (1万口当たり) 0円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	第31期 自2024年2月2日 至2025年2月3日	第32期 自2025年2月4日 至2026年2月2日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であ	同左

	るリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	
--	---	--

## II 金融商品の時価等に関する事項

	第 31 期 2025 年 2 月 3 日現在	第 32 期 2026 年 2 月 2 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第 31 期 (2025 年 2 月 3 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	5,690,367
合計	5,690,367

第 32 期 (2026 年 2 月 2 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	21,363,062
合計	21,363,062

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第 31 期 2025 年 2 月 3 日現在	第 32 期 2026 年 2 月 2 日現在
1口当たり純資産額	1,1485 円	1,2464 円
(1万口当たり純資産額)	(11,485 円)	(12,464 円)

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	財形公社債マザーファンド	153,359,234	192,772,557	
	インデックス マザーファンド T O P I X	15,837,841	81,686,832	
合計		169,197,075	274,459,389	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「財形株投（一般財形 30）」「財形株投（一般財形 50）」「財形株投（年金・住宅財形 30）」は、「財形公社債マザーファンド」「インデックス マザーファンド T O P I X」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

(参考)

財形公社債マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	2025年2月3日現在	2026年2月2日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	15,562,754	12,594,521
国債証券	315,537,890	379,066,550
地方債証券	34,542,268	-
未収利息	200,989	498,470
前払費用	36,247	38,202
流動資産合計	365,880,148	392,197,743
資産合計	365,880,148	392,197,743
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	291,503,334	312,069,911
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	74,376,814	80,127,832
元本等合計	365,880,148	392,197,743
純資産合計	365,880,148	392,197,743
負債純資産合計	365,880,148	392,197,743

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券及び地方債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

		2025年2月3日現在	2026年2月2日現在
1.	期首	2024年2月2日	2025年2月4日
	期首元本額	278,769,298円	291,503,334円
	期首からの追加設定元本額	53,557,406円	59,756,975円
	期首からの一部解約元本額	40,823,370円	39,190,398円
	元本の内訳 ※		
	財形株投（一般財形30）	67,360,562円	71,624,595円
	財形株投（一般財形50）	77,102,676円	87,086,082円
	財形株投（年金・住宅財形30）	147,040,096円	153,359,234円
計	291,503,334円	312,069,911円	
2.	受益権の総数	291,503,334口	312,069,911口

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	自 2024年2月2日 至 2025年2月3日	自 2025年2月4日 至 2026年2月2日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリ	同左

	スク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	
--	-------------------------------	--

## II 金融商品の時価等に関する事項

	2025年2月3日現在	2026年2月2日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券  同左  (2)デリバティブ取引 同左  (3)上記以外の金融商品  同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(2025年2月3日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△1,238,360
地方債証券	△163,007
合計	△1,401,367

(2026年2月2日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△1,205,780
合計	△1,205,780

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

2025年2月3日現在		2026年2月2日現在	
1口当たり純資産額	1.255円	1口当たり純資産額	1.257円
(1千口当たり純資産額)	(1,255円)	(1千口当たり純資産額)	(1,257円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第474回利付国債(2年)	50,000,000	49,709,000	
	第476回利付国債(2年)	40,000,000	39,836,000	
	第477回利付国債(2年)	35,000,000	34,894,650	
	第478回利付国債(2年)	15,000,000	14,948,700	
	第479回利付国債(2年)	40,000,000	39,846,400	
	第480回利付国債(2年)	40,000,000	39,899,200	
	第481回利付国債(2年)	20,000,000	20,015,400	
	第153回利付国債(5年)	40,000,000	39,401,200	
	第154回利付国債(5年)	45,000,000	44,227,350	
	第172回利付国債(5年)	20,000,000	19,379,200	
	第174回利付国債(5年)	20,000,000	19,449,400	
	第177回利付国債(5年)	5,000,000	4,922,200	
	第353回利付国債(10年)	13,000,000	12,537,850	
		合計	383,000,000	379,066,550

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

貸借対照表

(単位：円)

	2025年2月3日現在	2026年2月2日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	212,891,716	421,637,733
株式	62,718,257,830	81,301,631,440
派生商品評価勘定	-	3,678,350
未収配当金	90,014,789	107,099,687
未収利息	2,840	8,537
流動資産合計	63,021,167,175	81,834,055,747
資産合計	63,021,167,175	81,834,055,747
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	1,207,750	3,961,650
前受金	1,820,000	2,420,000
未払金	150,116,956	316,766,906
未払解約金	27,999,757	28,236,918
流動負債合計	181,144,463	351,385,474
負債合計	181,144,463	351,385,474
純資産の部		
元本等		
元本	16,232,127,856	15,798,170,314
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	46,607,894,856	65,684,499,959
元本等合計	62,840,022,712	81,482,670,273
純資産合計	62,840,022,712	81,482,670,273
負債純資産合計	63,021,167,175	81,834,055,747

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引 個別法に基づき原則として時価で評価しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

		2025年2月3日現在	2026年2月2日現在
1.	期首	2024年2月2日	2025年2月4日
	期首元本額	16,274,607,381円	16,232,127,856円
	期首からの追加設定元本額	1,411,001,994円	1,559,023,860円
	期首からの一部解約元本額	1,453,481,519円	1,992,981,402円
	元本の内訳 ※		
	インデックスファンドTSP	7,875,120,746円	7,397,855,524円
	財形株投（一般財形30）	9,291,238円	7,341,542円
	財形株投（一般財形50）	25,133,190円	21,246,654円
	財形株投（年金・住宅財形30）	20,469,361円	15,837,841円
	インデックスファンドTOPIX（日本株式） TOPIXインデックスファンド（個人型年金向け） 計	7,715,465,381円 586,647,940円 16,232,127,856円	7,734,871,601円 621,017,152円 15,798,170,314円
2.	受益権の総数	16,232,127,856口	15,798,170,314口
3.	担保資産		
	デリバティブ取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として担保に供している資産は次のとおりであります。 株式	664,994,700円	878,947,800円

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	自 2024年2月2日 至 2025年2月3日	自 2025年2月4日 至 2026年2月2日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主な	同左

	デリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

## II 金融商品の時価等に関する事項

	2025年2月3日現在	2026年2月2日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(2025年2月3日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	2,378,141,202
合計	2,378,141,202

(2026年2月2日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	17,953,061,657
合計	17,953,061,657

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(株式関連)

(2025年2月3日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価		評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	137,730,000	—	136,525,000	△1,205,000
合計		137,730,000	—	136,525,000	△1,205,000

(2026年2月2日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価		評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	212,200,000	—	211,920,000	△280,000
合計		212,200,000	—	211,920,000	△280,000

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として本書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、同計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

2025年2月3日現在		2026年2月2日現在	
1口当たり純資産額	3.8713円	1口当たり純資産額	5.1577円
(1万口当たり純資産額)	(38,713円)	(1万口当たり純資産額)	(51,577円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
極洋	1,000	5,090.00	5,090,000	
ニッセイ	20,900	1,300.00	27,170,000	
マルハニチロ	11,100	1,385.00	15,373,500	
ユキグニファクトリー	1,900	1,064.00	2,021,600	
カネコ種苗	700	1,500.00	1,050,000	
サカタのタネ	2,800	4,060.00	11,368,000	

ホクト	2,100	1,979.00	4,155,900
住石ホールディングス	2,100	641.00	1,346,100
日鉄鉱業	4,400	3,290.00	14,476,000
I N P E X	76,400	3,344.00	255,481,600
石油資源開発	14,000	1,872.00	26,208,000
K&Oエナジーグループ	1,000	4,210.00	4,210,000
ショーボンドホールディングス	13,300	1,402.00	18,646,600
ミライト・ワン	7,800	3,718.00	29,000,400
タマホーム	1,400	3,725.00	5,215,000
第一カッター興業	600	1,374.00	824,400
安藤・間	12,100	2,006.50	24,278,650
東急建設	7,100	1,266.00	8,988,600
コムシスホールディングス	8,100	4,811.00	38,969,100
ビーアールホールディングス	3,400	352.00	1,196,800
高松コンストラクショングループ	1,700	3,810.00	6,477,000
東建コーポレーション	500	14,920.00	7,460,000
ヤマウラ	1,300	1,466.00	1,905,800
オリエンタル白石	8,400	409.00	3,435,600
大成建設	11,900	15,775.00	187,722,500
大林組	51,500	3,540.00	182,310,000
清水建設	43,500	2,730.00	118,755,000
長谷工コーポレーション	14,200	3,143.00	44,630,600
松井建設	1,300	1,495.00	1,943,500
鹿島建設	35,300	6,297.00	222,284,100
不動テトラ	900	3,025.00	2,722,500
鉄建建設	1,000	4,985.00	4,985,000
西松建設	2,500	5,779.00	14,447,500
大豊建設	2,200	780.00	1,716,000
奥村組	2,600	6,490.00	16,874,000
東鉄工業	1,700	4,680.00	7,956,000
浅沼組	6,400	1,062.00	6,796,800
戸田建設	19,600	1,347.00	26,401,200
熊谷組	9,400	1,744.00	16,393,600
矢作建設工業	3,000	2,321.00	6,963,000
ピーエス・コンストラクション	1,500	3,045.00	4,567,500
日本ハウスホールディングス	3,400	320.00	1,088,000

新日本建設	2,200	1,981.00	4,358,200
東亜道路工業	2,500	1,757.00	4,392,500
東亜建設工業	5,900	3,335.00	19,676,500
日本国土開発	4,900	620.00	3,038,000
若築建設	500	4,545.00	2,272,500
五洋建設	22,600	1,643.50	37,143,100
世紀東急工業	2,500	1,668.00	4,170,000
福田組	500	7,820.00	3,910,000
住友林業	41,300	1,642.50	67,835,250
大和ハウス工業	44,000	5,271.00	231,924,000
ライト工業	3,100	3,500.00	10,850,000
積水ハウス	48,300	3,447.00	166,490,100
日特建設	1,500	1,307.00	1,960,500
北陸電気工事	900	1,550.00	1,395,000
ユアテック	3,400	2,705.00	9,197,000
日本リーテック	1,300	2,308.00	3,000,400
四電工	2,000	1,830.00	3,660,000
中電工	2,100	4,430.00	9,303,000
関電工	8,700	5,557.00	48,345,900
きんでん	10,900	6,650.00	72,485,000
東京エネシス	1,500	1,824.00	2,736,000
トーエネック	3,100	2,073.00	6,426,300
日本電設工業	3,000	3,895.00	11,685,000
エクシオグループ	15,200	2,553.00	38,805,600
新日本空調	2,100	3,275.00	6,877,500
クラフティア	3,400	8,271.00	28,121,400
三機工業	3,300	6,700.00	22,110,000
日揮ホールディングス	17,300	2,154.00	37,264,200
中外炉工業	500	4,545.00	2,272,500
太平電業	3,200	2,231.00	7,139,200
高砂熱学工業	8,500	4,563.00	38,785,500
朝日工業社	1,700	3,600.00	6,120,000
明星工業	2,700	1,691.00	4,565,700
大気社	4,100	3,455.00	14,165,500
ダイダン	9,200	2,631.00	24,205,200
日比谷総合設備	1,100	4,815.00	5,296,500

飛島ホールディングス	1,700	2,401.00	4,081,700
フィル・カンパニー	300	1,002.00	300,600
テスホールディングス	4,300	356.00	1,530,800
インフロニア・ホールディングス	16,700	2,318.00	38,710,600
東洋エンジニアリング	2,300	6,000.00	13,800,000
レイズネクスト	2,300	2,514.00	5,782,200
ニッポン	5,700	2,652.00	15,116,400
日清製粉グループ本社	15,900	1,997.50	31,760,250
日東富士製粉	300	7,050.00	2,115,000
昭和産業	1,400	3,195.00	4,473,000
中部飼料	2,000	1,811.00	3,622,000
フィード・ワン	2,100	1,101.00	2,312,100
日本甜菜製糖	700	4,110.00	2,877,000
DM三井製糖	1,300	3,360.00	4,368,000
ウェルネオシュガー	900	2,836.00	2,552,400
森永製菓	6,300	2,701.00	17,016,300
中村屋	400	3,080.00	1,232,000
江崎グリコ	4,600	5,699.00	26,215,400
me i t o	700	2,609.00	1,826,300
井村屋グループ	900	2,507.00	2,256,300
不二家	1,100	2,574.00	2,831,400
山崎製パン	10,700	3,348.00	35,823,600
モロゾフ	1,600	1,506.00	2,409,600
亀田製菓	1,000	3,955.00	3,955,000
寿スピリッツ	8,500	1,805.00	15,342,500
カルビー	7,300	3,047.00	22,243,100
森永乳業	6,000	3,996.00	23,976,000
六甲バター	1,300	1,201.00	1,561,300
ヤクルト本社	22,200	2,514.50	55,821,900
明治ホールディングス	22,300	3,690.00	82,287,000
雪印メグミルク	4,300	3,390.00	14,577,000
プリマハム	2,100	2,757.00	5,789,700
日本ハム	6,000	7,164.00	42,984,000
丸大食品	1,600	2,287.00	3,659,200
S F o o d s	1,800	3,055.00	5,499,000
柿安本店	700	2,778.00	1,944,600

伊藤ハム米久ホールディングス	2,800	6,030.00	16,884,000
サッポロホールディングス	23,900	1,651.50	39,470,850
アサヒグループホールディングス	120,100	1,653.50	198,585,350
麒麟ホールディングス	66,600	2,339.50	155,810,700
シマダヤ	800	1,797.00	1,437,600
宝ホールディングス	13,200	1,614.50	21,311,400
オエノンホールディングス	4,700	464.00	2,180,800
養命酒製造	500	4,215.00	2,107,500
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス	10,400	3,406.00	35,422,400
ライフドリンク カンパニー	2,800	1,615.00	4,522,000
サントリー食品インターナショナル	11,200	4,974.00	55,708,800
ダイドーグループホールディングス	1,800	2,486.00	4,474,800
伊藤園	5,200	2,874.00	14,944,800
キーコーヒー	1,800	1,989.00	3,580,200
日清オイリオグループ	2,200	5,650.00	12,430,000
不二製油	3,200	4,032.00	12,902,400
J-オイルミルズ	1,900	2,033.00	3,862,700
キッコーマン	53,000	1,420.00	75,260,000
味の素	79,400	3,498.00	277,741,200
ブルドックソース	800	1,884.00	1,507,200
キューピー	8,600	4,428.00	38,080,800
ハウス食品グループ本社	6,000	2,998.00	17,988,000
カゴメ	8,300	2,739.50	22,737,850
アリアケジャパン	1,800	5,600.00	10,080,000
エバラ食品工業	400	2,630.00	1,052,000
ニチレイ	14,100	1,915.00	27,001,500
東洋水産	7,400	11,065.00	81,881,000
イトアンドホールディングス	800	2,066.00	1,652,800
ヨシムラ・フード・ホールディングス	1,200	855.00	1,026,000
日清食品ホールディングス	18,100	3,100.00	56,110,000
フジッコ	1,800	1,600.00	2,880,000
ロック・フィールド	1,800	1,391.00	2,503,800
日本たばこ産業	97,200	5,694.00	553,456,800
ケンコーマヨネーズ	1,000	2,015.00	2,015,000
わらべや日洋ホールディングス	1,100	3,385.00	3,723,500

なとり	1,000	1,887.00	1,887,000
ファーマフーズ	2,100	647.00	1,358,700
ユージェナ	10,800	409.00	4,417,200
紀文食品	1,400	1,091.00	1,527,400
ピクルスホールディングス	900	1,242.00	1,117,800
オリオンビール	2,600	1,341.00	3,486,600
理研ビタミン	1,400	3,165.00	4,431,000
片倉工業	1,700	2,946.00	5,008,200
グンゼ	2,500	4,490.00	11,225,000
ユニチカ	5,600	582.00	3,259,200
富士紡ホールディングス	800	8,740.00	6,992,000
倉敷紡績	1,100	8,990.00	9,889,000
シキボウ	1,100	1,070.00	1,177,000
日本毛織	4,100	1,839.00	7,539,900
帝国繊維	1,700	3,030.00	5,151,000
帝人	14,400	1,480.00	21,312,000
東レ	109,700	1,136.00	124,619,200
セーレン	3,600	3,115.00	11,214,000
小松マテーレ	2,200	870.00	1,914,000
ワコールホールディングス	3,200	4,417.00	14,134,400
ホギメディカル	1,800	6,690.00	12,042,000
T S I ホールディングス	4,900	1,062.00	5,203,800
ワールド	2,700	3,105.00	8,383,500
三陽商会	800	4,185.00	3,348,000
オンワードホールディングス	9,500	728.00	6,916,000
ルックホールディングス	600	2,443.00	1,465,800
ゴールドウイン	9,500	2,570.50	24,419,750
特種東海製紙	2,900	1,653.00	4,793,700
王子ホールディングス	61,500	911.20	56,038,800
日本製紙	9,200	1,186.00	10,911,200
北越コーポレーション	9,100	920.00	8,372,000
大王製紙	8,200	973.00	7,978,600
レンゴー	16,500	1,326.50	21,887,250
トーモク	900	3,375.00	3,037,500
ザ・パック	3,300	1,295.00	4,273,500
北の達人コーポレーション	6,900	145.00	1,000,500

東洋紡	7,000	1,319.00	9,233,000
クラレ	20,600	1,672.50	34,453,500
旭化成	107,800	1,462.50	157,657,500
レゾナック・ホールディングス	15,700	8,759.00	137,516,300
住友化学	130,900	457.80	59,926,020
住友精化	700	5,320.00	3,724,000
日産化学	8,200	5,418.00	44,427,600
ラサ工業	500	7,120.00	3,560,000
クレハ	2,400	4,320.00	10,368,000
多木化学	700	3,890.00	2,723,000
テイカ	1,200	1,433.00	1,719,600
石原産業	2,700	2,858.00	7,716,600
日本曹達	3,500	3,645.00	12,757,500
東ソー	23,700	2,534.50	60,067,650
トクヤマ	5,700	3,757.00	21,414,900
セントラル硝子	2,000	3,615.00	7,230,000
東亜合成	6,600	1,760.00	11,616,000
大阪ソーダ	5,700	2,237.00	12,750,900
関東電化工業	3,100	1,280.00	3,968,000
デンカ	6,500	2,928.00	19,032,000
信越化学工業	144,700	5,127.00	741,876,900
日本カーバイド工業	800	2,690.00	2,152,000
堺化学工業	1,300	3,320.00	4,316,000
第一稀元素化学工業	1,600	2,686.00	4,297,600
エア・ウォーター	15,400	2,319.50	35,720,300
日本酸素ホールディングス	18,400	4,808.00	88,467,200
日本化学工業	700	3,250.00	2,275,000
日本パーカライジング	8,000	1,474.00	11,792,000
高压ガス工業	2,400	1,112.00	2,668,800
四国化成ホールディングス	1,900	4,220.00	8,018,000
戸田工業	400	1,428.00	571,200
ステラ ケミファ	900	5,330.00	4,797,000
保土谷化学工業	1,000	2,298.00	2,298,000
日本触媒	10,000	2,201.00	22,010,000
大日精化工業	1,100	4,285.00	4,713,500
カネカ	4,000	4,677.00	18,708,000

三菱瓦斯化学	11,600	3,056.00	35,449,600
三井化学	29,300	2,234.00	65,456,200
東京応化工業	7,800	7,271.00	56,713,800
大阪有機化学工業	1,400	4,000.00	5,600,000
三菱ケミカルグループ	113,800	1,015.00	115,507,000
KHネオケム	2,700	2,508.00	6,771,600
ダイセル	17,900	1,446.00	25,883,400
住友ベークライト	5,700	5,442.00	31,019,400
積水化学工業	34,000	2,744.50	93,313,000
日本ゼオン	11,700	1,848.00	21,621,600
アイカ工業	4,100	3,495.00	14,329,500
UBE	8,400	2,633.50	22,121,400
積水樹脂	1,900	2,052.00	3,898,800
旭有機材	1,100	4,995.00	5,494,500
ニチバン	1,000	1,969.00	1,969,000
リケンテクノス	2,800	1,655.00	4,634,000
大倉工業	800	4,725.00	3,780,000
積水化成成品工業	2,600	455.00	1,183,000
群栄化学工業	400	4,740.00	1,896,000
ダイキョーニシカワ	3,500	818.00	2,863,000
森六	800	2,452.00	1,961,600
恵和	1,000	1,306.00	1,306,000
日本化薬	11,600	1,798.50	20,862,600
カーリット	1,400	2,229.00	3,120,600
日本精化	1,000	2,545.00	2,545,000
扶桑化学工業	1,700	7,270.00	12,359,000
トリケミカル研究所	1,900	3,190.00	6,061,000
ADEKA	6,300	4,567.00	28,772,100
日油	18,700	2,978.50	55,697,950
ハリマ化成グループ	1,300	990.00	1,287,000
花王	38,500	6,307.00	242,819,500
第一工業製薬	600	10,020.00	6,012,000
石原ケミカル	700	2,330.00	1,631,000
三洋化成工業	1,000	5,460.00	5,460,000
大日本塗料	1,800	1,384.00	2,491,200
日本ペイントホールディングス	86,400	1,022.50	88,344,000

関西ペイント	13,000	2,467.50	32,077,500
中国塗料	3,400	4,265.00	14,501,000
藤倉化成	1,900	765.00	1,453,500
太陽ホールディングス	7,800	5,003.00	39,023,400
D I C	5,800	3,725.00	21,605,000
サカタインクス	3,600	2,348.00	8,452,800
a r t i e n c e	3,100	3,655.00	11,330,500
富士フイルムホールディングス	98,200	3,120.00	306,384,000
資生堂	31,600	2,672.00	84,435,200
ライオン	18,700	1,675.00	31,322,500
高砂香料工業	6,100	1,492.00	9,101,200
マンダム	3,500	3,175.00	11,112,500
ミルボン	2,500	2,564.00	6,410,000
コーセーホールディングス	3,700	5,557.00	20,560,900
コタ	1,800	1,248.00	2,246,400
ポーラ・オルビスホールディングス	8,300	1,370.50	11,375,150
ノエビアホールディングス	1,400	4,645.00	6,503,000
新日本製薬	1,000	2,044.00	2,044,000
I - n e	500	1,322.00	661,000
アクシージア	1,100	382.00	420,200
エステー	1,600	1,533.00	2,452,800
コニシ	5,100	1,300.00	6,630,000
長谷川香料	3,100	2,850.00	8,835,000
小林製薬	4,200	5,383.00	22,608,600
荒川化学工業	1,400	1,307.00	1,829,800
メック	1,200	5,510.00	6,612,000
日本高純度化学	400	4,860.00	1,944,000
タカラバイオ	4,300	808.00	3,474,400
J C U	1,800	5,620.00	10,116,000
O A T アグリオ	600	2,139.00	1,283,400
デクセリアルズ	13,900	2,772.00	38,530,800
アース製薬	1,500	4,925.00	7,387,500
北興化学工業	1,200	1,743.00	2,091,600
大成ラミックグループ	500	2,597.00	1,298,500
クミアイ化学工業	7,300	700.00	5,110,000
日本農薬	2,500	1,002.00	2,505,000

アキレス	900	1,416.00	1,274,400
有沢製作所	2,900	1,794.00	5,202,600
日東電工	49,400	3,435.00	169,689,000
レック	1,700	1,011.00	1,718,700
三光合成	2,100	960.00	2,016,000
ZACROS	5,200	1,156.00	6,011,200
前澤化成工業	1,100	2,320.00	2,552,000
未来工業	800	3,390.00	2,712,000
JSP	1,200	2,583.00	3,099,600
エフピコ	3,100	2,629.00	8,149,900
信越ポリマー	3,500	1,991.00	6,968,500
ニフコ	6,100	4,800.00	29,280,000
バルカー	1,400	4,300.00	6,020,000
ユニ・チャーム	101,800	959.20	97,646,560
協和キリン	19,100	2,335.50	44,608,050
武田薬品工業	144,900	5,342.00	774,055,800
アステラス製薬	142,900	2,150.50	307,306,450
住友ファーマ	14,500	2,243.00	32,523,500
塩野義製薬	59,400	3,217.00	191,089,800
日本新薬	4,300	5,142.00	22,110,600
中外製薬	51,000	8,802.00	448,902,000
科研製薬	2,400	4,080.00	9,792,000
エーザイ	21,300	4,393.00	93,570,900
ロート製薬	17,200	2,547.00	43,808,400
小野薬品工業	36,400	2,381.50	86,686,600
久光製薬	3,600	6,360.00	22,896,000
持田製薬	2,000	3,605.00	7,210,000
参天製薬	27,400	1,732.00	47,456,800
扶桑薬品工業	600	2,282.00	1,369,200
ツムラ	5,600	4,060.00	22,736,000
キッセイ薬品工業	2,500	4,625.00	11,562,500
生化学工業	2,800	700.00	1,960,000
栄研化学	2,300	2,531.00	5,821,300
JCRファーマ	7,100	606.00	4,302,600
東和薬品	2,200	3,550.00	7,810,000
富士製薬工業	1,200	1,875.00	2,250,000

ゼリア新薬工業	2,200	2,056.00	4,523,200
ネクセラファーマ	7,100	808.00	5,736,800
第一三共	149,500	2,916.50	436,016,750
杏林製薬	3,300	1,635.00	5,395,500
大幸薬品	3,400	281.00	955,400
ダイト	2,000	1,319.00	2,638,000
大塚ホールディングス	36,300	9,230.00	335,049,000
ペプチドリーム	7,900	1,531.00	12,094,900
セルソース	1,000	400.00	400,000
あすか製薬ホールディングス	1,600	2,322.00	3,715,200
サワイグループホールディングス	8,400	2,343.50	19,685,400
日本コークス工業	16,500	110.00	1,815,000
ニチレキグループ	1,700	2,420.00	4,114,000
ユシロ	900	2,998.00	2,698,200
出光興産	70,400	1,294.50	91,132,800
ENEOSホールディングス	230,100	1,266.50	291,421,650
コスモエネルギーホールディングス	9,000	4,479.00	40,311,000
横浜ゴム	9,100	6,063.00	55,173,300
TOYO TIRE	10,300	4,153.00	42,775,900
ブリヂストン	95,300	3,490.00	332,597,000
住友ゴム工業	17,600	2,471.50	43,498,400
藤倉コンポジット	1,300	2,254.00	2,930,200
オカモト	800	5,450.00	4,360,000
フコク	900	1,990.00	1,791,000
ニッタ	1,600	4,060.00	6,496,000
三ツ星ベルト	2,100	4,020.00	8,442,000
バンドー化学	2,400	2,004.00	4,809,600
日東紡績	2,000	14,330.00	28,660,000
A G C	15,900	5,707.00	90,741,300
日本板硝子	9,100	663.00	6,033,300
日本電気硝子	5,400	6,603.00	35,656,200
オハラ	700	1,054.00	737,800
住友大阪セメント	2,700	4,187.00	11,304,900
太平洋セメント	10,100	4,173.00	42,147,300
日本ヒューム	2,800	1,569.00	4,393,200
日本コンクリート工業	3,200	333.00	1,065,600

三谷セキサン	700	7,570.00	5,299,000
アジアパイルホールディングス	2,500	1,388.00	3,470,000
東海カーボン	16,400	1,050.00	17,220,000
日本カーボン	900	4,600.00	4,140,000
東洋炭素	1,400	5,300.00	7,420,000
ノリタケ	1,700	6,140.00	10,438,000
TOTO	10,100	4,958.00	50,075,800
日本碍子	18,100	3,620.00	65,522,000
日本特殊陶業	13,300	6,457.00	85,878,100
MARUWA	700	47,200.00	33,040,000
品川リフラ	2,000	2,112.00	4,224,000
黒崎播磨	1,300	4,200.00	5,460,000
ヨータイ	1,000	1,807.00	1,807,000
フジミインコーポレーテッド	4,900	2,707.00	13,264,300
ニチアス	4,500	7,650.00	34,425,000
ニチハ	1,900	3,330.00	6,327,000
日本製鉄	456,900	647.20	295,705,680
神戸製鋼所	33,700	2,186.00	73,668,200
中山製鋼所	3,400	616.00	2,094,400
合同製鐵	900	3,890.00	3,501,000
JFEホールディングス	54,400	2,057.00	111,900,800
東京製鐵	4,700	1,512.00	7,106,400
共英製鋼	1,900	2,425.00	4,607,500
大和工業	3,000	11,400.00	34,200,000
東京鐵鋼	700	6,080.00	4,256,000
大阪製鐵	800	3,160.00	2,528,000
ヨドコウ	9,700	1,398.00	13,560,600
中部鋼鈹	1,600	2,162.00	3,459,200
丸一鋼管	16,800	1,530.00	25,704,000
モリ工業	1,900	999.00	1,898,100
大同特殊鋼	11,900	1,966.50	23,401,350
日本冶金工業	1,100	4,700.00	5,170,000
愛知製鋼	3,100	3,050.00	9,455,000
大平洋金属	1,500	2,953.00	4,429,500
新日本電工	9,100	378.00	3,439,800
栗本鐵工所	3,900	1,685.00	6,571,500

三菱製鋼	1,100	1,861.00	2,047,100
日本精線	1,400	1,236.00	1,730,400
エンビプロ・ホールディングス	1,500	800.00	1,200,000
J X 金属	46,500	2,353.00	109,414,500
大紀アルミニウム工業所	2,400	1,274.00	3,057,600
日本軽金属ホールディングス	4,900	2,769.00	13,568,100
三井金属	4,200	19,795.00	83,139,000
三菱マテリアル	11,200	4,179.00	46,804,800
住友金属鉱山	22,900	8,291.00	189,863,900
DOWAホールディングス	4,500	8,624.00	38,808,000
古河機械金属	2,000	4,605.00	9,210,000
大阪チタニウムテクノロジーズ	2,900	2,277.00	6,603,300
東邦チタニウム	3,000	1,801.00	5,403,000
UACJ	10,100	2,433.00	24,573,300
CKサンエツ	400	4,220.00	1,688,000
古河電気工業	5,600	13,095.00	73,332,000
住友電気工業	57,900	6,804.00	393,951,600
フジクラ	21,500	19,860.00	426,990,000
SWCC	2,500	11,460.00	28,650,000
平河ヒューテック	1,000	2,779.00	2,779,000
リョービ	1,900	2,683.00	5,097,700
AREホールディングス	6,800	3,445.00	23,426,000
稲葉製作所	900	1,582.00	1,423,800
宮地エンジニアリンググループ	2,200	1,962.00	4,316,400
トーカロ	4,900	2,544.00	12,465,600
SUMCO	31,900	1,569.00	50,051,100
川田テクノロジーズ	1,300	4,675.00	6,077,500
RS Technologies	1,100	3,750.00	4,125,000
東洋製罐グループホールディングス	8,400	3,863.00	32,449,200
ホッカンホールディングス	900	2,329.00	2,096,100
コロナ	1,000	954.00	954,000
横河ブリッジホールディングス	2,900	3,125.00	9,062,500
三和ホールディングス	16,100	3,553.00	57,203,300
文化シャッター	5,300	2,017.00	10,690,100
三協立山	2,100	636.00	1,335,600
アルインコ	1,300	1,106.00	1,437,800

L I X I L	26,200	1,772.00	46,426,400
ノーリツ	2,900	2,065.00	5,988,500
長府製作所	1,600	2,004.00	3,206,400
リンナイ	8,600	4,102.00	35,277,200
日東精工	2,200	711.00	1,564,200
岡部	2,800	955.00	2,674,000
ジーテクト	2,200	1,953.00	4,296,600
東プレ	2,900	2,511.00	7,281,900
高周波熱錬	2,500	1,326.00	3,315,000
東京製綱	1,000	1,665.00	1,665,000
サンコール	1,700	967.00	1,643,900
パイオラックス	1,800	1,735.00	3,123,000
エイチワン	1,800	1,416.00	2,548,800
日本発條	12,600	2,709.00	34,133,400
中央発條	1,100	3,450.00	3,795,000
立川ブラインド工業	900	1,942.00	1,747,800
日本製鋼所	5,000	8,496.00	42,480,000
三浦工業	7,600	3,161.00	24,023,600
タクマ	4,900	2,476.00	12,132,400
ツガミ	3,500	3,115.00	10,902,500
オークマ	2,900	3,815.00	11,063,500
芝浦機械	1,900	4,000.00	7,600,000
アマダ	23,900	1,980.50	47,333,950
アイダエンジニアリング	3,100	1,181.00	3,661,100
F U J I	6,500	3,729.00	24,238,500
牧野フライス製作所	1,700	11,680.00	19,856,000
オーエスジー	5,900	2,556.00	15,080,400
旭ダイヤモンド工業	3,900	896.00	3,494,400
DMG 森精機	11,200	2,695.50	30,189,600
ソディック	4,000	1,037.00	4,148,000
ディスコ	7,900	62,300.00	492,170,000
日東工器	600	1,822.00	1,093,200
日進工具	1,400	849.00	1,188,600
富士ダイス	1,200	1,081.00	1,297,200
リケンNPR	1,900	3,590.00	6,821,000
島精機製作所	2,600	913.00	2,373,800

オプトラン	2,700	1,999.00	5,397,300
イワキポンプ	1,100	2,608.00	2,868,800
フリー	1,800	1,022.00	1,839,600
ヤマシンフィルタ	3,400	589.00	2,002,600
日阪製作所	1,900	1,517.00	2,882,300
やまびこ	2,700	3,180.00	8,586,000
野村マイクロ・サイエンス	3,000	3,325.00	9,975,000
平田機工	2,300	2,600.00	5,980,000
PEGASUS	1,800	770.00	1,386,000
マルマエ	700	2,596.00	1,817,200
タツモ	1,100	2,480.00	2,728,000
ナブテスコ	9,300	4,146.00	38,557,800
三井海洋開発	4,200	14,670.00	61,614,000
レオン自動機	1,900	1,529.00	2,905,100
SMC	4,700	59,900.00	281,530,000
ホソカワミクロン	1,300	6,100.00	7,930,000
ユニオンツール	700	10,010.00	7,007,000
瑞光	1,400	998.00	1,397,200
オイレス工業	2,000	2,420.00	4,840,000
日精エー・エス・ビー機械	600	6,180.00	3,708,000
サトー	2,200	2,308.00	5,077,600
技研製作所	1,500	2,022.00	3,033,000
日本エアーテック	800	1,223.00	978,400
日精樹脂工業	1,100	846.00	930,600
ワイエイシイホールディングス	1,400	1,075.00	1,505,000
小松製作所	79,100	6,213.00	491,448,300
住友重機械工業	9,700	4,790.00	46,463,000
日立建機	6,500	5,219.00	33,923,500
日工	3,100	815.00	2,526,500
巴工業	1,800	1,912.00	3,441,600
井関農機	1,500	1,730.00	2,595,000
TOWA	6,000	2,870.00	17,220,000
北川鉄工所	700	1,736.00	1,215,200
ローツェ	9,600	3,199.00	30,710,400
クボタ	83,000	2,345.00	194,635,000
荏原実業	1,700	2,124.00	3,610,800

三菱化工機	1,800	3,335.00	6,003,000
月島ホールディングス	2,200	2,962.00	6,516,400
帝国電機製作所	1,200	3,010.00	3,612,000
新東工業	3,300	1,128.00	3,722,400
澁谷工業	1,500	3,485.00	5,227,500
アイチ コーポレーション	2,700	1,355.00	3,658,500
小森コーポレーション	3,900	1,662.00	6,481,800
鶴見製作所	2,300	2,177.00	5,007,100
酒井重工業	700	2,161.00	1,512,700
荏原製作所	33,700	4,772.00	160,816,400
西島製作所	1,300	2,129.00	2,767,700
A I R M A N	1,600	1,940.00	3,104,000
ダイキン工業	21,400	19,000.00	406,600,000
オルガノ	2,300	15,950.00	36,685,000
トーヨーカネツ	1,400	2,605.00	3,647,000
栗田工業	9,900	7,540.00	74,646,000
椿本チエイン	7,100	2,371.00	16,834,100
木村化工機	1,200	1,260.00	1,512,000
アネスト岩田	3,000	1,654.00	4,962,000
ダイフク	27,700	5,433.00	150,494,100
サムコ	400	4,605.00	1,842,000
タダノ	8,700	1,135.00	9,874,500
フジテック	1,500	5,665.00	8,497,500
CKD	5,000	4,010.00	20,050,000
平和	4,800	2,007.00	9,633,600
理想科学工業	2,700	1,227.00	3,312,900
SANKYO	17,400	2,409.00	41,916,600
日本金銭機械	2,000	1,015.00	2,030,000
マースグループホールディングス	1,400	3,200.00	4,480,000
ガリレイ	2,400	3,805.00	9,132,000
ダイコク電機	800	2,771.00	2,216,800
竹内製作所	3,000	6,400.00	19,200,000
アマノ	4,300	3,920.00	16,856,000
JUKI	2,600	516.00	1,341,600
ジャノメ	1,200	1,195.00	1,434,000
マックス	2,200	6,170.00	13,574,000

グローリー	4,300	4,010.00	17,243,000
新晃工業	4,400	1,481.00	6,516,400
大和冷機工業	2,500	1,559.00	3,897,500
セガサミーホールディングス	13,400	2,392.50	32,059,500
T P R	3,800	1,337.00	5,080,600
ツバキ・ナカシマ	3,800	315.00	1,197,000
ホシザキ	10,500	5,084.00	53,382,000
大豊工業	1,300	843.00	1,095,900
日本精工	30,300	1,054.50	31,951,350
N T N	43,600	365.90	15,953,240
ジェイテクト	15,500	1,791.00	27,760,500
不二越	1,200	4,815.00	5,778,000
日本トムソン	4,500	937.00	4,216,500
THK	8,700	4,577.00	39,819,900
Y U S H I N	1,300	773.00	1,004,900
前澤給装工業	1,200	1,620.00	1,944,000
イーグル工業	1,800	3,030.00	5,454,000
P I L L A R	1,500	6,260.00	9,390,000
キッツ	5,900	2,020.00	11,918,000
マキタ	20,400	5,615.00	114,546,000
三井E & S	8,100	6,527.00	52,868,700
カナデビア	13,500	1,016.00	13,716,000
三菱重工業	307,300	4,505.00	1,384,386,500
I H I	85,500	3,525.00	301,387,500
キオクシアホールディングス	9,900	18,360.00	181,764,000
日清紡ホールディングス	12,400	1,573.50	19,511,400
イビデン	20,500	7,730.00	158,465,000
コニカミノルタ	36,600	666.00	24,375,600
ブラザー工業	20,300	3,149.00	63,924,700
ミネベアミツミ	28,500	3,150.00	89,775,000
日立製作所	417,400	5,289.00	2,207,628,600
三菱電機	179,700	4,811.00	864,536,700
富士電機	11,800	10,710.00	126,378,000
安川電機	17,800	4,769.00	84,888,200
シンフォニアテクノロジー	1,800	10,370.00	18,666,000
明電舎	3,000	6,120.00	18,360,000

山洋電気	1,900	4,105.00	7,799,500	
デンヨー	1,200	3,665.00	4,398,000	
PHCホールディングス	3,100	1,077.00	3,338,700	
KOKUSAI ELECTRIC	18,800	6,042.00	113,589,600	
ソシオネクスト	14,200	2,086.50	29,628,300	
東芝テック	2,100	2,657.00	5,579,700	
芝浦メカトロニクス	1,000	22,370.00	22,370,000	
マブチモーター	15,800	1,457.50	23,028,500	
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	1,100	335.00	368,500	
トレックス・セミコンダクター	700	1,444.00	1,010,800	
東光高岳	900	4,375.00	3,937,500	
ダブル・スコープ	5,400	158.00	853,200	
ダイヘン	1,500	11,350.00	17,025,000	
ヤーマン	3,200	697.00	2,230,400	
JVCケンウッド	12,900	1,233.50	15,912,150	
ミマキエンジニアリング	1,400	1,740.00	2,436,000	
大崎電気工業	3,100	1,237.00	3,834,700	
オムロン	13,800	3,897.00	53,778,600	
日東工業	2,000	4,100.00	8,200,000	
IDEC	2,100	2,838.00	5,959,800	
ジーエス・ユアサコーポレーション	6,700	3,584.00	24,012,800	
BUFFALO	400	4,415.00	1,766,000	
テクノメディカ	400	2,285.00	914,000	
ダイヤモンドエレクトリックホールディングス	700	604.00	422,800	
日本電気	107,700	5,222.00	562,409,400	
富士通	150,900	4,373.00	659,885,700	
沖電気工業	8,000	2,017.00	16,136,000	
電気興業	600	2,682.00	1,609,200	
サンケン電気	1,700	7,339.00	12,476,300	
アイホン	900	2,967.00	2,670,300	
ルネサスエレクトロニクス	159,100	2,453.50	390,351,850	
セイコーエプソン	20,400	1,976.00	40,310,400	
ワコム	9,800	820.00	8,036,000	
アルバック	4,200	8,127.00	34,133,400	
アクセル	800	1,209.00	967,200	
EIZO	2,300	2,162.00	4,972,600	

ジャパンディスプレイ	92,700	22.00	2,039,400
日本信号	4,100	1,323.00	5,424,300
京三製作所	3,800	668.00	2,538,400
能美防災	2,200	3,805.00	8,371,000
ホーチキ	1,300	4,805.00	6,246,500
エレコム	3,900	1,639.00	6,392,100
パナソニック ホールディングス	193,800	2,069.00	400,972,200
シャープ	19,700	698.50	13,760,450
アンリツ	10,700	2,159.00	23,101,300
ソニーグループ	560,200	3,409.00	1,909,721,800
TDK	141,600	1,985.50	281,146,800
帝国通信工業	800	2,747.00	2,197,600
タムラ製作所	6,500	620.00	4,030,000
アルプスアルパイン	12,600	1,933.50	24,362,100
日本電波工業	2,000	992.00	1,984,000
鈴木	1,000	2,475.00	2,475,000
メイコー	1,500	12,730.00	19,095,000
日本トリム	400	4,705.00	1,882,000
フォスター電機	1,500	2,765.00	4,147,500
SMK	400	2,762.00	1,104,800
ヨコオ	1,400	2,147.00	3,005,800
ホシデン	3,300	2,525.00	8,332,500
ヒロセ電機	2,400	16,425.00	39,420,000
日本航空電子工業	3,900	2,400.00	9,360,000
TOA	1,600	1,643.00	2,628,800
マクセル	3,400	2,100.00	7,140,000
古野電気	2,100	7,090.00	14,889,000
スミダコーポレーション	2,800	1,146.00	3,208,800
アイコム	700	2,972.00	2,080,400
リオン	700	2,734.00	1,913,800
横河電機	17,900	5,166.00	92,471,400
新電元工業	700	3,510.00	2,457,000
アズビル	39,400	1,366.00	53,820,400
日本光電工業	13,500	1,683.50	22,727,250
チノー	1,400	1,381.00	1,933,400
日本電子材料	1,000	4,630.00	4,630,000

堀場製作所	3,100	18,070.00	56,017,000	
アドバンテスト	51,200	24,305.00	1,244,416,000	
エスペック	1,600	3,440.00	5,504,000	
キーエンス	16,200	55,790.00	903,798,000	代用有価証券 1,600株
日置電機	900	6,110.00	5,499,000	
シスメックス	42,100	1,464.00	61,634,400	
日本マイクロニクス	2,700	8,420.00	22,734,000	
メガチップス	1,000	8,240.00	8,240,000	
OBARA GROUP	900	3,715.00	3,343,500	
コーセル	2,000	1,151.00	2,302,000	
イリソ電子工業	1,300	3,310.00	4,303,000	
オプテックスグループ	2,800	2,376.00	6,652,800	
千代田インテグレ	400	3,285.00	1,314,000	
レーザーテック	6,900	31,310.00	216,039,000	
スタンレー電気	8,300	3,035.00	25,190,500	
ウシオ電機	6,800	2,706.50	18,404,200	
日本セラミック	1,300	3,650.00	4,745,000	
山一電機	1,600	5,880.00	9,408,000	
図研	1,400	4,835.00	6,769,000	
日本電子	3,800	6,023.00	22,887,400	
カシオ計算機	13,000	1,559.50	20,273,500	
ファナック	77,600	6,043.00	468,936,800	
日本シイエムケイ	5,200	536.00	2,787,200	
エンプラス	500	10,560.00	5,280,000	
大真空	2,400	581.00	1,394,400	
ローム	31,900	2,653.50	84,646,650	
浜松ホトニクス	27,200	1,683.50	45,791,200	
三井ハイテック	8,400	729.00	6,123,600	
京セラ	100,900	2,335.00	235,601,500	
太陽誘電	8,700	3,268.00	28,431,600	
村田製作所	155,000	3,085.00	478,175,000	
双葉電子工業	3,400	642.00	2,182,800	
ニチコン	4,200	1,662.00	6,980,400	
日本ケミコン	2,300	1,434.00	3,298,200	
KOA	2,900	1,550.00	4,495,000	

市光工業	3,500	505.00	1,767,500	
小糸製作所	16,800	2,510.50	42,176,400	
ミツバ	3,100	1,325.00	4,107,500	
S C R E E Nホールディングス	5,800	19,530.00	113,274,000	
キヤノン電子	1,800	3,625.00	6,525,000	
キヤノン	72,900	4,768.00	347,587,200	
リコー	38,100	1,378.00	52,501,800	
象印マホービン	4,400	1,575.00	6,930,000	
東京エレクトロン	34,400	39,660.00	1,364,304,000	
イノテック	1,100	2,071.00	2,278,100	
トヨタ紡織	8,000	2,554.00	20,432,000	
ユニプレス	3,000	1,362.00	4,086,000	
豊田自動織機	13,800	19,805.00	273,309,000	
モリタホールディングス	2,500	2,779.00	6,947,500	
三櫻工業	2,500	834.00	2,085,000	
デンソー	159,100	2,153.00	342,542,300	
東海理化電機製作所	4,300	3,070.00	13,201,000	
川崎重工業	12,200	13,070.00	159,454,000	
名村造船所	5,100	4,050.00	20,655,000	
日本車輛製造	600	3,885.00	2,331,000	
三菱ロジスネクスト	2,600	1,548.00	4,024,800	
日産自動車	248,100	378.00	93,781,800	
いすゞ自動車	43,400	2,533.00	109,932,200	
トヨタ自動車	863,300	3,535.00	3,051,765,500	代用有価証券 87,000株
日野自動車	24,400	441.00	10,760,400	
三菱自動車工業	61,900	378.50	23,429,150	
武蔵精密工業	3,600	2,639.00	9,500,400	
日産車体	2,500	1,007.00	2,517,500	
新明和工業	4,700	2,176.00	10,227,200	
極東開発工業	2,700	3,260.00	8,802,000	
トピー工業	1,200	3,115.00	3,738,000	
ティラド	300	8,800.00	2,640,000	
タチエス	3,000	2,108.00	6,324,000	
NOK	6,100	2,977.00	18,159,700	
フタバ産業	4,300	1,035.00	4,450,500	

カヤバ	2,800	4,420.00	12,376,000
大同メタル工業	3,200	1,017.00	3,254,400
プレス工業	6,600	856.00	5,649,600
太平洋工業	3,700	3,015.00	11,155,500
アイシン	41,500	2,723.00	113,004,500
マツダ	53,700	1,184.50	63,607,650
本田技研工業	352,700	1,561.50	550,741,050
スズキ	119,300	2,095.50	249,993,150
S U B A R U	49,000	3,338.00	163,562,000
ヤマハ発動機	80,400	1,165.00	93,666,000
エクセディ	2,700	5,670.00	15,309,000
豊田合成	5,400	4,174.00	22,539,600
愛三工業	2,700	2,098.00	5,664,600
ヨロズ	1,500	1,027.00	1,540,500
エフ・シー・シー	3,100	3,730.00	11,563,000
シマノ	6,800	17,545.00	119,306,000
テイ・エス テック	6,000	1,898.50	11,391,000
リガク・ホールディングス	9,800	1,171.00	11,475,800
北里コーポレーション	1,300	1,472.00	1,913,600
テルモ	107,900	2,048.00	220,979,200
日機装	3,800	1,778.00	6,756,400
日本エム・ディ・エム	1,300	475.00	617,500
島津製作所	21,600	4,187.00	90,439,200
JMS	1,500	440.00	660,000
長野計器	1,000	2,644.00	2,644,000
ブイ・テクノロジー	800	3,075.00	2,460,000
東京計器	1,300	6,720.00	8,736,000
愛知時計電機	800	3,110.00	2,488,000
インターアクション	900	1,445.00	1,300,500
東京精密	3,100	13,415.00	41,586,500
マニー	6,500	1,523.00	9,899,500
ニコン	20,300	1,932.00	39,219,600
オリンパス	88,000	1,864.00	164,032,000
理研計器	2,300	3,290.00	7,567,000
タムロン	8,300	1,032.00	8,565,600
HOYA	31,300	25,815.00	808,009,500

ノーリツ鋼機	4,600	2,172.00	9,991,200
A&Dホロンホールディングス	2,200	2,248.00	4,945,600
朝日インテック	19,400	2,568.50	49,828,900
シチズン時計	13,400	1,349.00	18,076,600
メニコン	6,000	1,598.00	9,588,000
松風	1,400	1,825.00	2,555,000
セイコーグループ	2,200	7,780.00	17,116,000
ニプロ	13,500	1,415.00	19,102,500
三井松島ホールディングス	2,800	1,402.00	3,925,600
テクセンドフォトマスク	4,500	2,952.00	13,284,000
トランザクション	1,800	1,217.00	2,190,600
ニホンフラッシュ	1,500	817.00	1,225,500
前田工織	3,300	1,879.00	6,200,700
アートネイチャー	1,500	817.00	1,225,500
フルヤ金属	1,500	3,945.00	5,917,500
バンダイナムコホールディングス	43,400	3,993.00	173,296,200
SHOEI	4,300	1,689.00	7,262,700
フランスベッドホールディングス	2,300	1,330.00	3,059,000
パイロットコーポレーション	2,500	4,867.00	12,167,500
萩原工業	1,100	1,682.00	1,850,200
フジシールインターナショナル	3,300	3,160.00	10,428,000
タカラトミー	8,000	2,710.00	21,680,000
広済堂ホールディングス	5,200	496.00	2,579,200
プロネクサス	1,700	1,169.00	1,987,300
TOPPANホールディングス	19,700	4,753.00	93,634,100
大日本印刷	35,100	2,801.50	98,332,650
共同印刷	1,700	1,633.00	2,776,100
NISSHA	2,900	1,254.00	3,636,600
TAKARA & COMPANY	1,000	4,205.00	4,205,000
アシックス	62,400	3,793.00	236,683,200
ツツミ	400	2,642.00	1,056,800
ローランド	1,300	3,795.00	4,933,500
小松ウオール工業	1,200	2,803.00	3,363,600
ヤマハ	27,500	1,136.50	31,253,750
河合楽器製作所	400	2,669.00	1,067,600
クリナップ	1,800	876.00	1,576,800

ピジョン	9,600	1,618.50	15,537,600	
キングジム	1,400	810.00	1,134,000	
リンテック	3,500	4,700.00	16,450,000	
イトーキ	3,600	2,593.00	9,334,800	
任天堂	102,500	9,899.00	1,014,647,500	
三菱鉛筆	2,200	2,310.00	5,082,000	
タカラスタンダード	3,700	2,972.00	10,996,400	
コクヨ	32,100	915.50	29,387,550	
ナカバヤシ	1,800	593.00	1,067,400	
グローブライド	1,500	2,199.00	3,298,500	
オカムラ	4,900	2,383.00	11,676,700	
美津濃	4,300	3,230.00	13,889,000	
グリムス	500	2,412.00	1,206,000	
東京電力ホールディングス	146,400	581.10	85,073,040	
中部電力	59,800	2,246.00	134,310,800	
関西電力	88,000	2,397.00	210,936,000	
中国電力	28,100	922.00	25,908,200	
北陸電力	16,500	945.00	15,592,500	
東北電力	42,800	1,100.00	47,080,000	
四国電力	15,100	1,528.00	23,072,800	
九州電力	37,500	1,676.50	62,868,750	
北海道電力	18,300	1,001.00	18,318,300	
沖縄電力	4,100	1,110.00	4,551,000	
電源開発	12,200	3,197.00	39,003,400	
エフオン	1,200	361.00	433,200	
イーレックス	3,300	625.00	2,062,500	
レノバ	4,400	678.00	2,983,200	
東京瓦斯	29,300	7,018.00	205,627,400	
大阪瓦斯	29,000	5,870.00	170,230,000	
東邦瓦斯	6,000	5,026.00	30,156,000	
北海道瓦斯	4,900	836.00	4,096,400	
広島ガス	3,500	364.00	1,274,000	
西部ガスホールディングス	1,900	2,351.00	4,466,900	
静岡ガス	3,700	1,231.00	4,554,700	
メタウォーター	2,100	3,350.00	7,035,000	
SBSホールディングス	1,400	3,820.00	5,348,000	

東武鉄道	16,800	2,717.50	45,654,000
相鉄ホールディングス	6,300	2,784.50	17,542,350
東急	41,700	1,741.00	72,599,700
京浜急行電鉄	18,400	1,512.50	27,830,000
小田急電鉄	24,600	1,644.00	40,442,400
京王電鉄	7,300	3,856.00	28,148,800
京成電鉄	28,300	1,178.50	33,351,550
富士急行	2,000	2,020.00	4,040,000
東日本旅客鉄道	89,600	3,796.00	340,121,600
西日本旅客鉄道	38,700	3,143.00	121,634,100
東海旅客鉄道	68,800	4,328.00	297,766,400
東京地下鉄	25,800	1,640.00	42,312,000
西武ホールディングス	17,700	4,136.00	73,207,200
鴻池運輸	2,800	3,305.00	9,254,000
西日本鉄道	4,700	2,825.50	13,279,850
ハマキョウレックス	5,100	1,831.00	9,338,100
サカイ引越センター	2,100	2,901.00	6,092,100
近鉄グループホールディングス	17,300	3,200.00	55,360,000
阪急阪神ホールディングス	21,400	4,224.00	90,393,600
南海電気鉄道	7,800	2,846.00	22,198,800
京阪ホールディングス	8,400	3,390.00	28,476,000
神戸電鉄	500	2,469.00	1,234,500
名古屋鉄道	17,900	1,726.50	30,904,350
山陽電気鉄道	1,300	2,026.00	2,633,800
ヤマトホールディングス	19,700	2,049.00	40,365,300
山九	3,700	8,999.00	33,296,300
丸全昭和運輸	1,000	8,290.00	8,290,000
センコーグループホールディングス	11,700	1,924.50	22,516,650
ニッコンホールディングス	6,900	3,640.00	25,116,000
福山通運	1,700	4,530.00	7,701,000
セイノーホールディングス	8,000	2,405.00	19,240,000
神奈川中央交通	500	3,690.00	1,845,000
AZ-COM丸和ホールディングス	5,000	977.00	4,885,000
九州旅客鉄道	12,200	3,945.00	48,129,000
SGホールディングス	27,200	1,499.00	40,772,800
NIPPON EXPRESSホールディング	16,200	3,500.00	56,700,000

ス				
日本郵船	34,300	5,118.00	175,547,400	
商船三井	30,800	4,916.00	151,412,800	
川崎汽船	35,000	2,236.50	78,277,500	
NSユニテッド海運	1,000	6,900.00	6,900,000	
飯野海運	5,900	1,528.00	9,015,200	
乾汽船	2,000	1,271.00	2,542,000	
日本航空	37,200	2,948.50	109,684,200	
ANAホールディングス	44,100	3,108.00	137,062,800	
三菱倉庫	18,400	1,286.00	23,662,400	
三井倉庫ホールディングス	5,000	3,615.00	18,075,000	
住友倉庫	4,700	3,700.00	17,390,000	
澁澤倉庫	2,600	1,275.00	3,315,000	
日本トランスシティ	4,100	1,243.00	5,096,300	
中央倉庫	900	1,691.00	1,521,900	
安田倉庫	1,100	2,200.00	2,420,000	
上組	7,100	5,363.00	38,077,300	
キューソー流通システム	900	2,960.00	2,664,000	
エアアイテイー	1,000	2,220.00	2,220,000	
MIXI	3,100	2,626.00	8,140,600	
クロスキャット	1,000	1,027.00	1,027,000	
システナ	23,200	495.00	11,484,000	
デジタルアーツ	900	5,390.00	4,851,000	
日鉄ソリューションズ	4,500	4,252.00	19,134,000	
キューブシステム	1,000	1,063.00	1,063,000	
コア	800	2,297.00	1,837,600	
ディー・エヌ・エー	6,700	2,468.00	16,535,600	
手間いらず	200	3,070.00	614,000	
ラクーンホールディングス	1,300	635.00	825,500	
ソリトンシステムズ	900	1,930.00	1,737,000	
ソフトクリエイトホールディングス	1,400	2,036.00	2,850,400	
TIS	17,200	4,368.00	75,129,600	
グリーホールディングス	5,400	395.00	2,133,000	
GMOペパボ	200	2,060.00	412,000	
コーエーテクモホールディングス	10,200	1,670.50	17,039,100	
三菱総合研究所	800	4,865.00	3,892,000	

ファインデックス	1,200	879.00	1,054,800
K L a b	4,600	328.00	1,508,800
ポールトゥウィンホールディングス	2,400	309.00	741,600
ネクソン	40,200	3,612.00	145,202,400
アイスタイル	6,200	447.00	2,771,400
エムアップホールディングス	3,900	825.00	3,217,500
エイチームホールディングス	1,300	1,078.00	1,401,400
セルシス	2,200	1,445.00	3,179,000
エニグモ	1,800	395.00	711,000
コロプラ	5,500	436.00	2,398,000
ブロードリーフ	6,000	648.00	3,888,000
デジタルハーツホールディングス	1,100	921.00	1,013,100
メディアドゥ	600	1,612.00	967,200
じげん	4,600	465.00	2,139,000
フィックスターズ	2,300	1,481.00	3,406,300
オブティム	1,700	483.00	821,100
セレス	800	1,812.00	1,449,600
S H I F T	14,600	745.70	10,887,220
セック	500	3,435.00	1,717,500
テクマトリックス	3,200	2,067.00	6,614,400
プロシップ	1,300	1,530.00	1,989,000
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	3,800	2,600.00	9,880,000
GMOペイメントゲートウェイ	3,200	8,811.00	28,195,200
システムリサーチ	1,200	1,914.00	2,296,800
インターネットイニシアティブ	8,900	2,464.50	21,934,050
さくらインターネット	2,300	2,727.00	6,272,100
GMOグローバルサイン・ホールディングス	500	2,145.00	1,072,500
S R Aホールディングス	900	5,630.00	5,067,000
朝日ネット	1,800	707.00	1,272,600
e B A S E	2,000	440.00	880,000
アバントグループ	1,800	1,565.00	2,817,000
アドソル日進	1,300	1,790.00	2,327,000
フリービット	900	1,601.00	1,440,900
コムチュア	2,100	1,604.00	3,368,400
アステリア	1,300	1,225.00	1,592,500
アイル	900	2,389.00	2,150,100

マークラインズ	1,000	1,588.00	1,588,000
メディカル・データ・ビジョン	1,700	1,679.00	2,854,300
g u m i	3,100	346.00	1,072,600
テラスカイ	500	2,007.00	1,003,500
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	1,700	1,250.00	2,125,000
ネオジャパン	500	1,834.00	917,000
P R T I M E S	400	2,592.00	1,036,800
ラクス	15,300	872.10	13,343,130
ダブルスタンダード	600	1,682.00	1,009,200
オープンドア	1,000	320.00	320,000
アカツキ	800	2,506.00	2,004,800
U b i c o mホールディングス	600	1,033.00	619,800
カナミックネットワーク	2,100	491.00	1,031,100
チェンジホールディングス	3,200	1,033.00	3,305,600
オークネット	1,500	2,081.00	3,121,500
オロ	700	2,061.00	1,442,700
ユーザーローカル	700	1,819.00	1,273,300
P K S H A T e c h n o l o g y	2,000	3,130.00	6,260,000
マネーフォワード	3,700	3,735.00	13,819,500
GMOフィナンシャルゲート	300	5,020.00	1,506,000
S u n A s t e r i s k	1,500	442.00	663,000
プラスアルファ・コンサルティング	2,100	2,218.00	4,657,800
電算システムホールディングス	800	3,235.00	2,588,000
A p p i e r G r o u p	6,300	1,018.00	6,413,400
ビジョナル	2,000	8,730.00	17,460,000
ハイマックス	500	1,309.00	654,500
野村総合研究所	31,700	4,640.00	147,088,000
日本システム技術	1,500	2,344.00	3,516,000
インテージホールディングス	1,200	1,701.00	2,041,200
東邦システムサイエンス	800	1,145.00	916,000
ソースネクスト	8,500	145.00	1,232,500
シンプレクス・ホールディングス	12,900	951.00	12,267,900
HEROZ	700	816.00	571,200
ラクスル	3,200	2,035.00	6,512,000
メルカリ	7,000	3,267.00	22,869,000
I P S	500	2,936.00	1,468,000

システムサポートホールディングス	1,400	1,340.00	1,876,000
ボードルア	900	2,053.00	1,847,700
NE	800	710.00	568,000
イーソル	1,100	510.00	561,000
ウイングアーク1st	1,700	3,315.00	5,635,500
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	700	954.00	667,800
サーバーワークス	400	2,009.00	803,600
Sansan	5,400	1,482.00	8,002,800
ギフトィ	1,300	1,238.00	1,609,400
メドレー	2,000	2,353.00	4,706,000
ベース	700	3,020.00	2,114,000
JMDC	2,400	3,320.00	7,968,000
フォーカスシステムズ	1,100	1,814.00	1,995,400
クレスコ	2,800	1,665.00	4,662,000
フジ・メディア・ホールディングス	12,800	3,926.00	50,252,800
オービック	30,300	4,221.00	127,896,300
ジャストシステム	2,300	4,725.00	10,867,500
TDCソフト	3,100	1,233.00	3,822,300
LINEヤフー	250,800	394.90	99,040,920
トレンドマイクロ	9,400	6,091.00	57,255,400
IDホールディングス	1,100	1,997.00	2,196,700
日本オラクル	3,100	10,455.00	32,410,500
アルファシステムズ	500	3,745.00	1,872,500
フューチャー	3,500	1,890.00	6,615,000
CAC Holdings	1,000	2,007.00	2,007,000
オービックビジネスコンサルタント	2,700	6,684.00	18,046,800
アイティフォー	1,700	1,685.00	2,864,500
東計電算	500	4,315.00	2,157,500
大塚商会	18,500	3,059.00	56,591,500
サイボウズ	2,300	2,353.00	5,411,900
電通総研	5,900	2,410.00	14,219,000
デジタルガレージ	2,300	2,447.00	5,628,100
EMシステムズ	2,100	729.00	1,530,900
ウェザーニューズ	1,100	4,010.00	4,411,000
C I J	4,000	513.00	2,052,000

ビジネスエンジニアリング	1,900	1,413.00	2,684,700	
WOWOW	1,300	1,425.00	1,852,500	
スカラ	1,500	373.00	559,500	
ANYCOLOR	2,600	4,180.00	10,868,000	
日本ビジネスシステムズ	900	1,789.00	1,610,100	
システムソフト	5,700	63.00	359,100	
アルゴグラフィックス	5,900	1,520.00	8,968,000	
マーベラス	3,000	510.00	1,530,000	
エイベックス	2,800	1,183.00	3,312,400	
B I P R O G Y	5,500	5,092.00	28,006,000	
都築電気	1,000	3,710.00	3,710,000	
T B S ホールディングス	8,000	6,100.00	48,800,000	
日本テレビホールディングス	14,400	3,753.00	54,043,200	
朝日放送グループホールディングス	2,000	839.00	1,678,000	
テレビ朝日ホールディングス	4,000	3,580.00	14,320,000	
スカパー J S A T ホールディングス	10,800	2,251.00	24,310,800	
テレビ東京ホールディングス	1,000	4,585.00	4,585,000	
ビジョン	3,400	1,299.00	4,416,600	
U-NEXT HOLDINGS	5,500	1,854.00	10,197,000	
日本通信	13,100	140.00	1,834,000	
NTT	4,472,200	156.20	698,557,640	代用有価証券 474,000株
KDDI	228,900	2,663.50	609,675,150	
ソフトバンク	2,620,000	210.90	552,558,000	
光通信	1,600	42,580.00	68,128,000	
エムティーアイ	1,100	715.00	786,500	
GMOインターネットグループ	5,200	3,799.00	19,754,800	
ファイバーゲート	700	682.00	477,400	
KADOKAWA	9,100	3,280.00	29,848,000	
学研ホールディングス	3,000	1,051.00	3,153,000	
ゼンリン	2,500	1,015.00	2,537,500	
松竹	900	11,850.00	10,665,000	
東宝	8,500	8,022.00	68,187,000	
東映	2,700	5,620.00	15,174,000	
ピー・シー・エー	1,100	1,939.00	2,132,900	
ビジネスブレイン太田昭和	600	3,355.00	2,013,000	

D T S	12,900	1,249.00	16,112,100
スクウェア・エニックス・ホールディングス	26,800	2,589.50	69,398,600
シーイーシー	2,000	2,170.00	4,340,000
カプコン	32,400	3,645.00	118,098,000
アイ・エス・ビー	800	1,776.00	1,420,800
S C S K	5,700	5,670.00	32,319,000
N S W	800	2,455.00	1,964,000
アイネス	1,300	1,891.00	2,458,300
T K C	2,500	4,050.00	10,125,000
N S D	5,800	3,345.00	19,401,000
コナミグループ	7,000	21,330.00	149,310,000
福井コンピュータホールディングス	800	3,100.00	2,480,000
J B C Cホールディングス	4,300	1,509.00	6,488,700
ミロク情報サービス	1,400	1,911.00	2,675,400
ソフトバンクグループ	312,200	4,090.00	1,276,898,000
リョーサン菱洋ホールディングス	3,300	3,065.00	10,114,500
高千穂交易	1,300	2,018.00	2,623,400
伊藤忠食品	400	11,260.00	4,504,000
あらた	2,600	3,085.00	8,021,000
トーメンデバイス	200	10,610.00	2,122,000
東京エレクトロン デバイス	1,700	3,385.00	5,754,500
円谷フィールズホールディングス	3,200	1,782.00	5,702,400
双日	16,600	5,444.00	90,370,400
アルフレッサ ホールディングス	16,300	2,487.50	40,546,250
横浜冷凍	4,300	1,277.00	5,491,100
ラサ商事	900	2,072.00	1,864,800
アルコニックス	2,700	2,680.00	7,236,000
神戸物産	14,900	3,793.00	56,515,700
あい ホールディングス	3,400	2,642.00	8,982,800
ダイワボウホールディングス	6,500	3,018.00	19,617,000
マクニカホールディングス	11,900	2,457.00	29,238,300
ラクト・ジャパン	800	3,525.00	2,820,000
バイタルケーエスケー・ホールディングス	2,400	1,393.00	3,343,200
八洲電機	1,300	3,155.00	4,101,500
メディアスホールディングス	1,100	815.00	896,500
レスター	1,400	2,888.00	4,043,200

TOKAIホールディングス	9,300	1,140.00	10,602,000
三洋貿易	2,100	1,747.00	3,668,700
ビューティガレージ	600	1,454.00	872,400
ウイン・パートナーズ	1,300	1,333.00	1,732,900
シップヘルスケアホールディングス	6,300	2,544.50	16,030,350
明治電機工業	900	2,278.00	2,050,200
コメダホールディングス	4,200	2,836.00	11,911,200
アセンテック	700	1,424.00	996,800
ユニソルホールディングス	1,500	2,271.00	3,406,500
ヤマエグループホールディングス	1,700	2,762.00	4,695,400
小野建	1,900	1,403.00	2,665,700
佐鳥電機	1,100	1,855.00	2,040,500
伯東	1,000	4,165.00	4,165,000
コンドーテック	1,500	1,490.00	2,235,000
ナガイレーベン	1,900	1,770.00	3,363,000
松田産業	1,300	5,890.00	7,657,000
第一興商	5,700	1,674.00	9,541,800
メディパルホールディングス	18,400	2,792.00	51,372,800
S P K	700	2,337.00	1,635,900
萩原電気ホールディングス	700	3,630.00	2,541,000
アズワン	5,500	2,371.50	13,043,250
スズデン	1,000	1,709.00	1,709,000
シモジマ	1,300	1,381.00	1,795,300
ドウシシャ	2,000	3,135.00	6,270,000
高速	1,100	3,010.00	3,311,000
たけびし	700	2,278.00	1,594,600
リックス	400	3,665.00	1,466,000
丸文	1,600	1,233.00	1,972,800
ハピネット	2,300	2,730.00	6,279,000
橋本総業ホールディングス	600	1,300.00	780,000
日本ライフライン	4,400	1,404.00	6,177,600
タカショー	1,400	399.00	558,600
I D O M	5,200	1,513.00	7,867,600
進和	1,000	3,110.00	3,110,000
ダイトロン	1,500	2,466.00	3,699,000
シークス	2,700	1,247.00	3,366,900

オーハシテクニカ	1,600	1,149.00	1,838,400	
白銅	400	2,301.00	920,400	
伊藤忠商事	577,500	1,981.00	1,144,027,500	
丸紅	131,100	4,963.00	650,649,300	
長瀬産業	7,400	4,029.00	29,814,600	
蝶理	900	4,115.00	3,703,500	
豊田通商	51,600	5,566.00	287,205,600	
三共生興	2,200	794.00	1,746,800	
兼松	14,400	1,997.00	28,756,800	
三井物産	247,000	4,952.00	1,223,144,000	
日本紙パルプ商事	9,100	976.00	8,881,600	
カメイ	1,600	3,080.00	4,928,000	
スターゼン	3,900	1,315.00	5,128,500	
山善	5,200	1,422.00	7,394,400	
椿本興業	1,200	2,835.00	3,402,000	
住友商事	103,000	6,057.00	623,871,000	
内田洋行	3,200	2,105.00	6,736,000	
三菱商事	342,500	4,081.00	1,397,742,500	代用有価証券 100,000株
第一実業	1,600	3,180.00	5,088,000	
キヤノンマーケティングジャパン	4,000	6,750.00	27,000,000	
西華産業	2,500	2,271.00	5,677,500	
佐藤商事	1,200	2,338.00	2,805,600	
東京産業	1,800	940.00	1,692,000	
ユアサ商事	1,500	5,650.00	8,475,000	
神鋼商事	1,300	2,620.00	3,406,000	
阪和興業	2,800	7,770.00	21,756,000	
正栄食品工業	1,200	4,080.00	4,896,000	
カナデン	1,400	2,123.00	2,972,200	
RYODEN	1,300	3,550.00	4,615,000	
岩谷産業	17,100	1,799.50	30,771,450	
極東貿易	1,000	1,890.00	1,890,000	
アステナホールディングス	3,200	473.00	1,513,600	
三愛オブリ	4,000	2,169.00	8,676,000	
稲畑産業	3,900	3,900.00	15,210,000	
G S I クレオス	1,000	2,480.00	2,480,000	

明和産業	2,400	905.00	2,172,000
ワキタ	2,900	2,003.00	5,808,700
東邦ホールディングス	4,900	4,621.00	22,642,900
サンゲツ	4,300	3,160.00	13,588,000
ミツウロコグループホールディングス	2,100	2,129.00	4,470,900
シナネンホールディングス	300	6,200.00	1,860,000
伊藤忠エネクス	4,200	1,900.00	7,980,000
サンリオ	17,100	4,744.00	81,122,400
サンワテクノス	1,000	3,145.00	3,145,000
新光商事	2,000	1,035.00	2,070,000
トーヨー	2,100	1,235.00	2,593,500
三信電気	1,000	3,130.00	3,130,000
東陽テクニカ	1,600	1,790.00	2,864,000
モスフードサービス	2,500	4,245.00	10,612,500
加賀電子	3,200	3,810.00	12,192,000
ソーダニッカ	1,700	1,157.00	1,966,900
立花エレテック	1,000	3,000.00	3,000,000
フォーバル	700	1,136.00	795,200
PAL TAC	2,600	4,850.00	12,610,000
三谷産業	3,000	616.00	1,848,000
コア商事ホールディングス	1,600	838.00	1,340,800
KPPグループホールディングス	4,500	877.00	3,946,500
ヤマタネ	1,400	2,261.00	3,165,400
泉州電業	1,100	5,700.00	6,270,000
トラスコ中山	3,600	2,446.00	8,805,600
オートバックスセブン	6,000	1,614.00	9,684,000
モリト	1,200	1,775.00	2,130,000
加藤産業	2,100	6,580.00	13,818,000
イエローハット	4,400	1,616.00	7,110,400
JKホールディングス	1,200	1,446.00	1,735,200
日伝	900	2,480.00	2,232,000
杉本商事	1,400	1,407.00	1,969,800
因幡電機産業	9,000	2,573.50	23,161,500
東テク	1,900	3,995.00	7,590,500
ミスミグループ本社	24,300	2,669.00	64,856,700
スズケン	5,700	6,232.00	35,522,400

ジェコス	1,300	1,575.00	2,047,500
インターメスティック	800	1,802.00	1,441,600
サンエー	2,900	2,946.00	8,543,400
カワチ薬品	1,400	3,115.00	4,361,000
エービーシー・マート	9,000	2,529.50	22,765,500
ハードオフコーポレーション	700	2,006.00	1,404,200
アスクル	3,300	1,353.00	4,464,900
ゲオホールディングス	1,900	1,813.00	3,444,700
アンドエスティHD	2,300	2,802.00	6,444,600
くら寿司	2,000	3,400.00	6,800,000
キャンドウ	600	3,455.00	2,073,000
パルグループホールディングス	6,800	1,674.00	11,383,200
エディオン	8,200	2,109.00	17,293,800
サーラコーポレーション	3,600	1,099.00	3,956,400
ハローズ	800	4,520.00	3,616,000
フジオフードグループ本社	2,800	1,071.00	2,998,800
あみやき亭	1,300	1,376.00	1,788,800
大黒天物産	600	5,130.00	3,078,000
ハニーズホールディングス	1,600	1,470.00	2,352,000
アルペン	1,700	2,155.00	3,663,500
クオールホールディングス	2,100	2,133.00	4,479,300
ジーンズホールディングス	1,200	5,270.00	6,324,000
ビックカメラ	9,100	1,714.00	15,597,400
DCMホールディングス	8,900	1,620.00	14,418,000
Monotaro	24,300	2,132.00	51,807,600
J. フロント リテイリング	19,700	2,297.50	45,260,750
ドトール・日レスホールディングス	3,100	2,833.00	8,782,300
マツキヨココカラ&カンパニー	29,900	2,511.50	75,093,850
ブロンコビリー	1,000	3,795.00	3,795,000
ZOZO	27,100	1,158.50	31,395,350
トレジャー・ファクトリー	1,100	1,678.00	1,845,800
物語コーポレーション	3,300	4,175.00	13,777,500
三越伊勢丹ホールディングス	26,800	2,532.00	67,857,600
Hamee	800	465.00	372,000
クリエイトSDホールディングス	2,500	3,225.00	8,062,500
シュッピン	1,800	1,181.00	2,125,800

オイシックス・ラ・大地	2,600	1,395.00	3,627,000
ネクステージ	3,900	3,250.00	12,675,000
ジョイフル本田	5,000	2,092.00	10,460,000
エターナルホスピタリティグループ	700	3,385.00	2,369,500
ホットランドホールディングス	1,300	1,947.00	2,531,100
すかいらーくホールディングス	23,500	3,177.00	74,659,500
SFPホールディングス	900	2,215.00	1,993,500
綿半ホールディングス	1,400	1,448.00	2,027,200
ヨシックスホールディングス	500	3,160.00	1,580,000
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	8,400	939.00	7,887,600
あさひ	1,500	1,281.00	1,921,500
コスモス薬品	2,900	7,099.00	20,587,100
セブン&アイ・ホールディングス	189,800	2,229.50	423,159,100
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	25,800	738.00	19,040,400
ツルハホールディングス	26,900	2,506.50	67,424,850
サンマルクホールディングス	1,600	2,791.00	4,465,600
トリドールホールディングス	4,800	4,215.00	20,232,000
TOKYO BASE	2,400	416.00	998,400
JMホールディングス	2,400	1,781.00	4,274,400
アレンザホールディングス	1,300	1,093.00	1,420,900
串カツ田中ホールディングス	600	1,841.00	1,104,600
バロックジャパンリミテッド	2,000	789.00	1,578,000
クスリのアオキホールディングス	4,100	4,010.00	16,441,000
FOOD & LIFE COMPANIE	9,800	8,307.00	81,408,600
ブルーブーンホールディングス	2,000	8,807.00	17,614,000
メディカルシステムネットワーク	1,700	517.00	878,900
Japan Eyewear Holdin	600	1,954.00	1,172,400
ノジマ	16,800	1,072.00	18,009,600
カップ・クリエイト	2,700	1,586.00	4,282,200
良品計画	37,500	3,198.00	119,925,000
アドヴァングループ	1,100	918.00	1,009,800
アルビス	500	2,630.00	1,315,000
G-7ホールディングス	1,900	1,440.00	2,736,000
イオン北海道	5,100	928.00	4,732,800
コジマ	2,800	1,247.00	3,491,600

コーナン商事	1,900	3,870.00	7,353,000
エコス	700	3,025.00	2,117,500
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	173,600	907.90	157,611,440
西松屋チェーン	3,800	2,143.00	8,143,400
ゼンショーホールディングス	8,800	8,592.00	75,609,600
幸楽苑	1,700	1,136.00	1,931,200
サイゼリヤ	2,200	6,430.00	14,146,000
V Tホールディングス	6,700	538.00	3,604,600
魚力	600	2,324.00	1,394,400
ユナイテッドアローズ	1,800	2,412.00	4,341,600
ハイデイ日高	2,800	3,145.00	8,806,000
コロワイド	9,700	1,779.50	17,261,150
壺番屋	6,700	906.00	6,070,200
スギホールディングス	9,200	3,558.00	32,733,600
薬王堂ホールディングス	900	2,005.00	1,804,500
ダブルエー	700	1,311.00	917,700
スクロール	3,000	1,291.00	3,873,000
ヨンドシーホールディングス	1,600	1,819.00	2,910,400
木曽路	2,600	2,531.00	6,580,600
S R Sホールディングス	2,800	1,257.00	3,519,600
千趣会	3,500	206.00	721,000
リテールパートナーズ	2,500	1,330.00	3,325,000
上新電機	1,900	2,739.00	5,204,100
日本瓦斯	8,200	2,969.50	24,349,900
ロイヤルホールディングス	6,600	1,337.00	8,824,200
チヨダ	1,700	1,094.00	1,859,800
ライフコーポレーション	3,300	2,561.00	8,451,300
リンガーハット	2,300	2,261.00	5,200,300
Mr M a x HD	1,500	786.00	1,179,000
A O K Iホールディングス	3,700	1,835.00	6,789,500
オークワ	2,300	866.00	1,991,800
コメリ	2,300	3,270.00	7,521,000
青山商事	3,600	2,600.00	9,360,000
しまむら	4,000	10,490.00	41,960,000
高島屋	24,900	2,002.00	49,849,800

松屋	3,200	1,938.00	6,201,600
エイチ・ツー・オー リテイリング	8,400	2,128.00	17,875,200
近鉄百貨店	1,000	1,827.00	1,827,000
丸井グループ	10,100	3,027.00	30,572,700
アクシアル リテイリング	4,700	1,159.00	5,447,300
イオン	202,800	2,175.00	441,090,000
イズミ	3,100	3,040.00	9,424,000
平和堂	2,800	2,955.00	8,274,000
フジ	2,700	2,122.00	5,729,400
ゼビオホールディングス	2,000	1,070.00	2,140,000
ケーズホールディングス	11,700	1,612.50	18,866,250
シルバーライフ	500	786.00	393,000
Genky Drug Stores	1,500	4,265.00	6,397,500
ブックオフグループホールディングス	1,300	1,596.00	2,074,800
ギフトホールディングス	1,000	3,725.00	3,725,000
アインホールディングス	1,900	6,413.00	12,184,700
Genki Global Dining	1,000	3,060.00	3,060,000
ヤマダホールディングス	52,700	541.20	28,521,240
アークランズ	5,100	1,907.00	9,725,700
ニトリホールディングス	27,800	2,606.00	72,446,800
ケーユーホールディングス	1,200	1,256.00	1,507,200
吉野家ホールディングス	6,300	3,063.00	19,296,900
松屋フーズホールディングス	800	6,680.00	5,344,000
サガミホールディングス	2,800	1,934.00	5,415,200
王将フードサービス	3,500	3,175.00	11,112,500
ミニストップ	1,300	2,050.00	2,665,000
アークス	2,900	3,490.00	10,121,000
バローホールディングス	3,300	3,485.00	11,500,500
ベルク	700	7,550.00	5,285,000
大庄	1,200	1,134.00	1,360,800
ファーストリテイリング	11,600	60,170.00	697,972,000
サンドラッグ	5,100	4,143.00	21,129,300
サックスパー ホールディングス	1,500	819.00	1,228,500
ベルーナ	4,200	942.00	3,956,400
いよぎんホールディングス	20,900	2,849.50	59,554,550
しずおかフィナンシャルグループ	35,200	2,490.50	87,665,600

ちゅうぎんフィナンシャルグループ	13,500	2,728.50	36,834,750
楽天銀行	8,500	7,061.00	60,018,500
京都フィナンシャルグループ	21,900	3,726.00	81,599,400
めぶきフィナンシャルグループ	74,800	1,148.00	85,870,400
東京きらぼしフィナンシャルグループ	2,000	9,870.00	19,740,000
九州フィナンシャルグループ	30,900	1,146.00	35,411,400
ゆうちょ銀行	173,700	2,649.50	460,218,150
富山第一銀行	5,100	2,206.00	11,250,600
横浜フィナンシャルグループ	83,400	1,379.50	115,050,300
西日本フィナンシャルホールディングス	9,800	3,695.00	36,211,000
三十三フィナンシャルグループ	1,500	4,900.00	7,350,000
第四北越フィナンシャルグループ	15,100	1,782.00	26,908,200
ひろぎんホールディングス	22,300	1,727.50	38,523,250
おきなわフィナンシャルグループ	1,400	5,150.00	7,210,000
十六フィナンシャルグループ	2,200	8,130.00	17,886,000
CCIグループ	16,700	874.00	14,595,800
プロクレアホールディングス	2,000	2,665.00	5,330,000
あいちフィナンシャルグループ	3,300	5,380.00	17,754,000
SBI新生銀行	20,400	1,802.00	36,760,800
あおぞら銀行	10,200	2,497.00	25,469,400
三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,009,000	2,744.00	2,768,696,000
りそなホールディングス	196,100	1,738.50	340,919,850
三井住友トラストグループ	55,700	5,002.00	278,611,400
三井住友フィナンシャルグループ	351,400	5,286.00	1,857,500,400
千葉銀行	48,900	2,052.50	100,367,250
群馬銀行	28,800	1,888.00	54,374,400
武蔵野銀行	2,300	5,500.00	12,650,000
千葉興業銀行	3,000	1,929.00	5,787,000
筑波銀行	7,000	495.00	3,465,000
七十七銀行	5,100	8,323.00	42,447,300
秋田銀行	1,100	4,950.00	5,445,000
山形銀行	2,000	2,204.00	4,408,000
岩手銀行	1,000	5,970.00	5,970,000
東邦銀行	18,400	598.00	11,003,200
ふくおかフィナンシャルグループ	12,700	5,548.00	70,459,600
スルガ銀行	10,800	1,900.00	20,520,000

八十二長野銀行	33,000	1,897.50	62,617,500
山梨中央銀行	2,000	4,610.00	9,220,000
大垣共立銀行	3,300	5,500.00	18,150,000
福井銀行	1,500	2,844.00	4,266,000
清水銀行	600	2,432.00	1,459,200
滋賀銀行	2,400	7,890.00	18,936,000
南都銀行	2,400	6,570.00	15,768,000
百五銀行	15,100	1,381.00	20,853,100
紀陽銀行	5,300	3,730.00	19,769,000
ほくほくフィナンシャルグループ	9,700	5,224.00	50,672,800
山陰合同銀行	10,000	1,550.00	15,500,000
百十四銀行	1,600	8,230.00	13,168,000
四国銀行	2,500	2,012.00	5,030,000
阿波銀行	2,300	5,130.00	11,799,000
大分銀行	1,000	8,190.00	8,190,000
宮崎銀行	900	7,670.00	6,903,000
佐賀銀行	1,000	4,485.00	4,485,000
琉球銀行	3,400	2,157.00	7,333,800
セブン銀行	50,000	296.00	14,800,000
みずほフィナンシャルグループ	226,800	6,560.00	1,487,808,000
山口フィナンシャルグループ	15,700	2,413.00	37,884,100
名古屋銀行	3,000	4,790.00	14,370,000
北洋銀行	20,600	901.00	18,560,600
愛媛銀行	2,300	1,691.00	3,889,300
京葉銀行	6,900	1,824.00	12,585,600
栃木銀行	8,700	847.00	7,368,900
北日本銀行	500	4,580.00	2,290,000
東和銀行	3,100	1,116.00	3,459,600
トモニホールディングス	15,300	857.00	13,112,100
フィデアホールディングス	1,600	1,965.00	3,144,000
池田泉州ホールディングス	22,100	810.00	17,901,000
F P G	5,100	2,045.00	10,429,500
ジャパンインベストメントアドバイザー	2,600	2,220.00	5,772,000
S B I ホールディングス	56,200	3,354.00	188,494,800
ジャフコ グループ	4,300	2,425.00	10,427,500
大和証券グループ本社	114,400	1,447.50	165,594,000

野村ホールディングス	269,000	1,304.00	350,776,000
岡三証券グループ	12,600	874.00	11,012,400
丸三証券	5,300	1,049.00	5,559,700
東洋証券	4,900	740.00	3,626,000
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	19,000	722.00	13,718,000
水戸証券	4,400	577.00	2,538,800
いちよし証券	3,000	1,215.00	3,645,000
松井証券	11,000	905.00	9,955,000
マネックスグループ	16,900	700.00	11,830,000
極東証券	2,200	1,690.00	3,718,000
岩井コスモホールディングス	1,700	3,405.00	5,788,500
アイザワ証券グループ	1,600	1,396.00	2,233,600
スパークス・グループ	1,800	1,938.00	3,488,400
ライフネット生命保険	2,500	2,026.00	5,065,000
かんぽ生命保険	18,000	4,700.00	84,600,000
F P パートナー	700	2,236.00	1,565,200
SOMPOホールディングス	79,400	5,336.00	423,678,400
アニコムホールディングス	5,000	1,054.00	5,270,000
MS&ADインシュアランスグループホールディングス	99,700	3,912.00	390,026,400
ソニーフィナンシャルグループ	560,200	154.40	86,494,880
第一生命ホールディングス	314,600	1,347.00	423,766,200
東京海上ホールディングス	164,500	5,755.00	946,697,500
T&Dホールディングス	39,600	3,773.00	149,410,800
NSグループ	2,100	1,502.00	3,154,200
全国保証	9,200	3,084.00	28,372,800
ジェイリース	1,200	1,405.00	1,686,000
SBIアルヒ	1,600	885.00	1,416,000
プレミアグループ	2,700	1,786.00	4,822,200
ネットプロテクションズホールディングス	4,900	466.00	2,283,400
クレディセゾン	9,000	4,098.00	36,882,000
芙蓉総合リース	4,400	4,322.00	19,016,800
みずほリース	12,000	1,407.00	16,884,000
東京センチュリー	12,000	2,128.50	25,542,000
日本証券金融	5,900	2,090.00	12,331,000
アイフル	26,400	532.00	14,044,800

リコーリース	1,500	6,000.00	9,000,000
イオンフィナンシャルサービス	9,200	1,670.50	15,368,600
アコム	28,500	495.10	14,110,350
ジャックス	1,900	4,175.00	7,932,500
オリエントコーポレーション	6,200	1,084.00	6,720,800
オリックス	98,900	4,631.00	458,005,900
三菱HCキャピタル	80,200	1,346.00	107,949,200
日本取引所グループ	87,700	1,636.00	143,477,200
イー・ギャランティ	2,600	1,732.00	4,503,200
NECキャピタルソリューション	800	4,030.00	3,224,000
大東建託	27,200	3,150.00	85,680,000
いちご	13,500	404.00	5,454,000
日本駐車場開発	19,000	280.00	5,320,000
スター・マイカ・ホールディングス	1,700	1,460.00	2,482,000
SREホールディングス	800	2,889.00	2,311,200
ヒューリック	46,700	1,830.00	85,461,000
野村不動産ホールディングス	44,600	1,025.50	45,737,300
三重交通グループホールディングス	3,900	548.00	2,137,200
ディア・ライフ	2,700	1,127.00	3,042,900
地主	1,300	3,135.00	4,075,500
JPMC	900	1,275.00	1,147,500
フージャースホールディングス	2,800	1,311.00	3,670,800
オープンハウスグループ	5,000	8,913.00	44,565,000
東急不動産ホールディングス	43,700	1,422.00	62,141,400
飯田グループホールディングス	13,600	2,514.00	34,190,400
And Doホールディングス	900	1,084.00	975,600
ケイアイスター不動産	700	6,200.00	4,340,000
グッドコムアセット	1,700	1,296.00	2,203,200
ジェイ・エス・ビー	700	3,250.00	2,275,000
ロードスターキャピタル	900	2,970.00	2,673,000
アズーム	300	4,375.00	1,312,500
霞ヶ関キャピタル	1,600	7,250.00	11,600,000
パーク24	11,400	2,143.00	24,430,200
パラカ	500	2,020.00	1,010,000
三井不動産	236,600	1,768.00	418,308,800
三菱地所	96,100	3,923.00	377,000,300

平和不動産	3,300	2,315.00	7,639,500
東京建物	15,100	3,610.00	54,511,000
京阪神ビルディング	2,300	1,930.00	4,439,000
住友不動産	45,500	4,263.00	193,966,500
テーオーシー	2,800	820.00	2,296,000
レオパレス21	14,200	675.00	9,585,000
スターツコーポレーション	3,000	4,855.00	14,565,000
フジ住宅	2,000	805.00	1,610,000
空港施設	2,300	980.00	2,254,000
明和地所	1,300	1,135.00	1,475,500
ゴールドクレスト	900	3,255.00	2,929,500
エスリード	800	6,610.00	5,288,000
日神グループホールディングス	2,600	805.00	2,093,000
エスコン	3,600	1,144.00	4,118,400
MIRARTHホールディングス	10,200	391.00	3,988,200
カチタス	4,300	3,040.00	13,072,000
トーセイ	4,800	1,550.00	7,440,000
サンフロンティア不動産	2,400	2,422.00	5,812,800
FJネクストホールディングス	1,500	1,455.00	2,182,500
グランディハウス	1,500	624.00	936,000
日本空港ビルデング	5,700	4,791.00	27,308,700
LIFULL	4,900	172.00	842,800
ジェイエイシーリクルートメント	6,000	1,000.00	6,000,000
日本M&Aセンターホールディングス	26,500	730.30	19,352,950
フィットイージー	400	2,426.00	970,400
メンバーズ	600	1,412.00	847,200
UTグループ	32,700	205.00	6,703,500
アイティメディア	900	1,702.00	1,531,800
E・Jホールディングス	1,200	1,770.00	2,124,000
オープンアップグループ	5,000	1,865.00	9,325,000
コシダカホールディングス	4,600	1,167.00	5,368,200
パソナグループ	1,700	1,974.00	3,355,800
リンクアンドモチベーション	4,000	500.00	2,000,000
エス・エム・エス	6,400	1,613.00	10,323,200
パーソルホールディングス	152,200	269.60	41,033,120
クックパッド	3,300	149.00	491,700

学情	800	1,783.00	1,426,400
スタジオアリス	900	1,987.00	1,788,300
N J S	400	5,000.00	2,000,000
A L S O K	27,900	1,206.50	33,661,350
カカクコム	10,900	2,099.00	22,879,100
ルネサンス	1,300	1,086.00	1,411,800
ディップ	2,900	2,070.00	6,003,000
デジタルホールディングス	900	2,013.00	1,811,700
新日本科学	1,800	1,596.00	2,872,800
エムスリー	33,000	1,882.00	62,106,000
ワールドホールディングス	800	2,485.00	1,988,000
博報堂DYホールディングス	21,300	1,154.00	24,580,200
ぐるなび	3,100	164.00	508,400
タカミヤ	2,300	433.00	995,900
ファンコミュニケーションズ	2,400	489.00	1,173,600
ライク	900	1,515.00	1,363,500
エスプール	4,300	256.00	1,100,800
WDBホールディングス	700	1,606.00	1,124,200
アドウェイズ	1,800	257.00	462,600
バリューコマース	1,500	547.00	820,500
インフォマート	15,700	448.00	7,033,600
J Pホールディングス	4,200	696.00	2,923,200
C Lホールディングス	500	1,036.00	518,000
プレステージ・インターナショナル	6,200	674.00	4,178,800
アミューズ	900	2,029.00	1,826,100
ドリームインキュベータ	500	2,908.00	1,454,000
クイック	4,100	845.00	3,464,500
電通グループ	16,100	2,968.00	47,784,800
テイクアンドギヴ・ニーズ	800	789.00	631,200
ぴあ	700	2,664.00	1,864,800
イオンファンタジー	800	2,819.00	2,255,200
シーティーエス	2,100	1,012.00	2,125,200
H. U. グループホールディングス	5,200	3,204.00	16,660,800
アルプス技研	1,400	2,619.00	3,666,600
日本空調サービス	1,800	1,435.00	2,583,000
オリエンタルランド	98,400	2,759.50	271,534,800

ダスキン	3,800	4,249.00	16,146,200
明光ネットワークジャパン	2,200	712.00	1,566,400
ファルコホールディングス	700	2,671.00	1,869,700
ラウンドワン	15,800	1,082.50	17,103,500
リゾートトラスト	15,800	1,784.00	28,187,200
ビー・エム・エル	2,300	3,875.00	8,912,500
リソー教育グループ	5,200	206.00	1,071,200
早稲田アカデミー	800	2,070.00	1,656,000
ユー・エス・エス	31,600	1,714.00	54,162,400
サイバーエージェント	33,900	1,376.50	46,663,350
楽天グループ	131,800	918.70	121,084,660
クリーク・アンド・リバー社	900	1,506.00	1,355,400
SBIグローバルアセットマネジメント	3,100	627.00	1,943,700
テー・オー・ダブリュー	3,300	375.00	1,237,500
GMOインターネット	400	740.00	296,000
山田コンサルティンググループ	700	1,736.00	1,215,200
セントラルスポーツ	700	2,448.00	1,713,600
フルキャストホールディングス	1,300	1,690.00	2,197,000
エン	2,700	1,457.00	3,933,900
弁護士ドットコム	700	2,875.00	2,012,500
アイ・アールジャパンホールディングス	900	790.00	711,000
Keepers 技研	1,100	3,280.00	3,608,000
Gunosy	1,400	553.00	774,200
イー・ガーディアン	500	1,691.00	845,500
ジャパンマテリアル	5,100	1,704.00	8,690,400
ベクトル	2,300	1,472.00	3,385,600
チャーム・ケア・コーポレーション	1,400	1,289.00	1,804,600
キャリアリンク	600	2,655.00	1,593,000
IBJ	1,300	719.00	934,700
アサンテ	900	1,602.00	1,441,800
バリューHR	1,500	1,390.00	2,085,000
M&Aキャピタルパートナーズ	1,400	3,220.00	4,508,000
ライドオンエクスプレスホールディングス	700	1,029.00	720,300
シグマクシス・ホールディングス	4,700	776.00	3,647,200
ウィルグループ	1,600	1,179.00	1,886,400
リクルートホールディングス	123,500	8,258.00	1,019,863,000

エラン	1,500	668.00	1,002,000
日本郵政	150,300	1,838.50	276,326,550
ベルシステム24ホールディングス	2,300	1,439.00	3,309,700
鎌倉新書	1,700	573.00	974,100
エアトリ	1,400	729.00	1,020,600
アトラエ	1,300	685.00	890,500
ストライク	800	3,950.00	3,160,000
ソラスト	4,000	917.00	3,668,000
セラク	500	1,627.00	813,500
インソース	3,600	705.00	2,538,000
ベイカレント	12,300	5,503.00	67,686,900
Orchestra Holdings	400	1,221.00	488,400
アイモバイル	2,500	509.00	1,272,500
MS-Japan	1,100	1,047.00	1,151,700
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	14,100	1,653.50	23,314,350
エル・ティー・エス	300	2,050.00	615,000
ミダックホールディングス	900	2,010.00	1,809,000
キュービーネットホールディングス	800	1,392.00	1,113,600
オープングループ	2,300	260.00	598,000
マネジメントソリューションズ	900	1,292.00	1,162,800
プロレド・パートナーズ	400	516.00	206,400
フロンティア・マネジメント	700	573.00	401,100
アンビスホールディングス	3,600	483.00	1,738,800
カーブスホールディングス	4,600	737.00	3,390,200
Fast Fitness Japan	500	2,301.00	1,150,500
Macbee Planet	700	1,481.00	1,036,700
ダイレクトマーケティングミックス	1,800	311.00	559,800
ポピンズ	300	1,409.00	422,700
LITALICO	1,600	1,182.00	1,891,200
リログループ	7,500	1,751.50	13,136,250
東祥	1,400	750.00	1,050,000
ビーウィズ	700	1,663.00	1,164,100
サンウェルズ	1,300	332.00	431,600
TREホールディングス	3,800	1,695.00	6,441,000
人・夢・技術グループ	700	1,532.00	1,072,400

N I S S Oホールディングス	1,500	690.00	1,035,000	
大栄環境	3,600	4,060.00	14,616,000	
GENOVA	1,000	600.00	600,000	
日本管財ホールディングス	1,700	2,734.00	4,647,800	
クオッツ総研ホールディングス	2,000	1,137.00	2,274,000	
エイチ・アイ・エス	4,800	1,291.00	6,196,800	
ラックランド	800	1,760.00	1,408,000	
共立メンテナンス	6,400	2,780.50	17,795,200	
イチネンホールディングス	1,600	2,100.00	3,360,000	
建設技術研究所	1,700	2,997.00	5,094,900	
スペース	1,200	1,527.00	1,832,400	
燦ホールディングス	1,400	1,464.00	2,049,600	
スバル興業	600	3,105.00	1,863,000	
タナベコンサルティンググループ	1,400	739.00	1,034,600	
ナガワ	500	6,030.00	3,015,000	
東京都競馬	1,200	5,350.00	6,420,000	
カナモト	2,400	3,730.00	8,952,000	
ニシオホールディングス	1,400	4,710.00	6,594,000	
トランス・コスモス	2,100	3,945.00	8,284,500	
乃村工藝社	7,300	1,362.00	9,942,600	
藤田観光	3,300	2,399.00	7,916,700	
KNT-CTホールディングス	800	1,712.00	1,369,600	
トーカイ	1,200	2,450.00	2,940,000	
セコム	31,200	5,723.00	178,557,600	
セントラル警備保障	800	2,875.00	2,300,000	
丹青社	3,600	1,516.00	5,457,600	
メイテックグループホールディングス	6,200	3,483.00	21,594,600	
応用地質	1,500	2,879.00	4,318,500	
船井総研ホールディングス	6,700	1,129.00	7,564,300	
学究社	700	2,401.00	1,680,700	
ナック	1,700	543.00	923,100	
ダイセキ	3,200	3,480.00	11,136,000	
ステップ	600	2,470.00	1,482,000	
合 計	33,238,300		81,301,631,440	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

## 2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2026年2月27日現在です。

### 【財形株投（一般財形30）】

#### 【純資産額計算書】

I 資産総額	133,779,654円
II 負債総額	52,875円
III 純資産総額（I－II）	133,726,779円
IV 発行済口数	104,515,229口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.2795円

### 【財形株投（一般財形50）】

#### 【純資産額計算書】

I 資産総額	237,982,825円
II 負債総額	91,931円
III 純資産総額（I－II）	237,890,894円
IV 発行済口数	139,238,606口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.7085円

### 【財形株投（年金・住宅財形30）】

#### 【純資産額計算書】

I 資産総額	288,406,570円
II 負債総額	112,382円
III 純資産総額（I－II）	288,294,188円
IV 発行済口数	223,912,032口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.2875円

(参考)

### 財形公社債マザーファンド

#### 純資産額計算書

I 資産総額	398,850,316円
II 負債総額	—円
III 純資産総額（I－II）	398,850,316円
IV 発行済口数	316,947,681口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.258円

純資産額計算書

I 資産総額	90,559,790,888円
II 負債総額	171,328,169円
III 純資産総額 (I - II)	90,388,462,719円
IV 発行済口数	15,729,605,711口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	5.7464円

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1) 資本金の額

2026年2月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

●過去5年間における主な資本金の増減：該当事項はありません。

###### (2) 会社の意思決定機関（2026年2月末現在）

###### ・株主総会

株主総会は、取締役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行います。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

###### ・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。また、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができます。

当社の取締役会は10名以内の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び5名以内の監査等委員である取締役で構成され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役若干名を選定します。

###### ・監査等委員会

当社の監査等委員会は、5名以内の監査等委員である取締役で構成され、監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。監査等委員会は、その決議をもって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定します。

###### (3) 運用の意思決定プロセス（2026年2月末現在）

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、2026年2月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	737	402,774
株式投資信託	692	359,353
単位型	234	5,995
追加型	458	353,358
公社債投資信託	45	43,420
単位型	32	884
追加型	13	42,536

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」並びに同規則第 282 条及び第 306 条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 66 期事業年度（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 67 期中間会計期間（2025 年 4 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2025年6月13日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 上 和 彦  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注

記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

2025年12月5日

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 上 和 彦  
業務執行社員

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社（旧社名日興アセットマネジメント株式会社）の2025年4月1日から2026年3月31日までの第67期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検

討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第 65 期 (2024 年 3 月 31 日)		第 66 期 (2025 年 3 月 31 日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		31,198		26,334
金銭の信託		3,899		17,070
有価証券		1		-
前払費用		814		822
未収入金		179		358
未収委託者報酬		21,592		22,244
未収収益	※ 3	647	※ 3	900
立替金		1,089		1,214
その他	※ 2	2,011	※ 2	3,024
流動資産合計		61,434		71,969
固定資産				
有形固定資産				
建物	※ 1	233	※ 1	187
器具備品	※ 1	134	※ 1	108
有形固定資産合計		368		295
無形固定資産				
ソフトウェア		438		478
無形固定資産合計		438		478
投資その他の資産				
投資有価証券		28,465		18,012
関係会社株式		37,647		45,007
長期差入保証金		285		725
繰延税金資産		-		496
その他投資		-		765
投資その他の資産合計		66,398		65,006
固定資産合計		67,205		65,781
資産合計		128,640		137,750

(単位：百万円)

	第 65 期 (2024 年 3 月 31 日)	第 66 期 (2025 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
預り金	451	1,631
未払金	9,211	9,544
未払収益分配金	7	7
未払償還金	71	71
未払手数料	8,330	8,462
その他未払金	803	1,002
未払費用	※ 3 4,082	※ 3 4,202
未払法人税等	1,644	3,378
未払消費税等	※ 4 620	※ 4 693
関係会社短期借入金	-	6,690
賞与引当金	2,619	2,881
役員賞与引当金	232	225
その他	683	44
流動負債合計	19,547	29,291
固定負債		
退職給付引当金	1,448	1,455
賞与引当金	565	529
役員賞与引当金	56	121
繰延税金負債	295	-
その他	251	231
固定負債合計	2,617	2,337
負債合計	22,165	31,629
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,363	17,363
資本剰余金		
資本準備金	5,220	5,220
資本剰余金合計	5,220	5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	82,591	83,753
利益剰余金合計	82,591	83,753
自己株式	△2,067	△2,067
株主資本合計	103,107	104,269
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,523	2,466
繰延ヘッジ損益	△1,155	△ 615
評価・換算差額等合計	3,367	1,851
純資産合計	106,475	106,120
負債純資産合計	128,640	137,750

## (2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第 65 期		第 66 期	
	(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)		(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	
営業収益				
委託者報酬		75,874		83,264
その他営業収益	※1	3,714	※1	4,604
営業収益合計		<u>79,588</u>		<u>87,869</u>
営業費用				
支払手数料		32,917		37,898
広告宣伝費		711		645
公告費		3		5
調査費		17,736		18,976
調査費		1,266		1,433
委託調査費		16,445		17,516
図書費		23		26
委託計算費		610		617
営業雑経費		881		867
通信費		135		136
印刷費		308		278
協会費		48		50
諸会費		11		18
その他		375		382
営業費用計		<u>52,860</u>		<u>59,011</u>
一般管理費				
給料		10,550		11,085
役員報酬		459		592
役員賞与引当金繰入額		273		289
給料・手当		6,791		7,151
賞与		277		216
賞与引当金繰入額		2,747		2,835
交際費		71		49
寄付金		22		22
旅費交通費		260		273
租税公課		389		646
不動産賃借料		906		836
退職給付費用		388		403
退職金		36		38
固定資産減価償却費		199		193
福利費		1,208		1,187
諸経費		4,661		4,821
一般管理費計		<u>18,694</u>		<u>19,559</u>
営業利益		<u>8,033</u>		<u>9,298</u>

(単位：百万円)

	第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)		第 66 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	
営業外収益				
受取利息		4		10
受取配当金	※2	4,946	※2	4,356
デリバティブ収益		-		193
有価証券評価益	※3	1,113	※3	3,063
金銭の信託運用益		399		170
時効成立分配金・償還金		2		2
為替差益		-		162
その他		50		81
営業外収益合計		6,517		8,039
営業外費用				
支払利息		569	※2	907
デリバティブ費用		3,494		-
時効成立後支払分配金・償還金		1		2
為替差損		165		-
その他		0		9
営業外費用合計		4,231		919
経常利益		10,319		16,418
特別利益				
投資有価証券売却益		815		210
特別利益合計		815		210
特別損失				
投資有価証券売却損		174		81
固定資産処分損		52		10
損害賠償損失		167		-
特別損失合計		394		91
税引前当期純利益		10,740		16,537
法人税、住民税及び事業税		2,415		4,349
法人税等調整額		△51		△157
法人税等合計		2,364		4,192
当期純利益		8,376		12,345

(3) 【株主資本等変動計算書】

第65期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	79,307	79,307	△2,067	99,823
当期変動額							
剰余金の配当				△5,092	△5,092		△5,092
当期純利益				8,376	8,376		8,376
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	3,284	3,284	—	3,284
当期末残高	17,363	5,220	5,220	82,591	82,591	△2,067	103,107

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	2,056	△488	1,567	101,391
当期変動額				
剰余金の配当				△5,092
当期純利益				8,376
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,467	△666	1,800	1,800
当期変動額合計	2,467	△666	1,800	5,084
当期末残高	4,523	△1,155	3,367	106,475

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	82,591	82,591	△2,067	103,107
当期変動額							
剰余金の配当				△11,183	△11,183		△11,183
当期純利益				12,345	12,345		12,345
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	1,162	1,162	—	1,162
当期末残高	17,363	5,220	5,220	83,753	83,753	△2,067	104,269

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	4,523	△1,155	3,367	106,475
当期変動額				
剰余金の配当				△11,183
当期純利益				12,345
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△2,056	539	△1,516	△1,516
当期変動額合計	△2,056	539	△1,516	△354
当期末残高	2,466	△615	1,851	106,120

[注記事項]

(重要な会計方針)

項目	第 66 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)				
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法</p> <p>② その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 市場価格のない株式等 総平均法による原価法</p> <p>(2) 金銭の信託 時価法</p> <p>(3) デリバティブ 時価法</p>				
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="502 884 1021 952"> <tr> <td>建物</td> <td>3 年～15 年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3 年～20 年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。</p>	建物	3 年～15 年	器具備品	3 年～20 年
建物	3 年～15 年				
器具備品	3 年～20 年				
3 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p>				
4 収益の計上基準	<p>当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 投資信託委託業務 当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高(以下「AUM」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドの AUM に固定料率を乗じて毎日計算され、日次で収益を認識しております。</p> <p>(2) 投資顧問業務 当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、ファンドの AUM に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、一般的に各ファンドの AUM に投資顧問契約で定められた固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。</p>				

5 ヘッジ会計の方法	<p>(3) 成功報酬 当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。</p> <p>(3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。</p>
6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。</p>

(未適用の会計基準等)

- ・ 「リースに関する会計基準」(企業会計基準第 34 号 2024 年 9 月 13 日)
- ・ 「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年 9 月 13 日) 等

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものの。

(2) 適用予定日

2028 年 3 月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用が財務諸表に及ぼす影響は、現時点で評価中であります。

(重要な会計上の見積り)

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

## (貸借対照表関係)

第 65 期 (2024 年 3 月 31 日)	第 66 期 (2025 年 3 月 31 日)
※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,482 百万円 器具備品 920 百万円	※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,484 百万円 器具備品 872 百万円
※ 2 信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客 分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に 信託しております。	※ 2 信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客 分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に 信託しております。
※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりで あります。 (流動資産) 未収収益 248 百万円 (流動負債) 未払費用 1,873 百万円	※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりで あります。 (流動資産) 未収収益 282 百万円 (流動負債) 未払費用 1,921 百万円
※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未払消費税等」として表示しております。	※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未払消費税等」として表示しております。
※ 5 保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピ ーティーワイ・リミテッド (旧社名「日興AMエク イティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リ ミテッド」) が発行する買戻し条件付株式の買戻請 求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネ ジメント・リミテッドは最大 493 百万円(5 百万豪 ドル)を提供する義務を負っています。当社はヤ ラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う 当該資金提供義務を保証しております。	※ 5 保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピ ーティーワイ・リミテッド (旧社名「日興AMエク イティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リ ミテッド」) が発行する買戻し条件付株式の買戻請 求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネ ジメント・リミテッドは最大 469 百万円(5 百万豪 ドル)を提供する義務を負っています。当社はヤ ラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う 当該資金提供義務を保証しております。

## (損益計算書関係)

第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	第 66 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
※ 1 営業収益合計には、成功報酬 212 百万円が含まれ ております。	※ 1 営業収益合計には、成功報酬 354 百万円が含まれ ております。
※ 2 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。 受取配当金 4,889 百万円	※ 2 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。 受取配当金 4,048 百万円 支払利息 286 百万円
※ 3 有価証券評価益 保有している一部の有価証券の区分を、運用方針の 変更のためその他有価証券から売買目的有価証券に 振り替え、金銭の信託に移管したことに伴い、振替 時の評価差額 1,113 百万円を営業外収益に計上して おります。	※ 3 有価証券評価益 保有している一部の有価証券の区分を、運用方針の 変更のためその他有価証券から売買目的有価証券に 振り替え、金銭の信託に移管したことに伴い、振替 時の評価差額 3,063 百万円を営業外収益に計上して おります。

(株主資本等変動計算書関係)

第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,860,000	—	—	2,860,000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
2016 年度 ストックオプション(2)	普通株式	217,000	—	96,000	121,000	—
2017 年度 ストックオプション(1)	普通株式	752,000	—	406,000	346,000	—
合計		969,000	—	502,000	467,000	—

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2016 年度ストックオプション(2)121,000 株及び 2017 年度ストックオプション(1)346,000 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023 年 5 月 26 日 取締役会	普通株式	5,092	26.23	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6 月 27 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024 年 5 月 29 日 取締役会	普通株式	利益剰余金	11,183	57.60	2024 年 3 月 31 日	2024 年 6 月 25 日

第66期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,860,000	—	—	2,860,000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
2016年度 ストックオプション(2)	普通株式	121,000	—	121,000	—	—
2017年度 ストックオプション(1)	普通株式	346,000	—	154,000	192,000	—
合計		467,000	—	275,000	192,000	—

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2017年度ストックオプション(1)192,000株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月29日 取締役会	普通株式	11,183	57.60	2024年3月31日	2024年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月29日 取締役会	普通株式	利益剰余金	7,486	38.56	2025年3月31日	2025年6月27日

(リース取引関係)

第65期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		第66期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	891百万円	1年内	916百万円
1年超	2,613百万円	1年超	6,829百万円
合計	3,505百万円	合計	7,745百万円

(金融商品関係)

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。また、資金運用については金銭の信託及び短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「5 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

## 2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### (1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	3,899	—	3,899
有価証券				
その他有価証券				
投資信託	7,785	18,141	—	25,927
資産計	7,785	22,041	—	29,827
デリバティブ取引(*1)				
株式関連(*2)	△309	—	—	△309
通貨関連(*3)	—	△367	—	△367
デリバティブ取引計	△309	△367	—	△677

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引の△309百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含まれております。

(※3) 通貨関連のデリバティブ取引の△367百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

### (2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株価指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	2,540
子会社株式	19,011
関連会社株式	18,635

3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	31,198			
未収委託者報酬	21,592			
未収収益	647			
有価証券及び投資有価証券 投資信託	1	169	2,483	—
合計	53,440	169	2,483	—

## 1 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。また、資金運用については金銭の信託及び短期的な預金等に限定しております。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計(繰延ヘッジ)を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針」5「ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

営業債務である未払金(未払手数料)、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金(未払手数料)については、債権(未収委託者報酬)を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

外貨建ての関係会社短期借入金に関しましては、為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約によりリスクをヘッジしております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

#### ② 市場リスク(為替や価格等の変動リスク)の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益(ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益)を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての関係会社短期借入金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

#### ③ 流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

## 2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### (1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託 有価証券 その他有価証券 投資信託	2,418	14,651	—	17,070
資産計	6,516	25,994	—	32,510
デリバティブ取引(*1) 株式関連 (*2)	159	—	—	159
通貨関連 (*3)	—	341	—	341
デリバティブ取引計	159	341	—	501

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引の159百万円は、貸借対照表上流動資産のその他に含まれております。

(※3) 通貨関連のデリバティブ取引の341百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含まれております。

### (2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期借入金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株価指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	2,571
子会社株式	26,371
関連会社株式	18,635

3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	26,334			
未収委託者報酬	22,244			
未収収益	900			
有価証券及び投資有価証券 投資信託	—	803	1,176	110
合計	49,479	803	1,176	110

(有価証券関係)

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	19,011
関連会社株式	18,635

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	24,313	17,701	6,611
	小計	24,313	17,701	6,611
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	1,613	1,769	△156
	小計	1,613	1,769	△156
合計		25,927	19,471	6,455

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 非上場株式等(貸借対照表計上額 2,540 百万円)については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	8,145	1,057	△167
合計	8,145	1,057	△167

4 保有目的を変更した有価証券

注記事項「(損益計算書関係) ※3 有価証券評価益」をご参照ください。

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	26,371
関連会社株式	18,635

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載していません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	12,903	9,123	3,780
	小計	12,903	9,123	3,780
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	2,536	2,809	△273
	小計	2,536	2,809	△273
合計		15,440	11,933	3,506

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 2,571 百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	5,849	764	△45
合計	5,849	764	△45

4 保有目的を変更した有価証券

注記事項「(損益計算書関係) ※3 有価証券評価益」をご参照ください。

(金銭の信託関係)

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた 評価差額
運用目的の金銭の信託	3,899	399

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた 評価差額
運用目的の金銭の信託	17,070	170

(デリバティブ取引関係)

第 65 期(2024 年 3 月 31 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	15,077	—	△ 309	△ 309
合計		15,077	—	△ 309	△ 309

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の 方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引 売建	投資有価証券			
	米ドル		6,465	—	△268
	豪ドル		84	—	△2
	香港ドル		542	—	△17
	人民元		2,979	—	△17
	ユーロ		2,172	—	△60
合計			12,243	—	△367

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第66期(2025年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	17,846	—	159	159
合計		17,846	—	159	159

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 シンガポールドル	6,696	—	△39	△39
合計		6,696	—	△39	△39

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の 方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引 売建	投資有価証券			
	米ドル		6,651	—	326
	豪ドル		180	—	1
	ユーロ		2,796	—	△2
	香港ドル		1,067	—	38
	人民元		1,473	—	18
合計			12,167	—	381

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

## (持分法損益等)

第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	第 66 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)
(1) 関連会社に対する投資の金額 5,342	(1) 関連会社に対する投資の金額 5,341
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 17,691	(2) 持分法を適用した場合の投資の金額 18,436
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 2,474	(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 2,427

## (退職給付関係)

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

## 1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

## 2 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,366
勤務費用	134
利息費用	8
数理計算上の差異の発生額	9
退職給付の支払額	△110
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>1,407</u>

## (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,407
未積立退職給付債務	1,407
未認識数理計算上の差異	40
<u>貸借対照表に計上された負債の額</u>	<u>1,448</u>
退職給付引当金	1,448
<u>貸借対照表に計上された負債の額</u>	<u>1,448</u>

## (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	134
利息費用	8
数理計算上の差異の費用処理額	△7
<u>確定給付制度に係る退職給付費用</u>	<u>134</u>

## (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.7%

## 3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、253 百万円でありました。

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,407
勤務費用	138
利息費用	9
数理計算上の差異の発生額	△34
退職給付の支払額	△133
退職給付債務の期末残高	1,387

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,387
未積立退職給付債務	1,387
未認識数理計算上の差異	67
貸借対照表に計上された負債の額	1,455
退職給付引当金	1,455
貸借対照表に計上された負債の額	1,455

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	138
利息費用	9
数理計算上の差異の費用処理額	△7
確定給付制度に係る退職給付費用	140

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 1.5%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、262百万円であります。

(ストックオプション等関係)

第65期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 31名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 36名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)	普通株式 4,409,000株	普通株式 4,422,000株
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利確定条件	2019年4月27日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2020年4月27日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	2019年4月27日から 2027年4月30日まで	2020年4月27日から 2028年4月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtockオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① スtockオプション(新株予約権)の数

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利確定前(株)		
期首	217,000	752,000
付与	0	0
失効	96,000	406,000
権利確定	0	0
権利未確定残	121,000	346,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額  
当事業年度末における本源的価値の合計額 104百万円

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 31名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 36名
株式の種類別のストックオプションの付与数 (注)	普通株式 4,409,000株	普通株式 4,422,000株
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利確定条件	2019年4月27日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2020年4月27日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	2019年4月27日から 2027年4月30日まで	2020年4月27日から 2028年4月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利確定前(株)		
期首	121,000	346,000
付与	0	0
失効	121,000	154,000
権利確定	0	0
権利未確定残	0	192,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額  
当事業年度末における本源的価値の合計額 58百万円

## (税効果会計関係)

第 65 期 (2024 年 3 月 31 日)	第 66 期 (2025 年 3 月 31 日)																																																																
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">繰延税金資産</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">975</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損</td><td style="text-align: right;">8</td></tr> <tr><td>関係会社株式評価損</td><td style="text-align: right;">52</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">443</td></tr> <tr><td>固定資産減価償却費</td><td style="text-align: right;">80</td></tr> <tr><td>繰延ヘッジ損益</td><td style="text-align: right;">510</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">679</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,750</td></tr> <tr><td>評価性引当金</td><td style="text-align: right;">△52</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,697</td></tr> <tr><td colspan="2">繰延税金負債</td></tr> <tr><td>  その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">2,044</td></tr> <tr><td>  その他</td><td style="text-align: right;">948</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,992</td></tr> <tr><td>繰延税金負債の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">295</td></tr> </table>	繰延税金資産		賞与引当金	975	投資有価証券評価損	8	関係会社株式評価損	52	退職給付引当金	443	固定資産減価償却費	80	繰延ヘッジ損益	510	その他	679	繰延税金資産小計	2,750	評価性引当金	△52	繰延税金資産合計	2,697	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	2,044	その他	948	繰延税金負債合計	2,992	繰延税金負債の純額	295	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">繰延税金資産</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">1,047</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損</td><td style="text-align: right;">8</td></tr> <tr><td>関係会社株式評価損</td><td style="text-align: right;">54</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">457</td></tr> <tr><td>固定資産減価償却費</td><td style="text-align: right;">69</td></tr> <tr><td>繰延ヘッジ損益</td><td style="text-align: right;">283</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">828</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,748</td></tr> <tr><td>評価性引当金</td><td style="text-align: right;">△54</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,694</td></tr> <tr><td colspan="2">繰延税金負債</td></tr> <tr><td>  その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">1,221</td></tr> <tr><td>  その他</td><td style="text-align: right;">976</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,198</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">496</td></tr> </table>	繰延税金資産		賞与引当金	1,047	投資有価証券評価損	8	関係会社株式評価損	54	退職給付引当金	457	固定資産減価償却費	69	繰延ヘッジ損益	283	その他	828	繰延税金資産小計	2,748	評価性引当金	△54	繰延税金資産合計	2,694	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	1,221	その他	976	繰延税金負債合計	2,198	繰延税金資産の純額	496
繰延税金資産																																																																	
賞与引当金	975																																																																
投資有価証券評価損	8																																																																
関係会社株式評価損	52																																																																
退職給付引当金	443																																																																
固定資産減価償却費	80																																																																
繰延ヘッジ損益	510																																																																
その他	679																																																																
繰延税金資産小計	2,750																																																																
評価性引当金	△52																																																																
繰延税金資産合計	2,697																																																																
繰延税金負債																																																																	
その他有価証券評価差額金	2,044																																																																
その他	948																																																																
繰延税金負債合計	2,992																																																																
繰延税金負債の純額	295																																																																
繰延税金資産																																																																	
賞与引当金	1,047																																																																
投資有価証券評価損	8																																																																
関係会社株式評価損	54																																																																
退職給付引当金	457																																																																
固定資産減価償却費	69																																																																
繰延ヘッジ損益	283																																																																
その他	828																																																																
繰延税金資産小計	2,748																																																																
評価性引当金	△54																																																																
繰延税金資産合計	2,694																																																																
繰延税金負債																																																																	
その他有価証券評価差額金	1,221																																																																
その他	976																																																																
繰延税金負債合計	2,198																																																																
繰延税金資産の純額	496																																																																
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">30.6%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">1.2%</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">△10.9%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">1.1%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">22.0%</td></tr> </table>	法定実効税率	30.6%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	1.2%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△10.9%	その他	1.1%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.0%	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">30.6%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.6%</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">△6.3%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.4%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">25.3%</td></tr> </table>	法定実効税率	30.6%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.3%	その他	0.4%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.3%																																								
法定実効税率	30.6%																																																																
(調整)																																																																	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.2%																																																																
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△10.9%																																																																
その他	1.1%																																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.0%																																																																
法定実効税率	30.6%																																																																
(調整)																																																																	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%																																																																
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.3%																																																																
その他	0.4%																																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.3%																																																																
	<p>3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）」が 2025 年 3 月 31 日に成立したことに伴い、2026 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 30.6%から、2026 年 4 月 1 日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については 31.5%になります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債を控除した金額）が 26 百万円減少し、法人税等調整額は 2 百万円減少し、その他有価証券評価差額金が 32 百万円減少し、繰延ヘッジ損失は 8 百万円減少しております。</p>																																																																

(関連当事者情報)

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	232,369 (SGD 千)	アセットマネジメント業	直接 100.00	—	資金の返済 (シンガポールドル貨建) (注 1)	3,318 (SGD 33,000 千)	関係会社短期貸付金	—
							貸付金利息 (シンガポールドル貨建) (注 1)	22 (SGD 223 千)	未収収益	—
							関係会社株式の取得 (注 2)	13,412	—	—
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD 千) (注 3)	アセットマネジメント業	直接 100.00	—	配当の受取	2,950 (USD 20,000 千)	—	—
子会社	Nikko AM Global Holdings Limited	英国	3,378	アセットマネジメント業	直接 100.00	—	増資の引受 (注 4)	1,828	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 融資枠 55 百万シンガポールドル、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しておりました。
2. Nikko Asset Management International Limited が保有する関連会社 AHAM Asset Management Berhad の 20%の株式を、2023 年 4 月 19 日に 13,412 百万円で取得しました。
3. Nikko AM Americas Holding Co., Inc. の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。
4. Nikko AM Global Holdings Limited の行った 1,828,000,000 株の新株発行増資を、1 株につき 1 円で当社が引受けたものであります。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

### (2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は2023年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計 41,322 百万円

負債合計 8,314 百万円

純資産合計 33,008 百万円

営業収益 18,682 百万円

税引前当期純利益 6,005 百万円

当期純利益 4,538 百万円

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	232,369 (SGD千)	アセットマネジメント業	直接100.00	-	資金の借入(シンガポールドル貨建)(注1)	6,690 (SGD 60,000千)	関係会社短期借入金	6,690 (SGD 60,000千)
							借入金利息(シンガポールドル貨建)(注1)	286 (SGD 2,532千)	未払費用	286 (SGD 2,532千)
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD千)(注2)	アセットマネジメント業	直接100.00	-	配当の受取	2,641 (USD 18,000千)	-	-
子会社	Nikko AM Global Holdings Limited	英国	10,738	アセットマネジメント業	直接100.00	-	増資の引受(注3)	7,360	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 融資枠 70 百万シンガポールドル、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
2. Nikko AM Americas Holding Co., Inc. の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。
3. Nikko AM Global Holdings Limited の行った 7,360,000,000 株の新株発行増資を、1 株につき 1 円で当社が引受けたものであります。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

三井住友トラストグループ株式会社（東京証券取引所等に上場）

### (2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2024 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	46,582 百万円
負債合計	7,834 百万円
純資産合計	38,748 百万円

営業収益	18,712 百万円
税引前当期純利益	6,127 百万円
当期純利益	4,588 百万円

(セグメント情報等)

セグメント情報

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報  
重要性が乏しいため記載を省略しております。

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報  
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

項目	第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	第 66 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
1株当たり純資産額	548 円 41 銭	546 円 58 銭
1株当たり当期純利益金額	43 円 14 銭	63 円 58 銭

(注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	第 66 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
当期純利益 (百万円)	8,376	12,345
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	8,376	12,345
普通株式の期中平均株式数 (千株)	194,152	194,152
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2016 年度ストックオプション (2) 121,000 株、 2017 年度ストックオプション (1) 346,000 株	2017 年度ストックオプション (1) 192,000 株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 65 期 (2024 年 3 月 31 日)	第 66 期 (2025 年 3 月 31 日)
純資産の部の合計額 (百万円)	106,475	106,120
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	106,475	106,120
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (千株)	194,152	194,152

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表等

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

第 67 期中間会計期間  
(2025 年 9 月 30 日)

資産の部		
流動資産		
現金・預金		22,067
金銭の信託		21,408
有価証券		9
未収委託者報酬		19,210
未収収益		1,242
その他	※ 2	5,000
流動資産合計		68,938
固定資産		
有形固定資産	※ 1	292
無形固定資産		526
投資その他の資産		
投資有価証券		17,477
関係会社株式		44,701
長期差入保証金		685
繰延税金資産		665
投資その他の資産合計		63,529
固定資産合計		64,348
資産合計		133,286

(単位：百万円)

第 67 期中間会計期間  
(2025 年 9 月 30 日)

負債の部		
流動負債		
未払金		9,717
未払費用		3,334
未払法人税等		2,614
未払消費税等	※3	511
関係会社短期借入金		6,917
賞与引当金		1,652
役員賞与引当金		180
その他		827
流動負債合計		25,756
固定負債		
退職給付引当金		1,476
賞与引当金		373
役員賞与引当金		113
その他		216
固定負債合計		2,179
負債合計		27,935
純資産の部		
株主資本		
資本金		17,363
資本剰余金		
資本準備金		5,220
資本剰余金合計		5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		83,350
利益剰余金合計		83,350
自己株式		△2,067
株主資本合計		103,866
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		1,728
繰延ヘッジ損益		△244
評価・換算差額等合計		1,484
純資産合計		105,351
負債純資産合計		133,286

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

第 67 期中間会計期間  
(自 2025 年 4 月 1 日  
至 2025 年 9 月 30 日)

営業収益		
委託者報酬		42,808
その他営業収益		2,243
営業収益合計		45,051
営業費用及び一般管理費	※ 1	40,760
営業利益		4,291
営業外収益	※ 2	7,437
営業外費用	※ 3	3,012
経常利益		8,717
特別利益	※ 4	937
特別損失	※ 5	51
税引前中間純利益		9,602
法人税等	※ 6	2,519
中間純利益		7,083

## (3) 中間株主資本等変動計算書

第 67 期中間会計期間（自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	83,753	83,753	△ 2,067	104,269
当中間期変動額							
剰余金の配当				△ 7,486	△ 7,486		△ 7,486
中間純利益				7,083	7,083		7,083
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)							
当中間期変動額合計	—	—	—	△ 403	△ 403	—	△ 403
当中間期末残高	17,363	5,220	5,220	83,350	83,350	△ 2,067	103,866

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,466	△ 615	1,851	106,120
当中間期変動額				
剰余金の配当				△ 7,486
中間純利益				7,083
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)	△ 738	371	△ 366	△ 366
当中間期変動額合計	△ 738	371	△ 366	△ 769
当中間期末残高	1,728	△ 244	1,484	105,351

注記事項

(重要な会計方針)

項目	第 67 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>①子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法</p> <p>②その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定)</p> <p>市場価格のない株式等 総平均法による原価法</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(2) 金銭の信託 時価法</p> <p>(3) デリバティブ 時価法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>
3 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p>
4 収益の計上基準	<p>当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行业務の内容及び当該履行业務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 投資信託委託業務 当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高(以下「AUM」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドの AUM に固定料率を乗じて毎日計算さ</p>

<p>5 ヘッジ会計の方法</p>	<p>れ、日次で収益を認識しております。</p> <p>(2) 投資顧問業務          当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、ファンドの AUM に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、一般的に各ファンドの AUM に投資顧問契約で定められた固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。</p> <p>(3) 成功報酬          当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。</p>
<p>6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法          繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象          ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。</p> <p>(3) ヘッジ方針          ヘッジ取引細則等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法          ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。</p> <p>(1) 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理          資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当中間会計期間の費用として処理しております。</p> <p>(2) 税金費用の計算方法          税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に、当該見積実効税率を乗じて計算しております。</p>

## (中間貸借対照表関係)

第 67 期中間会計期間 (2025 年 9 月 30 日)	
※ 1	有形固定資産の減価償却累計額 2,394 百万円
※ 2	信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。
※ 3	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。
※ 4	保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド(旧社名「日興 AM エクイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド」)が発行する買戻し条件付株式の買戻請求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドは最大 489 百万円(5 百万豪ドル)を提供する義務を負っています。当社はヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う当該資金提供義務を保証しております。

## (中間損益計算書関係)

第 67 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)	
※ 1	減価償却実施額 有形固定資産 43 百万円 無形固定資産 61 百万円
※ 2	営業外収益のうち主要なもの 金銭の信託運用益 3,837 百万円 受取配当金 2,598 百万円 有価証券評価益 953 百万円  有価証券評価益について、保有している一部の有価証券の区分を、運用方針の変更のためその他有価証券から売買目的有価証券に振り替え、金銭の信託に移管したことに伴い、振替時の評価差額を営業外収益に計上しております。
※ 3	営業外費用のうち主要なもの デリバティブ費用 2,675 百万円 支払利息 174 百万円 為替差損 147 百万円
※ 4	特別利益のうち主要なもの 投資有価証券売却益 713 百万円 関係会社株式売却益 223 百万円
※ 5	特別損失のうち主要なもの 投資有価証券売却損 51 百万円
※ 6	中間会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 67 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	2,860,000	—	—	2,860,000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会 計期間末 残高 (百万円)
		当事業 年度期首	当中間 会計期間 増加	当中間 会計期間 減少	当中間 会計期間末	
2017 年度 ストックオプション (1)	普通株式	192,000	—	—	192,000	—
合計		192,000	—	—	192,000	—

(注) 1 2017 年度ストックオプション(1) 192,000 株は、当中間会計期間末現在、権利行使期間の初日  
が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができま  
せん。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025 年 5 月 29 日 取締役会	普通株式	7,486	38.56	2025 年 3 月 31 日	2025 年 6 月 27 日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの  
該当事項はありません。

(リース取引関係)

第 67 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)	
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	
1 年内	983 百万円
1 年超	6,295 百万円
合計	7,279 百万円

(金融商品関係)

第 67 期中間会計期間(2025 年 9 月 30 日)

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
金銭の信託	3,407	18,001	—	21,408
有価証券				
その他有価証券				
投資信託	2,259	11,805	—	14,064
資産計	5,666	29,806	—	35,473
デリバティブ取引(※1、2)				
株式関連	△122	—	—	△122
通貨関連	—	△189	—	△189
デリバティブ取引計	△122	△189	—	△311

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引のうち 2 百万円は、中間貸借対照表上流動資産のその他に、△124 百万円は、流動負債のその他に含まれております。また通貨関連のデリバティブ取引のうち△189 百万円は、流動負債のその他に含まれております。

(2) 時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、未払金、未払費用及び関係会社短期借入金は、短期間（1 年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル 1 の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル 2 の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル 2 の時価に分類しております。

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル 1 の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル 2 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株式指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	3,422
子会社株式	26,065
関連会社株式	18,635

(有価証券関係)

第67期中間会計期間(2025年9月30日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(注)子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であり、(金融商品関係)金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項(注2)に記載のとおりであります。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	11,774	9,262	2,512
	小計	11,774	9,262	2,512
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	2,290	2,457	△167
	小計	2,290	2,457	△167
合計		14,064	11,720	2,344

(注)1 減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期間については、該当ございません。

2 非上場株式(中間貸借対照表計上額3,422百万円)については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(金銭の信託関係)

第67期中間会計期間(2025年9月30日)

運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	21,408	3,837

(デリバティブ取引関係)

第 67 期中間会計期間(2025 年 9 月 30 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	18,941	—	△122	△122
合計		18,941	—	△122	△122

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 シンガポールドル	6,929	—	△26	△26
合計		6,929	—	△26	△26

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ取引 の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建	投資有価証券			
	米ドル		5,877	—	△98
	豪ドル		146	—	△3
	ユーロ		3,242	—	△50
	香港ドル		495	—	△10
合計			9,761	—	△162

(持分法損益等)

第 67 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等	
(1) 関連会社に対する投資の金額	5,345 百万円
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	18,450 百万円
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	1,313 百万円

(収益認識関係)

第 67 期中間会計期間(2025 年 9 月 30 日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 4. 収益の計上基準」に記載の通りです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(ストックオプション等関係)

第 67 期中間会計期間(自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

第 67 期中間会計期間(自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第 67 期中間会計期間(自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第 67 期中間会計期間(自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第 67 期中間会計期間(自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第 67 期中間会計期間(自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	第 67 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)
1株当たり純資産額	542 円 62 銭
1株当たり中間純利益金額	36 円 48 銭

(注) 1 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額については、新株予約権等の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 67 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)
中間純利益 (百万円)	7,083
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—
普通株式に係る中間純利益 (百万円)	7,083
普通株式の期中平均株式数 (千株)	194,152
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2017 年度ストックオプション(1)192,000 株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 67 期中間会計期間 (2025 年 9 月 30 日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額 (百万円)	105,351
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	—
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額 (百万円)	105,351
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数 (千株)	194,152

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

##### (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

以下の変更について、2024年9月26日の臨時株主総会で決議されており、2025年9月1日付で定款の変更を行ないました。

- ・商号の変更（アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社に変更）

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

## <約款>

## <追加型証券投資信託 財形株投（一般財形30）>

### 運用の基本方針

約款第15条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

#### 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長と安定した収益の確保を目的として安定運用を行ないます。

#### 運用方法

##### (1)投資対象

財形公社債マザーファンド受益証券およびインデックス マザーファンド T O P I X受益証券ならびに内外の公社債およびわが国の株式を主要投資対象とします。

##### (2)投資態度

財形公社債マザーファンド受益証券および内外の公社債への投資により安定した収益の確保を図り、インデックス マザーファンド T O P I X受益証券およびわが国の株式への投資により信託財産の成長を目指します。

インデックス マザーファンド T O P I X受益証券およびわが国の株式への投資にあたっては、株式の実質投資割合の限度を信託財産の純資産総額の30%とし、原則として常時相当程度の組入れ比率を維持することを基本とします。

#### 運用制限

- (1)株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- (2)新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (3)同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (4)同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (5)同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (6)外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- (7)有価証券先物取引等は、約款第18条の範囲で行ないません。
- (8)スワップ取引は、約款第18条の2の範囲で行ないません。
- (9)一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

#### 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

##### ①分配対象額の範囲

経費控除後の利息・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

##### ②分配対象額についての分配方針

利息・配当等収益を中心に安定的に分配を行ないますが、分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

##### ③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないません。

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、この信託に関する信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第2条 委託者は、金1億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

- ② 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

- ③ 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第45条、第46条第1項、第47条第1項および第49条第2項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第3条の2 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第4条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第5条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第5条 委託者は、第2条第1項による受益権については1億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第6条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし、

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第6条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第23条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとし、

（追加日時異なる受益権の内容）

第7条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第8条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在し

ない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第5条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含まず。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第9条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第10条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、第5条第1項の規定により分割される受益権を、別に定める「勤労者財産形成貯蓄約款」に従って契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができます。

- ② 前項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る売却価額は、1口につき1円とします。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第10条の2 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第10条の3 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(受益証券の再交付)

第11条 (削除)

(毀損した場合等の再交付)

第12条 (削除)

(受益証券の再交付の費用)

第13条 (削除)

(投資の対象とする資産の種類)

第13条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。)は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券

2. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第18条および第18条の2に定めるものに限りません。)

3. 金銭債権

4. 約束手形

② この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

(運用の指図範囲および株式への投資制限等)

第14条 委託者は、信託金を、主としてアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託 インデックス マザーファンド T O P I Xおよび財形公社債マザーファンド(その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

6. 特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7. コマーシャル・ペーパー

8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券

9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

10. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。)または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)で投資法人債券に類する証券

11. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

12. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。)

13. 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

14. 外国法人が発行する譲渡性預金証券

15. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。)

16. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

17. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第9号および第13号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第10号の証券ならびに第9号および第13号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が

運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とインデックス マザーファンド T O P I X の信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 第3項および第17条第1項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するインデックス マザーファンド T O P I X の受益証券の時価総額にインデックス マザーファンド T O P I X の信託財産の純資産総額に占める当該有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第14条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第24条において同じ。）、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第13条の2ならびに第14条第1項および第2項に定める資産への投資を行なうことができます。

- ② 前項の取扱いは、第16条から第18条の2、第20条から第21条まで、第23条および第29条から第30条の2までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、安定した収益の確保を目的として安定運用を行なうようその指図を行ないます。

（投資する株式等の範囲）

第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下本条において同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第17条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とインデックス マザーファンド T O P I X の信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（信用取引の指図範囲）

第17条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券

2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権行使ならびに信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第18条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第14条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第14条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されるものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第14条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）

に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第18条の2 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(投資する公社債の範囲)

第19条 (削除)

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と財形公社債マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項および第21条第1項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する財形公社債マザーファンドの受益証券の時価総額に財形公社債マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第20条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産への投資制限)

第21条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と財形公社債マザーファンドの信託財産に属す

る外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の30を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第22条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第23条の2 デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(信託業務の委託等)

第24条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みません。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限りません。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第25条 (削除)

(混蔵寄託)

第26条 金融機関または金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(一括登録)

第27条 (削除)

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を

明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却の代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第30条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内

③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第33条 この信託の計算期間は、毎年2月2日から翌年2月1日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）もしくはその翌日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、翌日が営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間の開始日は1994年2月4日とします。

(信託財産に関する報告)

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務等の諸費用)

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息、信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用に係る消費税および地方消費税相当額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額)

第36条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第33条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の52の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(収益分配)

第37条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② (削除)

③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(追加信託金および一部解約金の計算処理)

第38条 (削除)

(収益分配金の再投資等)

第39条 受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者に交付されます。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第8条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 第44条第3項により信託の一部解約が行なわれた場合および第43条第1項により委託者の指定する第一種金融商品取引業者が受益権を買取った場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定にかかわらず、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益者に支払います。

④ 収益分配金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(記名式受益証券への変更ならびに受益証券の返還請求の取扱い)

第39条の2 (削除)

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第40条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第41条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第41条第2項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金および一部解約金の支払い)

第41条 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払いま

す。

- ② 一部解約金は、第44条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から当該受益者に支払います。
- ③ 前2項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所において行なうものとします。
- ④ 第39条第3項に規定する信託の一部解約に係る受益権に帰属する収益分配金および委託者の指定する第一種金融商品取引業者が受益権を買取った場合の当該受益権に帰属する収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所において受益者に支払います。
- ⑤ 償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(償還金の時効)

第42条 受益者が、償還金については前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(受益権の買取り)

第43条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、受益者の請求があるときは、1口単位をもってその受益権を買取ります。

- ② 受益権の買取価額は、買取約定日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行なう委託者の指定する第一種金融商品取引業者にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額とします。
- ③ 受益者は、平成19年1月4日以降の第1項の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる第1項の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
- ④ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを中止することおよび既に受け付けた受益権の買取りの約定を取消することができます。
- ⑤ 前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を買取約定日として、第2項の規定に準じて算定された価額とします。

(一部解約)

第44条 受益者（前条の委託者の指定する第一種金融商品取引業者を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として、第4項の規定に準じて算定した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第44条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第45条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約を行いません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 前3項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合は、適用しないものとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第46条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第50条の規定に従うものとします。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第47条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第48条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第49条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第50条の規定に従い新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第50条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更を行ないません。
- ⑤ 委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行なわないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(反対者の買取請求権)

第50条の2 第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第45条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公告)

第51条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用状況に係る情報の提供)

第51条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

## 附 則

第1条 (削 除)

第2条 変更後の第35条の規定は、平成11年7月1日より適用します。

第3条 変更後の第6条第1項の規定は、平成12年4月4日以降行なわれる追加信託について適用するものとします。

② 変更後の第6条第2項の規定は、平成11年9月28日以降の純資産総額の計算に適用するものとします。

第4条 変更後の第36条第1項の規定は、平成11年12月1日以降計上される信託報酬より適用します。

② 変更後の第36条第3項の規定は、平成9年4月1日以降計上される信託報酬より適用します。

第5条 変更後の第10条の各規定は、平成12年4月3日以降の取得申込より適用します。

第6条 第39条第4項および第41条第5項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込に係る受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を受益権総口数で除して得た額）とみなすものとします。

第7条 変更後の第43条の各規定は、平成12年4月3日以降の買取請求より適用します。

第8条 平成18年12月29日現在の信託約款第8条、第9条、第11条から第13条までおよび第39条の2の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 1994年2月4日

委託者 アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

## <追加型証券投資信託 財形株投（一般財形50）>

### 運用の基本方針

約款第15条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

#### 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長と安定した収益の確保を目的として安定運用を行ないます。

#### 運用方法

##### (1)投資対象

財形公社債マザーファンド受益証券およびインデックス マザーファンド T O P I X受益証券ならびに内外の公社債およびわが国の株式を主要投資対象とします。

##### (2)投資態度

財形公社債マザーファンド受益証券および内外の公社債への投資により安定した収益の確保を図り、インデックス マザーファンド T O P I X受益証券およびわが国の株式への投資により信託財産の成長を目指します。

インデックス マザーファンド T O P I X受益証券およびわが国の株式への投資にあたっては、株式の実質投資割合の限度を信託財産の純資産総額の50%とし、原則として常時相当程度の組入れ比率を維持することを基本とします。

#### 運用制限

(1)株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

(2)新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

(3)同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(4)同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(5)同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(6)外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

(7)有価証券先物取引等は、約款第18条の範囲で行ないません。

(8)スワップ取引は、約款第18条の2の範囲で行ないません。

(9)一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

#### 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

##### ①分配対象額の範囲

経費控除後の利息・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

##### ②分配対象額についての分配方針

利息・配当等収益を中心に安定的に分配を行ないますが、分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

##### ③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないません。

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、この信託に関する信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第2条 委託者は、金3億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

- ② 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

- ③ 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第45条、第46条第1項、第47条第1項および第49条第2項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第3条の2 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第4条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第5条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第5条 委託者は、第2条第1項による受益権については3億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第6条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし、

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第6条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第23条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとし、

（追加日時の異なる受益権の内容）

第7条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第8条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在し

ない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第5条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含まず。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第9条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第10条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、第5条第1項の規定により分割される受益権を、別に定める「勤労者財産形成貯蓄約款」に従って契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができます。

- ② 前項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る売却価額は、1口につき1円とします。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第10条の2 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第10条の3 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(受益証券の再交付)

第11条 (削 除)

(毀損した場合等の再交付)

第12条 (削 除)

(受益証券の再交付の費用)

第13条 (削 除)

(投資の対象とする資産の種類)

第13条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。)は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券

2. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第18条および第18条の2に定めるものに限りません。)

3. 金銭債権

4. 約束手形

② この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

(運用の指図範囲および株式への投資制限等)

第14条 委託者は、信託金を、主としてアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託 インデックス マザーファンド T O P I Xおよび財形公社債マザーファンド(その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

6. 特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7. コマーシャル・ペーパー

8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券

9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

10. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。)または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)で投資法人債券に類する証券

11. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

12. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。)

13. 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

14. 外国法人が発行する譲渡性預金証券

15. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

16. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

17. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第9号および第13号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第10号の証券ならびに第9号および第13号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が

運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とインデックス マザーファンド T O P I X の信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 第3項および第17条第1項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するインデックス マザーファンド T O P I X の受益証券の時価総額にインデックス マザーファンド T O P I X の信託財産の純資産総額に占める当該有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第14条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第24条において同じ。）、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第13条の2ならびに第14条第1項および第2項に定める資産への投資を行なうことができます。

- ② 前項の取扱いは、第16条から第18条の2、第20条から第21条まで、第23条および第29条から第30条の2までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、安定した収益の確保を目的として安定運用を行なうようその指図を行ないます。

（投資する株式等の範囲）

第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下本条において同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第17条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とインデックス マザーファンド T O P I X の信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（信用取引の指図範囲）

第17条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券

2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権行使ならびに信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第18条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第14条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第14条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されるものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第14条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）

に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第18条の2 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(投資する公社債の範囲)

第19条 (削除)

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と財形公社債マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項および第21条第1項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する財形公社債マザーファンドの受益証券の時価総額に財形公社債マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第20条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産への投資制限)

第21条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と財形公社債マザーファンドの信託財産に属す

る外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の30を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第22条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第23条の2 デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(信託業務の委託等)

第24条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みません。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限りません。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第25条 (削除)

(混蔵寄託)

第26条 金融機関または金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(一括登録)

第27条 (削除)

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を

明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却の代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第30条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内

③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第33条 この信託の計算期間は、毎年2月2日から翌年2月1日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）もしくはその翌日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、翌日が営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間の開始日は1994年2月4日とします。

(信託財産に関する報告)

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務等の諸費用)

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息、信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用に係る消費税および地方消費税相当額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額)

第36条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第33条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の52の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(収益分配)

第37条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② (削除)

③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(追加信託金および一部解約金の計算処理)

第38条 (削除)

(収益分配金の再投資等)

第39条 受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者に交付されます。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第8条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 第44条第3項により信託の一部解約が行なわれた場合および第43条第1項により委託者の指定する第一種金融商品取引業者が受益権を買取った場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定にかかわらず、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益者に支払います。

④ 収益分配金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(記名式受益証券への変更ならびに受益証券の返還請求の取扱い)

第39条の2 (削除)

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第40条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第41条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第41条第2項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金および一部解約金の支払い)

第41条 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払いま

す。

- ② 一部解約金は、第44条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から当該受益者に支払います。
- ③ 前2項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所において行なうものとします。
- ④ 第39条第3項に規定する信託の一部解約に係る受益権に帰属する収益分配金および委託者の指定する第一種金融商品取引業者が受益権を買取った場合の当該受益権に帰属する収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所において受益者に支払います。
- ⑤ 償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(償還金の時効)

第42条 受益者が、償還金については前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(受益権の買取り)

第43条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、受益者の請求があるときは、1口単位をもってその受益権を買取ります。

- ② 受益権の買取価額は、買取約定日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行なう委託者の指定する第一種金融商品取引業者にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額とします。
- ③ 受益者は、平成19年1月4日以降の第1項の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる第1項の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
- ④ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを中止することおよび既に受け付けた受益権の買取りの約定を取消することができます。
- ⑤ 前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を買取約定日として、第2項の規定に準じて算定された価額とします。

(一部解約)

第44条 受益者（前条の委託者の指定する第一種金融商品取引業者を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として、第4項の規定に準じて算定した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第44条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第45条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約を行いません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 前3項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合は、適用しないものとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第46条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第50条の規定に従うものとします。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第47条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第48条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第49条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第50条の規定に従い新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第50条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更を行ないません。
- ⑤ 委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行なわないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

(反対者の買取請求権)

第50条の2 第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第45条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公告)

第51条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用状況に係る情報の提供)

第51条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

## 附 則

第1条 (削 除)

第2条 変更後の第35条の規定は、平成11年7月1日より適用します。

第3条 変更後の第6条第1項の規定は、平成12年4月4日以降行なわれる追加信託について適用するものとします。

② 変更後の第6条第2項の規定は、平成11年9月28日以降の純資産総額の計算に適用するものとします。

第4条 変更後の第36条第1項の規定は、平成11年12月1日以降計上される信託報酬より適用します。

② 変更後の第36条第3項の規定は、平成9年4月1日以降計上される信託報酬より適用します。

第5条 変更後の第10条の各規定は、平成12年4月3日以降の取得申込より適用します。

第6条 第39条第4項および第41条第5項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込に係る受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を受益権総口数で除して得た額）とみなすものとします。

第7条 変更後の第43条の各規定は、平成12年4月3日以降の買取請求より適用します。

第8条 平成18年12月29日現在の信託約款第8条、第9条、第11条から第13条までおよび第39条の2の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 1994年2月4日

委託者 アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

<追加型証券投資信託 財形株投（年金・住宅財形30）>

運用の基本方針

約款第15条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、信託財産の成長と安定した収益の確保を目的として安定運用を行ないます。

運用方法

(1)投資対象

財形公社債マザーファンド受益証券およびインデックス マザーファンド T O P I X受益証券ならびに内外の公社債およびわが国の株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

財形公社債マザーファンド受益証券および内外の公社債への投資により安定した収益の確保を図り、インデックス マザーファンド T O P I X受益証券およびわが国の株式への投資により信託財産の成長を目指します。

インデックス マザーファンド T O P I X受益証券およびわが国の株式への投資にあたっては、株式の実質投資割合の限度を信託財産の純資産総額の30%とし、原則として常時相当程度の組入れ比率を維持することを基本とします。

運用制限

- (1)株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- (2)新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- (3)同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (4)同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (5)同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (6)外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- (7)有価証券先物取引等は、約款第18条の範囲で行ないます。
- (8)スワップ取引は、約款第18条の2の範囲で行ないます。
- (9)一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利息・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

利息・配当額を中心に安定的に分配を行ないますが、分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、この信託に関する信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第2条 委託者は、金1億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

- ② 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

- ③ 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第45条、第46条第1項、第47条第1項および第49条第2項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第3条の2 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第4条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第5条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第5条 委託者は、第2条第1項による受益権については1億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第6条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし、

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第6条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第23条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとし、

（追加日時の異なる受益権の内容）

第7条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第8条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在し

ない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第5条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第9条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第10条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、第5条第1項の規定により分割される受益権を、別に定める「勤労者財産形成年金貯蓄約款」または「勤労者財産形成住宅貯蓄約款」に従って契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができます。

- ② 前項の取得申込者は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る売却価額は、1口につき1円とします。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第10条の2 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第10条の3 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および

受託者に対抗することができません。

(受益証券の再交付)

第11条 (削除)

(毀損した場合等の再交付)

第12条 (削除)

(受益証券の再交付の費用)

第13条 (削除)

(投資の対象とする資産の種類)

第13条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、第18条および第18条の2に定めるものに限りません。）
3. 金銭債権
4. 約束手形

② この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

(運用の指図範囲および株式への投資制限等)

第14条 委託者は、信託金を、主としてアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託 インデックス マザーファンド T O P I Xおよび財形公社債マザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）で投資法人債券に類する証券
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
16. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
17. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第9号および第13号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第10号の証券ならびに第9号および第13号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とインデックス マザーファンド T O P I X の信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 第3項および第17条第1項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するインデックス マザーファンド T O P I X の受益証券の時価総額にインデックス マザーファンド T O P I X の信託財産の純資産総額に占める当該有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第14条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第24条において同じ。）、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第13条の2ならびに第14条第1項および第2項に定める資産への投資を行なうことができます。

- ② 前項の取扱いは、第16条から第18条の2、第20条から第21条まで、第23条および第29条から第30条の2までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、安定した収益の確保を目的として安定運用を行なうようその指図を行ないます。

（投資する株式等の範囲）

第16条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下本条において同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第17条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とインデックス マザーファンド T O P I X の信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（信用取引の指図範囲）

第17条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権行使ならびに信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第18条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第14条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第14条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されるものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第14条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組

入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第18条の2 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（投資する公社債の範囲）

第19条 （削除）

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と財形公社債マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項および第21条第1項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する財形公社債マザーファンドの受益証券の時価総額に財形公社債マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第20条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（外貨建資産への投資制限）

第21条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と財形公社債マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の30を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第22条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第23条の2 デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(信託業務の委託等)

第24条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みません。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限りません。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第25条 (削除)

(混蔵寄託)

第26条 金融機関または金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(一括登録)

第27条 (削除)

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第29条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第30条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却の代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第30条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内

- ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

- ④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

- ⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第33条 この信託の計算期間は、毎年2月2日から翌年2月1日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）もしくはその翌日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、翌日が営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間の開始日は1994年2月4日とします。

（信託財産に関する報告）

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務等の諸費用）

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息、信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用に係る消費税および地方消費税相当額（以下「諸

経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額)

第36条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第33条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の52の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(収益分配)

第37条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② (削除)

③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(追加信託金および一部解約金の計算処理)

第38条 (削除)

(収益分配金の再投資等)

第39条 受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者に交付されます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとします。当該取得により増加した受益権は、第8条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 第44条第3項により信託の一部解約が行なわれた場合および第43条第1項により委託者の指定する第一種金融商品取引業者が受益権を買取った場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前項の規定にかかわらず、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益者に支払います。
- ④ 収益分配金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(記名式受益証券への変更ならびに受益証券の返還請求の取扱い)

第39条の2 (削除)

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第40条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第41条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第41条第2項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金および一部解約金の支払い)

第41条 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金

は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

- ② 一部解約金は、第44条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から当該受益者に支払います。
- ③ 前2項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所において行なうものとします。
- ④ 第39条第3項に規定する信託の一部解約に係る受益権に帰属する収益分配金および委託者の指定する第一種金融商品取引業者が受益権を買取った場合の当該受益権に帰属する収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する第一種金融商品取引業者の営業所において受益者に支払います。
- ⑤ 償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(償還金の時効)

第42条 受益者が、償還金については前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(受益権の買取り)

第43条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、受益者の請求があるときは、1口単位をもってその受益権を買取ります。

- ② 受益権の買取価額は、買取約定日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行なう委託者の指定する第一種金融商品取引業者にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した価額とします。
- ③ 受益者は、平成19年1月4日以降の第1項の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる第1項の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
- ④ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを中止することおよび既に受け付けた受益権の買取りの約定を取消することができます。
- ⑤ 前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取中止当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を買取約定日として、第2項の規定に準じて算定された価額とします。

(一部解約)

第44条 受益者（前条の委託者の指定する第一種金融商品取引業者を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として、第4項の規定に準じて算定した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第44条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第45条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約を行いません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 前3項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合は、適用しないものとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第46条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第50条の規定に従うものとします。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第47条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第48条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第49条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第50条の規定に従い新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第50条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したと

きは、原則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更を行いません。
- ⑤ 委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第50条の2 第45条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第45条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公告)

第51条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用状況に係る情報の提供)

第51条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

## 附 則

第1条 (削 除)

第2条 変更後の第35条の規定は、平成11年7月1日より適用します。

第3条 変更後の第6条第1項の規定は、平成12年4月4日以降行なわれる追加信託について適用するものとします。

② 変更後の第6条第2項の規定は、平成11年9月28日以降の純資産総額の計算に適用するものとします。

第4条 変更後の第36条第1項の規定は、平成11年12月1日以降計上される信託報酬より適用します。

② 変更後の第36条第3項の規定は、平成9年4月1日以降計上される信託報酬より適用します。

第5条 変更後の第10条の各規定は、平成12年4月3日以降の取得申込より適用します。

第6条 第39条第4項および第41条第5項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成12年3月31日以前の取得申込に係る受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する平成12年3月31日の平均信託金（信託金総額を受益権総口数で除して得た額）とみなすものとします。

第7条 変更後の第43条の各規定は、平成12年4月3日以降の買取請求より適用します。

第8条 平成18年12月29日現在の信託約款第8条、第9条、第11条から第13条までおよび第39条の2の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 1994年2月4日

委託者 アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

